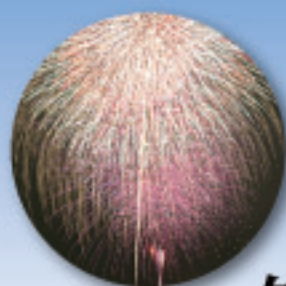


第5次 上尾市総合計画

【基本構想】平成23～32年度

【前期基本計画】平成23～27年度



笑顔きらめく

“ほっと”なまち

あげお



上尾市

第5次上尾市総合計画

- － 基本構想 －
- － 前期基本計画 －

笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお
の実現を目指して



上尾市は、昭和33年7月15日の市制施行以来、50余年の経過のなかで、田園都市から工業都市、そして住宅都市へとさまざまな変遷を経ながら、現在22万7千人を超える、埼玉の中堅都市へと発展してまいりました。

本市を取り巻く社会経済環境は、近年かつてないほど大きく変化しており、少子高齢社会・人口減少社会の進行、資源循環型社会への転換や地方分権の進展など、対応すべき課題が山積している状況であります。

私は、こうした不透明な社会経済環境においても、より多くの輝きと笑顔を生み出していくために、「こどもからおとしよりまで すべてに優しい 思いやりのある市政」を進めていくとともに、今後とも行政改革の流れを一段と加速させ、真に市民の皆さんにとって必要な行政施策を展開してまいります。

このたび策定しました第5次上尾市総合計画は、公募市民を含めた「あげお近未来☆市民会議」において、初期の段階から策定に加わっていただいたのをはじめ、市民意識調査や市民コメント、地域別説明会など、多くの市民の皆さんの意見を取り入れながら、策定いたしました。

この計画では、社会経済環境の大きな変化にあっても、計画に位置付けた各種施策を市民・事業者・行政が協働し、持続可能で前向きな姿勢を持って行動することで、対応すべき課題を解消していくとともに、より強い地域コミュニティを築いていき、この協働をひとつの柱とする基本理念のもとで、本計画に掲げている目指すべき将来都市像「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」を実現してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、上尾市総合計画審議会委員、あげお近未来☆市民会議委員、素案に対し貴重な意見や提言をいただいた市民の皆さんをはじめとする関係各位の皆さんに、この場をお借りして心から感謝申し上げますとともに、今後の計画推進に当たりましても、なお一層のご協力をお願いいたします。

平成23年3月

上尾市長 島村 禮

目次

はじめに

1. 計画策定の趣旨	2
「協働」とは	3
2. 計画の構成と期間	4
3. 計画策定の背景	5
(1) 上尾市のあらまし	5
① 位置と自然	5
② 沿革	5
③ 人口・世帯の動向	6
④ 産業の動向	7
⑤ 土地利用	7
(2) 時代の潮流	8
(3) 市民の意識	9
4. 上尾市の基本的課題	11

基本構想

1. まちづくりの基本理念	16
2. 将来の目指す姿	16
(1) 将来都市像	16
(2) 将来人口	17
(3) 土地利用構想	18
3. まちづくりの基本方向	20
(1) 支え合う安心・安全なまちづくり	20
(2) 未来につなぐ環境づくり	21
(3) 快適な都市空間づくり	21
(4) 美しく心豊かなまちづくり	21
(5) たくましい都市活力づくり	21
(6) 明日を担う人づくり	22
(7) 市民との協働と新たな行政運営	22

前期基本計画

■ 施策の体系	24
■ 各施策の見方	26
1. 支え合う安心・安全なまちづくり	27
1-1 人権の尊重	28
1-1-1 人権・男女共同・平和	28
1-2 社会保障の充実	30
1-2-1 生活福祉	30
1-2-2 高齢者福祉	32
1-2-3 障害者福祉	34
1-2-4 健康	36
1-2-5 社会保険	38
1-3 暮らしの安心・安全確保	40
1-3-1 交通安全	40
1-3-2 防災・国民保護	42
1-3-3 消防	44
1-3-4 防犯	46
1-3-5 消費生活	48
[目標指標]	50

2. 未来につなぐ環境づくり	51
2-1 持続可能な循環型社会の形成	52
2-1-1 低炭素社会	52
2-1-2 資源循環	54
2-1-3 生活環境	56
2-2 生活・雨水排水施設の整備と維持管理	58
2-2-1 生活排水	58
2-2-2 雨水排水	60
2-3 上水道の水質保全と安定供給	62
2-3-1 上水道	62
[目標指標]	64
3. 快適な都市空間づくり	65
3-1 都市基盤の整備	66
3-1-1 土地利用	66
3-1-2 市街地形成	70
3-1-3 住環境	72
3-2 交通環境の充実と維持管理	74
3-2-1 交通体系	74
3-2-2 幹線道路・生活道路	76
3-2-3 公共輸送	78
3-2-4 自転車利用	80
[目標指標]	82

前期基本計画

4. 美しく心豊かなまちづくり・・・・・・・・	83	6. 明日を担う人づくり・・・・・・・・	109
4-1 景観形成とみどりの創出	84	6-1 児童福祉の充実	110
4-1-1 景観・みどり・自然	84	6-1-1 出産・子育て支援	110
4-2 地域文化の継承と創造	86	6-1-2 子育て環境	112
4-2-1 文化・芸術活動	86	6-2 学校教育の充実と青少年の育成	114
4-2-2 文化財保護	88	6-2-1 教育環境	114
4-3 生涯学習の振興	90	6-2-2 教育活動	116
4-3-1 生涯学習体制	90	6-2-3 青少年	118
4-3-2 生涯学習活動	92	[目標指標]	120
4-4 スポーツ・レクリエーション活動の充実	94	7. 市民との協働と新たな行政運営・・・・	121
4-4-1 スポーツ・レクリエーション活動	94	7-1 市民参加と協働の推進	122
[目標指標]	96	7-1-1 市民参加とコミュニティ形成	122
5. たくましい都市活力づくり・・・・・・・・	97	7-1-2 協働	124
5-1 地域産業の活性化	98	7-1-3 交流	126
5-1-1 農業	98	7-1-4 情報共有	128
5-1-2 商業	100	7-2 新たな行財政運営	130
5-1-3 工業	102	7-2-1 行政運営	130
5-1-4 観光	104	7-2-2 財政運営	132
5-2 労働環境の充実	106	7-2-3 公共施設	136
5-2-1 勤労者・就労支援	106	7-2-4 市民サービス	138
[目標指標]	108	[目標指標]	140
		■計画推進に向けて・・・・・・・・	141

参考資料

●策定体制・・・・・・・・	145
●上尾市総合計画審議会条例・・・・・・・・	146
●上尾市総合計画審議会への諮問及び答申・・・・・・・・	148
●上尾市総合計画策定委員会設置規程・・・・・・・・	150
●上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程・・・・・・・・	151
●あげお近未来☆市民会議委員設置要綱・・・・・・・・	153
●策定経過の概要・・・・・・・・	154
●関連計画の概要・・・・・・・・	156
●用語解説・・・・・・・・	160

上尾市民憲章 一昭和 63 年 7 月 15 日制定一

私たち上尾市民は、武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた郷土に誇りと責任を持ち、人間性あふれた明るく住みよいまちをきずくため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 1 ふれあいを大切に、あたたかい上尾をつくりまします。
- 1 体をきたえ、元気ある上尾をつくりまします。
- 1 きまりを守り、美しい上尾をつくりまします。
- 1 仕事にはげみ、豊かな上尾をつくりまします。
- 1 教育・文化を高め、国際感覚を養い、未来をひらく上尾をつくりまします。

上尾市非核平和都市宣言

一昭和 60 年 8 月 15 日宣言一

世界の恒久平和と安全は、人類共通の願いである。

しかし、今なお、多くの核兵器が造られ、世界の各地で武力紛争や戦争が絶えない。

わが国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

われわれは、生命の尊厳を深く認識し、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍備縮小を求めるものである。

よって、被爆 40 周年に際し、上尾市は戦争のない、住みよいあすの世界を願い、ここに「非核平和都市」の宣言をする。

上尾市スポーツ都市宣言

一昭和 51 年 5 月 2 日宣言一

緑豊かな美しい自然、明るく健康的で人間性豊かなまちは私たちみんなの願いです。

私たち上尾市民は、ひとりひとりがスポーツに親しみ、スポーツを通じて心と体をたくましく鍛え、市民相互の交流と連帯感を育み、創造的で人間性あふれる上尾市を築くため、ここにスポーツ都市の宣言をします。

- 1 すべての市民がスポーツに親しみ、たくましい心と体をつくりましましょう。
- 1 すべての市民がスポーツの仲間をつくり、友情と連帯の輪を広げましましょう。
- 1 すべての市民がスポーツを生活にとりいれ、創造性と人間性あふれるまちづくりをすすめましましょう。

上尾市人権尊重都市宣言

—平成 7 年 10 月 3 日宣言—

日本国憲法は、すべての国民に基本的人権を保障しています。

しかし、私たちを取り巻く現実の社会には、同和問題をはじめ障害のある人や女性に対する差別など、基本的人権にかかわる問題が依然として存在しています。

私たち上尾市民は、あらゆる差別をなくし、一人ひとりが人権を尊重し合い自由と平等にあふれた平和で明るい社会を築くため、ここに上尾市を「人権尊重都市」として宣言します。

- 1 お互いに相手の立場にたって考え、思いやりの心を育てましょう。
- 1 人種や民族、家柄、地位、学歴、職業などにこだわらない人間交流を深めましょう。
- 1 家庭や地域、学校、職場などあらゆる生活の場で、人権を尊重する豊かな心をもった社会づくりに努めましょう。

上尾市子ども憲章

—平成 15 年 10 月 1 日制定—

わたしたちは自然・伝統・文化を大切にし、豊かな未来をつくりあげるために、ここに「上尾市子ども憲章」を定めます。

ゆめ

夢や希望に向かって、何事にも積極的にチャレンジします。

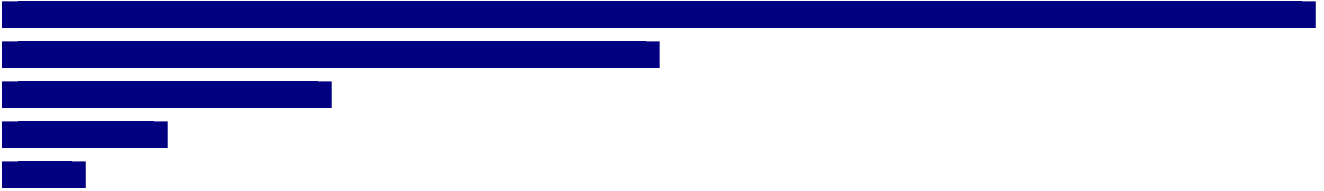
いのち

力強く大地に根を張って、一つ一つの命を大切にします。

思いやり

やさしさと思いやりの心を持って、ふれあいの輪を広げます。

はじめに



1. 計画策定の趣旨

総合計画は、地方自治体におけるまちづくりの総合的指針であり、本市でも昭和 45 年から総合計画を策定し、これに沿ってさまざまな施策を展開してきました。

平成 13 年 3 月に策定した「第 4 次上尾市総合計画」では、「みんなでつくる いきいき都市 あげお」を将来像に掲げ、「市民」、「やさしさ」、「自然」、「生活」、「活力」、「こころ」、「協働」、「コミュニティ」の 8 つをまちづくりのキーワードのもとで施策の大綱を定め、各種施策を展開してきましたが、平成 22 年度をもってこの計画期間が終了するため、このたび平成 23 年度から 10 年間の計画期間とする「第 5 次上尾市総合計画」を新たに策定しました。

本市を取り巻く社会・経済の情勢は年々変貌を遂げています。とりわけ、経済環境の激変は市民生活にも大きな影響を及ぼしているとともに、国をはじめ地方自治体の財政状況を厳しいものとしています。

一方で、いわゆる平成の大合併の流れの中で合併の道を選ばなかった本市は、今後、自立都市として一層の持続可能な独自の取り組みや主体性の発揮、そのための体制の強化が求められており、これまで以上に計画的、戦略的にまちづくりを進めることが重要となります。

また、今後のまちづくりでは、市民・事業者・行政のあらゆる主体がそれぞれの能力を発揮しながら協働(P3 参照)する仕組みが不可欠です。従って「第 5 次上尾市総合計画」は、行政経営計画としてだけでなく、市民・事業者・行政が共有する協働によるまちづくりの行動計画として策定し、厳しい社会・経済環境の中でも、より多くの笑顔を生み出すことができるよう活用していくものです。

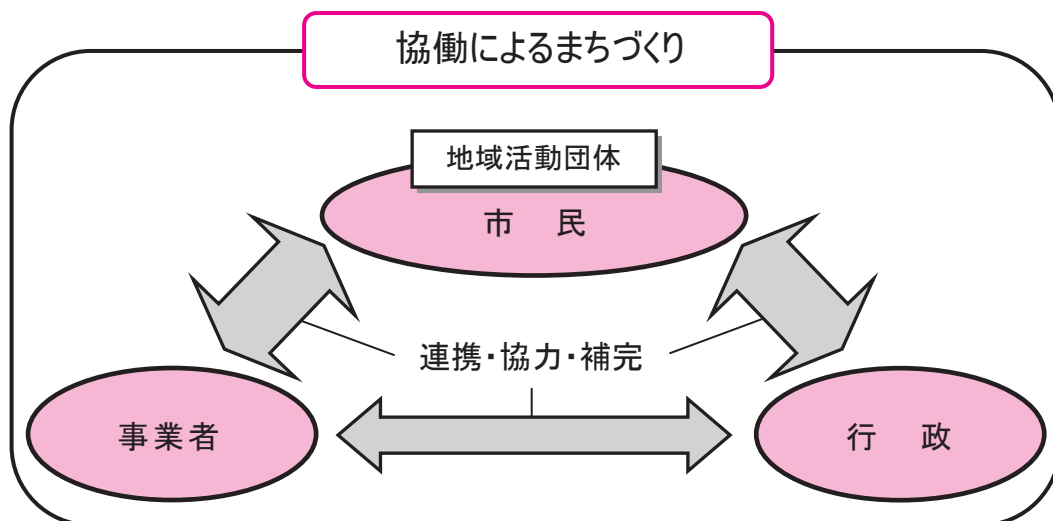
👉 『協働』とは

まちづくりにおける『協働』は、「市民・事業者・行政が相互に理解・信頼しあい、目的を共有しながら連携・協力して地域の問題の解決を目指して知恵や力を発揮しあうこと」と説明されます。

現代の多様化、複雑化する社会的課題や市民のニーズに対して、行政だけで対応することには限界がきています。そこで、市民組織などと協働することで、それぞれの実情に合わせたきめ細かな解決策を見出していく必要性が生じてきました。

分権時代の市民が、地域の問題を自分たちで解決するという「自治」の力を高めていくためにも、市民と行政は互いに連携し、協力し、補完し合いながら、さまざまなまちづくりの課題を解決していけるよう取り組んでいくことが重要となります。

そこで、第5次上尾市総合計画では『協働』を、本計画の全体を貫く大きなテーマとし、基本理念(P16 参照)の4つの柱のひとつとして掲げます。



2. 計画の構成と期間

この計画は、基本構想・基本計画・実施計画によって構成します。

○基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの基本的な理念と目指す姿、方向性の大筋を示すもので、平成23年度を初年度とし、平成32年度を最終年度とする10か年構想です。

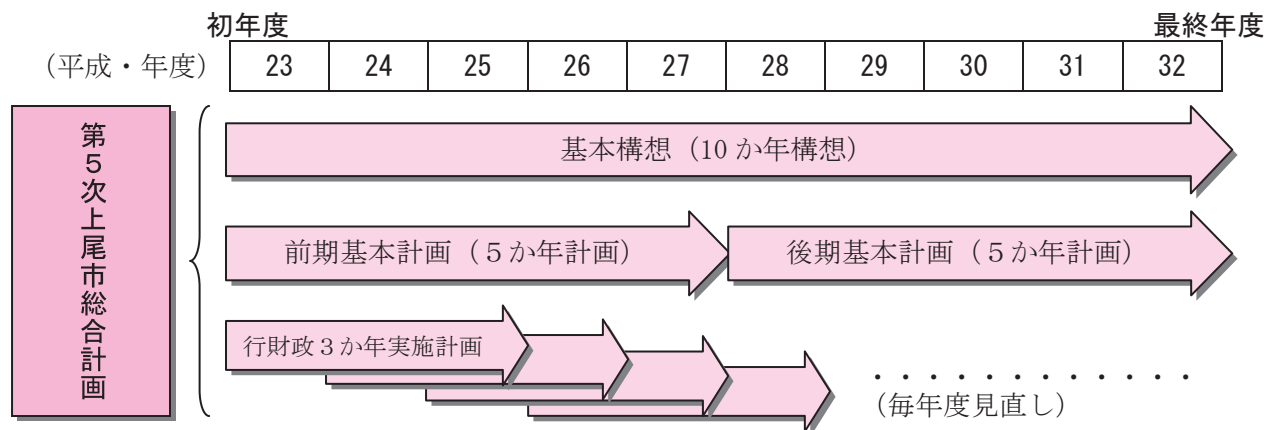
○基本計画

基本計画は、基本構想に沿って市民・事業者・行政が進めるまちづくりの施策、行動内容を具体的に、体系的に示すもので、基本構想期間の10年間を前期と後期に分けた5か年計画です。前期基本計画は基本構想と同時に策定します。

○実施計画

実施計画は、基本計画に掲げた施策のうち、本市が行う具体的事業の内容に財政状況を勘案して示すもので、計画期間を3か年とし、毎年度見直しながら向こう3か年の計画を、「行財政3か年実施計画」として定めていきます。

[計画の構成と目標年次]



3. 計画策定の背景

(1) 上尾市のあらまし

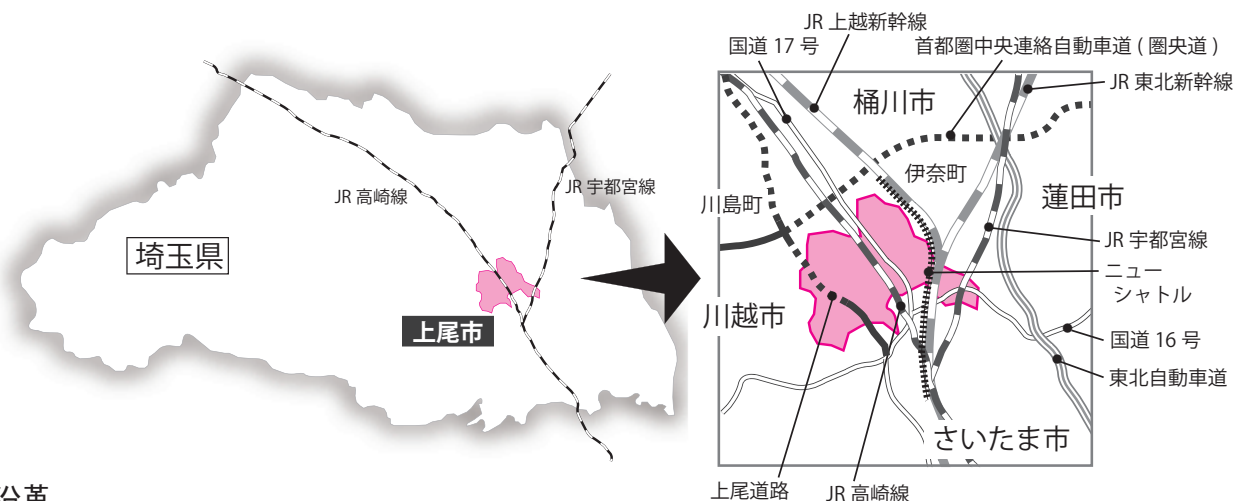
①位置と自然

本市は、埼玉県の南東部、首都東京から35Kmの距離にあり、東は伊奈町と蓮田市に、南はさいたま市に、西は川越市と川島町に、北は桶川市と接しています。

本市の面積は4,555haで、荒川が西境、綾瀬川、原市沼川が東境となっています。海拔は約17mの平坦な地形で起伏は少なく、その中を、鴨川、芝川などの河川も南へ向かって流れています。東西の河川沿いには水辺や緑の豊かな自然環境があり、市内の周辺部には武蔵野の面影を残す雑木林も見られます。

市内には国道17号が貫通し、上尾道路のほか近くには首都圏中央連絡道路（圏央道）の整備が進められています。鉄道はJR高崎線に上尾、北上尾の2駅があるほか、市東部は埼玉新都市交通（ニューシャトル）で大宮駅と結ばれています。

〔上尾市 広域位置図〕



②沿革

本市は長い歴史を持ちますが、江戸時代には、上尾地区は中山道69宿の5番目の宿場町として、平方地区は荒川舟運の要衝として、原市地区は市場町として、それぞれ発展しました。

明治16年、高崎線開通と同時に上尾駅が設置され、市街地形成が進みました。明治末期には上尾町や平方町に製糸工場が建てられ、昭和になってからは機械・金物・食品工場も操業して工業都市としての下地が作られました。

昭和30年1月1日、上尾町、平方町、原市町、大石村、上平村、大谷村の3町3村が合併して上尾町になり、3年後の昭和33年7月15日の市制施行で上尾市が誕生しました。当時、人口は約37,000人でしたが、地理的条件の良さに国の高度経済成長も加わり、田園都市から工業都市、そして住宅都市へと変貌しました。

人口の急増や市街地の拡大に対応して、都市基盤や都市環境の整備、福祉の向上などを進めるとともに、昭和51年には「上尾市スポーツ都市宣言」、昭和60年には「上尾市非核平和都市宣言」、平成7年には「上尾市人権尊重都市宣言」を行いました。

本市のイベントとしては、夏季に開催される「上尾夏まつり」や「あげお花火大会」、秋季に開催される「あげお産業祭」や「上尾シティマラソン」、また冬季に開催される「あげおイルミネーション」などがあります。

平成20年には市制施行50周年を迎え、さらなる利便性や市民サービスの向上を図るため、敬老祝い金事業やこども医療費の拡充、上尾駅整備事業、市民活動支援センター設立、(仮称)東保健センター整備事業など、さまざまな施策を進めており、「あなたに げんきを おくるまち」をスローガンに、新たな時代に向けたまちづくりに取り組んでいます。

③人口・世帯の動向

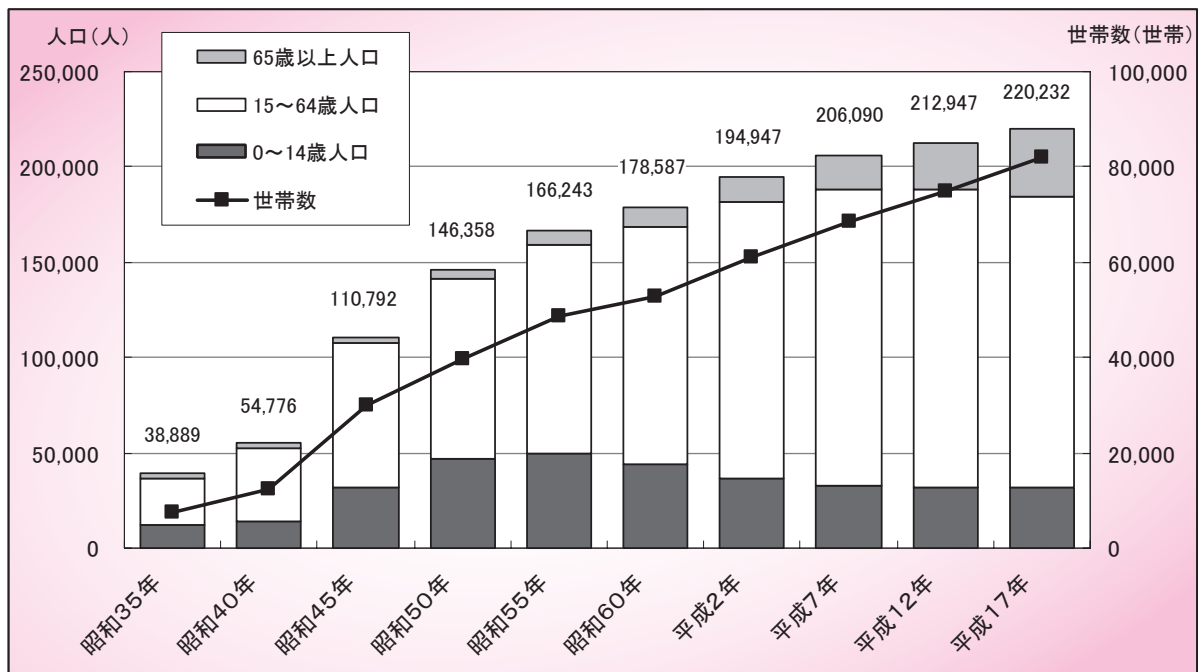
平成17年国勢調査による本市の人口は220,232人で、さいたま市より北の埼玉県内、JR高崎・宇都宮線沿線都市の中では最大規模となっています。

本市の人口は、産業や住宅の立地とともに昭和40年代に急増し、昭和35年～55年の20年間に4倍を超えました。その後、増加の勢いは緩やかになったものの、平成12～17年の5年間で、なお3.4%増加しており、さいたま市より北の県内では人口減少に転じている都市が多い中で数少ない人口増加都市となっています。平成23年1月現在の住民基本台帳による人口は227,000人を超えています。

世帯数も人口と同様に増加してきており、世帯当たり人員の縮小により人口以上に高い増加率を示し、平成23年1月現在の世帯数は9万世帯を超えています。

また、平成17年国勢調査による65歳以上高齢者の割合は、全国平均や埼玉県平均よりは低く約16%となっておりますが、平成23年1月現在の住民基本台帳では約20%を超えている状況で、高齢化の割合は上昇を続けています。

[国勢調査人口・世帯数の推移]



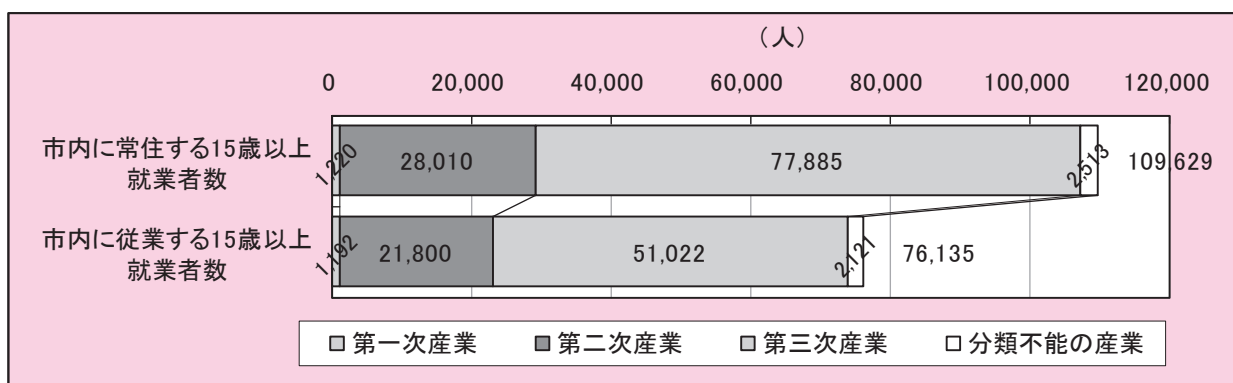
[資料：国勢調査]

④産業の動向

市内に常住する就業者数は11万人弱（平成17年国勢調査）で、その産業別構成では製造業、卸・小売業、サービス業の比重が高くなっています。一方、市内で従業する就業者数は約7.6万人で、その内訳では製造業と卸・小売業の比重の高さが目立ちます。本市は工業都市と商業都市の性格を併せ持っているといえます。

農業は、野菜を中心に都市近郊農業が営まれています。農家数、就業者数、耕地面積ともに減少が続いています。工業は、輸送用機械（自動車・自転車等）の製造業が圧倒的な割合を占め、これに大きく依存する性格を持ちますが、近年の経済変動の影響も大きく受けています。商業は、商店数は減少傾向にあるものの、通信販売会社の本社の立地などにより、商品販売額はさいたま市より北に位置するJR高崎線沿線都市の中では最大となっています。

[上尾市の就業者数による産業の構成]



[資料：平成17年国勢調査]

⑤土地利用

本市の土地利用は、JR高崎線や国道17号を軸として東西方向に市街地が拡大し、その外側に農用地などが分布する形態となっています。市街地では、全体に住宅地が広がる中に、まとまった規模の工業用地があるほか、JR上尾駅周辺には商業系の施設立地が多く、中心市街地を形成しています。ただし、郊外の開発進展に伴い、市街地での都市機能が拡散し、中心市街地の空洞化も懸念される状況になっています。

計画的な土地利用を図るため、本市全域（4,555ha）と伊奈町を合わせた区域を「上尾都市計画区域（6,035ha）」（一体的に整備、開発、保全を図る区域）とし、本市のうち2,521haを市街化区域（既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図る区域）に、2,034haを市街化調整区域（建築物等の建築を制限し市街化を抑制する区域）に指定しております。

(2) 時代の潮流

地方自治、まちづくりを取り巻く社会・経済環境は、時代とともに大きく変貌を続けており、計画策定に当たっては、その動きを背景としての確に捉えておく必要があります。

○少子高齢化と人口減少社会の到来

我が国は、世界に例を見ない速度で少子高齢化が進行しており、それに伴い、全国の人口は既に平成 17 年以降減少に転じています。これにより、福祉需要の増大や、働く世代の減少による経済活力への影響も懸念されています。

○環境負荷低減への世界的要請

地球環境保全への意識が世界的に高まる中で、将来への持続可能な環境づくりへの取り組みが求められています。自然環境の保全や資源循環型社会への転換、温室効果ガスの排出削減が、企業から個人まであらゆる主体、場面に対して要請されています。

○都市構造の見直しへの要請

これまでの経済成長や人口増加、自動車の普及などに合わせ、全国で市街地が拡大しましたが、一方で、中心市街地の空洞化などの問題が顕在化してきました。都市運営の効率性の確保、財政面、環境面の観点からも、市街地の拡大抑制、都市機能の集約化への転換が求められています。

○情報化の進展による社会経済の変容

インターネットが急速に普及するなど、社会の情報化が進展しています。IT（情報技術）の進化とその利用は経済の仕組みも変容させ、人々の生活や社会活動のスタイルも変化させています。便利さの反面、情報管理面などへの問題も指摘され、その有効有益な活用が一層求められます。

○激しい経済変動と地域社会への影響

日本経済は世界的規模の大きな経済変動の中にあり、とりわけ 2008（平成 20）年からの急激な景気悪化の波は、企業収益の低下とそれに伴う雇用情勢の悪化をもたらし、地域社会にも大きな影響を及ぼしており、その対応が求められています。

○財政の悪化と効率化への要請

地方財政は、債務残高や都市基盤施設の維持管理、扶助費などの増大により、新たな行政施策を展開することが困難な状況になりつつありますが、今後も多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを提供していくためには、さらなる行財政運営の効率化を進めていくことが求められています。

○地方分権・協働への大きな流れ

国による全国一律の施策の取り組みから地方に権限を移す、地方分権の流れが進み、地方自治体は、自立力向上、自律的な運営体制づくりが強く求められています。また、地方分権は市民の自治力の向上も求めるもので、まちづくり活動への市民参加、さらには市民・事業者・行政の「協働」の取り組みの重要性が高まっており、地域特性に合わせた体制づくりが必要とされます。

(3) 市民の意識

平成20年12月に実施した市民意識調査結果から、上尾市民の意識の主な特徴が次のように読み取ることができます。

調査目的: 市民の行政全般に対する要望や考え方を把握し、今後の市政に反映させるため実施。

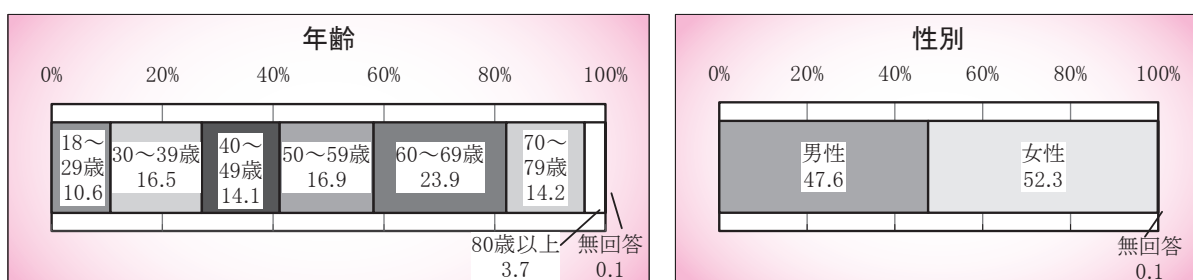
調査対象: 市に在住する18歳以上の市民3,000人を住民基本台帳から地区バランスを考慮して無作為に抽出

調査時期: 平成20年12月

調査方法: 郵送による配布と回収

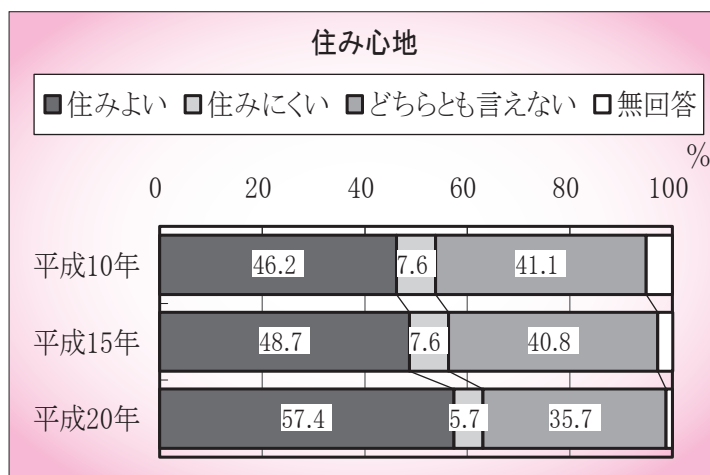
回収状況: 有効回収数1,571人(有効回収率52.4%)

[回答者の年齢・性別分布]



○住み心地

本市の住み心地は、「住みよい」が57.4%、「住みにくい」が5.7%で、「住みよい」の割合は平成10年度の調査以降、上昇しています。



○住んで良かった点・悪かった点

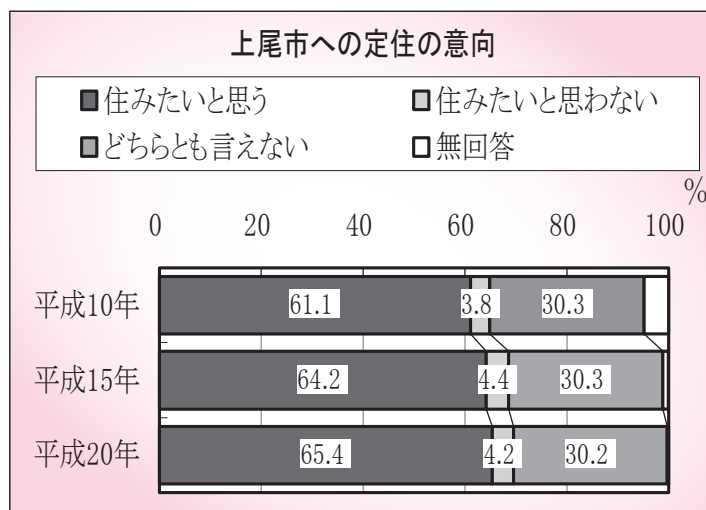
本市に住んで良い点は、「緑・自然の環境」が最も高く、次いで「ゴミの収集・処理」、「買い物や街歩き」の順となっています。逆に悪い点は、「歩道等交通安全の環境」が最も多く、これに「道路事情」、「バスや電車利用の便」が続いています。

住んで良かった点・悪かった点

順位	上尾市に住んで良い点	上尾市に住んで悪い点
1位	緑・自然の環境 (43.9%)	歩道等交通安全の環境
2位	ゴミの収集・処理 (37.4%)	道路事情 (26.7%)
3位	買い物や街歩き (22.2%)	バスや電車利用の便 (26.2%)
備考	(3つまで回答)	(3つまで回答)

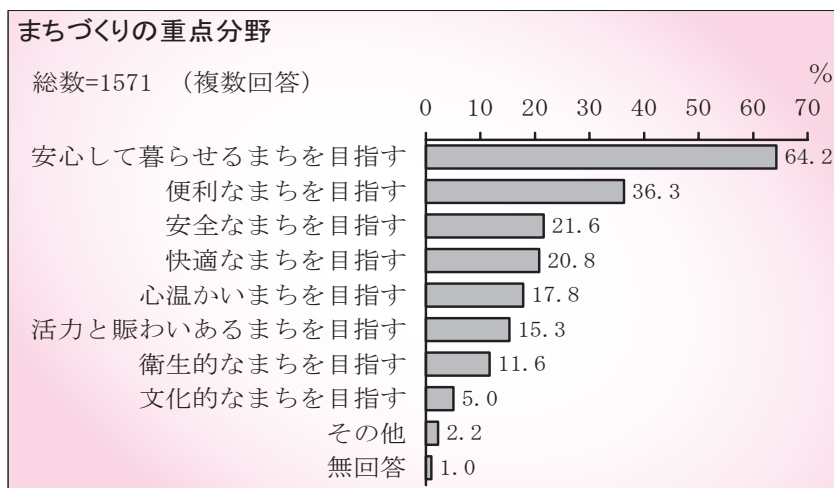
○上尾市への定住の意向

本市に今後も「住みたいと思う」が65.4%を占め、定住の意向は全体的に高く、平成10年、平成15年の調査と比べ徐々に上昇しています。



○まちづくりの重点分野

本市をもっと住み続けたいまちにするための重点分野（2つまで回答）は、保健や医療、福祉の充実などにより「安心して暮らせるまち」が64.2%で最も多く、これに道路や交通、公共施設の充実などにより「便利なまち」が36.3%が続いています。



4. 上尾市の基本的課題

本市の地域特性や、それを取り巻く時代の潮流、そのもとでの市民意識の変化などを踏まえると、本市のまちづくりにはさまざまな課題があり、その解決に向けてさらなる努力を続けることが必要です。本市の基本的課題を以下の10項目に整理して示します。

● 基本的課題1 まちづくりへの市民力・協働力の向上

地方分権の流れが加速する反面、市税の減少や扶助費の増大など財政の制約が強まる背景のもとで、市民・事業者・行政との「協働」によるまちづくりの必要性が高まっています。また退職期を迎えた団塊の世代が、豊富な知識や経験を活かして地域社会の担い手として活躍できる場の構築や、若い世代が参加しやすい環境づくりも求められます。

このため、社会経済の動向や本市の地域性に即した市民参画や協働のスタイルを見出していく必要があります。その施策として、市民がまちづくりに積極的に参加できるシステムの構築のほか、市民活動団体や地域コミュニティ組織などの活性化や相互の連携強化への支援など、協働の体制づくりが重要な課題とされています。

市民のまちづくりへの意識を高めるきっかけとしても「交流」の重要性は高く、多世代・多文化・地域間などの交流を積極的に展開し、相互に多くの刺激を得る中から市民が自らのまちを見つめ直し、行動していけるようにする必要があります。

また、協働には、市民・事業者・行政間での情報の共有化が重要であり、広報システムの充実や新たな媒体の利用なども含めた、だれも見られる情報開示の方法や、情報提供サービスの展開が重要であるとともに、市民コメント制度など広聴機能を強化し、市民の声を協働の進め方や施策に反映できる相互信頼関係を確立することが必要です。

● 基本的課題2 安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

少子高齢化は本市でも例外なく急速に進み、高齢者や障害者などの福祉ニーズが多様化する中で、一人ひとりが生きがいを持って安心して暮らし、活動できる地域社会づくりを継続する必要があります。これはまちづくりの全てにかかわる課題といえます。福祉サービスの充実はもちろん、地域で支え合える仕組みづくりが不可欠であり、市民の福祉意識の向上に向けた啓発、情報提供、ボランティア、市民団体などの育成による地域での支援ネットワーク体制の構築が求められています。

高齢者に対しては、介護予防や介護サービス基盤の充実のほか、ライフスタイルに応じたさまざまな生活支援体制の強化や生きがいづくりの支援、元気な高齢者なども参加した支え合いの仕組みづくりなども必要です。障害者に対しては、全ての人々が同じように生活できる社会づくりを目指し、障害の早期発見、早期療育を基本としながら、生活支援や自立に向けた就労支援、相談体制の強化などが必要です。

また、一人ひとりの健康管理、健康づくりに向け、保健・福祉・医療が連携した健康づくり活動の実践、健康管理システム整備による一元的サービス提供のほか、生活習慣病や感染症予防のための健(検)診受診率や接種率の向上も課題となります。

さらに、人権教育や啓発、相談、ドメスティック・バイオレンスや虐待の防止など人権尊重への取り組みを継続する必要があるほか、男女共同参画社会へ向けた取り組みの重要性も高くなっています。

● 基本的課題3 後世に持続可能な循環型社会づくり

地球温暖化の危機が叫ばれ、市民生活や都市活動全般にわたり、環境との共生や環境負荷の低減が強く求められています。都市の環境を総合的に捉え、市民・事業者・行政の主体的な行動と連携により、持続可能な資源循環型社会づくりを目指す必要があります。

それにはまず、学校や生涯学習の場などを通じた環境教育により市民の意識を高め、環境配慮型生活の実践を広めることが重要であり、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識したごみ減量化など資源循環への取り組みを促進する必要があります。また、環境美化活動をはじめ、さまざまな環境活動の啓発・PRにより、その活動機会を創出し市民参加を拡大することが重要です。

環境保全のための施策として、各種の公害対策のほか、公共下水道整備や合併処理浄化槽普及促進などによる河川の水質改善も重要であり、さらにごみの不法投棄対策や、新たな廃棄物処理施設の検討も求められています。

● 基本的課題4 誰もが便利で秩序ある都市空間の形成

人口の増加とともに本市も市街地の拡大を続けてきましたが、人口減少社会を迎えるに当たり、都市基盤施設の維持管理が懸念され、良好な都市環境維持などの観点から、都市機能の配置の見直しも含め、中心市街地と周辺地区との均衡のとれた効率の良い都市構造を形成していく必要があります。

今後、これに対応した土地利用の適切な規制や誘導などにより、農地を保全しながら市街地を適正規模に収め、かつ、既存の都市基盤施設を活かした人優先の社会基盤整備を進める必要があるとともに、公共下水道整備や都市型水害防止対策も進める必要があります。また、街づくり推進条例や地区計画・建築協定などの制度についても有効に活用していかなければなりません。

都市交通面では、都市計画道路をはじめとする道路網の効果的整備とともに狭あい道路の幅など道路の質の向上が必要であるほか、自動車に過度に依存しないための公共交通の利便性向上や自転車利用の促進なども大きな課題です。

中心市街地への都市機能集約は、秩序ある都市構造形成にとって重要な課題であり、歩いて暮らせる街づくりを目指した駅周辺の整備やバリアフリー環境の整備なども求められます。

● 基本的課題5 美しく心豊かな文化都市づくり

多くの人々が住みたいと思う都市になるためには、美しさや文化性を高め、質の高い誇りを持てる都市を形成する必要があります。

特に、緑は都市の潤いを形成する重要な要素であり、緑のアクションプログラムを見直す中で、その保全・維持活動を幅広く進める必要があります。

また、景観への関心も高まっており、景観計画の策定をはじめ歴史的建造物や地域のシンボリック樹木の保存など、多くの市民参加を得ながら都市景観や田園風景の良さを守り、また創造することが求められます。

一方、生涯学習やスポーツ活動を通じて心の豊かさや生きる喜びを増していくためには、指導者の発掘や育成、参加への意識啓発などが必要であり、そのために、公民館や学校の余裕教室など関係施設の有効活用を計画的に進めることも重要です。

さらに、文化財の保護や記録を進めることが求められ、貴重な歴史資料の整理公開をしていく必要があります。

● 基本的課題6 安全を確保する危機管理体制の強化

地震などの大規模災害や治安の悪化、交通事故の被害などが危惧される中で、市民の安全確保は行政の大きな責務です。自然災害や犯罪などの防止・対応のほか、交通環境の整備充実や救急医療なども含めて、緊急時に的確な対応がとれる危機管理の強化が強く求められています。

防災面では、建物の耐震改修をはじめ、地域防災計画に基づき地域が連携した防災対策が必要なほか、自主防災組織の育成強化など、市民全体の参加による地域の防災力向上などが課題です。消防力は、その動向に合わせた機能強化が必要とされています。

防犯面では、総合的な対策が求められ、市民の防犯意識の向上、自主防犯・ボランティア組織の育成や、児童生徒の安全確保、見守り、不審者情報の配信などの対策を充実させていくことも必要です。

医療・救急面では、休日・夜間診療、高次救急医療体制の整備や、医師不足の解消、診療体制の整備充実などが課題となっています。

● 基本的課題7 活力とにぎわいを生む地域経済力の育成

本市の経済構造は、これまで特定の業種の大規模事業所により支えられてきた部分が多いですが、世界的な経済変動が激しさを増す中で、それらに耐えうる強さを内発的に育てていく必要性が高まっています。それには、市内の産業を総合的に捉える視点が必要であり、農商工連携などを含め、産業間の交流が生まれる場づくりなどを進める必要があります。

また、景気に左右されない強い産業構造をつくるためには、中小企業の育成強化が重要であり、その経営力の向上を支援することが、雇用機会の確保創出にもつながります。さらに、産業立地の場の確保として工業基盤整備も効率的に進める必要があります。

商業面では、意欲的な商店の育成とともに商店街の活性化や環境整備の支援が求められ、とりわけ、空き店舗対策など中心市街地のにぎわいを増すための新たな取り組みが必要とされています。

緑の保全の側面も担う都市農業の振興も重要であり、農用地の維持・保全や多様な担い手の育成などにより、地産地消の拡大や上尾ブランドの発掘と育成につなげていくことも求められています。

● 基本的課題8 明日の時代の担い手育成・人づくり

安心して子どもを産み育てられる社会づくり、次世代を担う人づくりは、少子化対策の重要な課題です。

出産・子育ての支援体制、環境づくりとして、乳幼児期の健診・相談の充実や、保育所・家庭保育室などの整備充実による待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、東西の児童館の有効活用や放課後児童クラブの安定経営などが課題となります。子育て家庭の社会的・経済的支援や情報提供、相談体制の充実や地域子育て支援拠点などの充実、父親の子育て参加がしやすい環境づくりも求められています。

学校教育においては、各教科、道徳教育及び特別活動の学習にとどまらず、国際理解教育や

環境教育、情報教育、人権教育、食育などの推進により心豊かな人づくり、生きる力の育成を図る必要があります。また、就学支援や教育相談をはじめ、通学区域の適正化などを含めた学習環境の構築を進めなければなりません。

● 基本的課題 9 時代に合わせた行財政運営の効率化

国・地方ともに財政状況が窮迫し、人口減少社会が現実となり、これまでの「拡大」を前提とした考え方は転換を迫られ、行財政運営の効率化が厳しく求められます。

時代とともに行政に求められる機能は変容しており、これに対応した組織機構の見直しや課題に対応した柔軟な組織編成、組織間の連携の強化、分野を問わない外部委託（アウトソーシング）の的確かつ効果的な推進などの検討のほか、部署ごとに構築されている行政情報システムの連携などが必要とされます。

また、厳しさを増す財政を健全に保つためには、事業の必要性や優先順位の厳格な位置付けに基づく実施、市民サービスの品質を確保した上での経費の削減はもとより、新たなシステム化の可能性を各分野で追求する必要があります。水道などの事業分野でも適正な経営分析に基づいた経営管理の実行や料金などの見直しも視野に入れた運営が必要とされます。

税の収納確保についても、納付しやすい環境整備が必要であり、税収を補う新たな自主財源の確保に向けた取り組みも求められます。

● 基本的課題 10 公共施設などの計画的な整備と維持管理

これまでの人口増加、都市規模拡大の過程で、市民生活の向上を図るため、多くの公共施設や都市基盤施設を整備してきましたが、年数の経過に伴い、老朽化による建て替えが迫られている施設や、耐震化などの改修が必要な施設が多くなっています。また、施設の統廃合や市民ニーズに対応して新たな整備の検討が求められている施設もあります。

特に、学校校舎の耐震化は早急に実施すべき課題であるほか、日常生活に直結する上下水道施設も耐震対策を図ることが求められています。

また、施設の維持管理は、これまで応急的な修繕で対応してきましたが、各種施設を総合的に捉えた計画的な維持管理システムの確立が重要な課題です。各施設の状況や整備に必要な経費などの基礎情報を把握し、データベース化しながら、限られた財源の中で緊急性を要するものから優先順位をつけて改修や建て替えを行っていきけるよう、長期的な計画を立てて効率的に進めていく必要があります。また、ESCO事業[※]導入や施設の長寿命化の工夫なども含め、包括的な視点で進めていくことも重要です。

※ 省エネ機器導入により光熱水費を削減し、削減された光熱水費により省エネ機器の導入費用を賄う仕組み

基本構想



1. まちづくりの基本理念

本市は、激しい社会経済環境の変化の中にあっても市民・事業者・行政が持続可能な前向きな姿勢を持って行動するものとし、まちづくりの基本理念を、次のように示します。

協働・自立・共生・独創

協働

市民・事業者・行政が力を合わせ、人と人が助け合い、支え合って、より良い地域社会をつくる

自立

市民・事業者・行政が主体性を持って自律的に、責任を持って自らのまちを未来に引き継ぐ

共生

さまざまな人々が交流しながら、環境とのかかわりを大切に、持続可能な循環型社会をつくる

独創

市民・事業者・行政は、歴史や伝統を踏まえ、新たな文化を築き、その個性と魅力を誇りとして、多くの人々をひきつける

2. 将来の目指す姿

(1) 将来都市像

本市は、基本理念のもとで、市が抱える基本的課題を解決し、時代の変化に対応しながら、市民が満足できる都市の姿を形づくっていくこととし、10年後に目指す将来の都市の姿を、次のように示します。

笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお

市民一人ひとりが、心の豊かさを感じ、それが笑顔となって表れるまち。安心・安全で快適な環境のもとで、住んでいる人々が“ほっと”できるまち。さまざまなイベントなどにより、上尾市の魅力が発信され、経済活力も高まる活気あふれる“ホット(熱い)”なまち。

(2) 将来人口

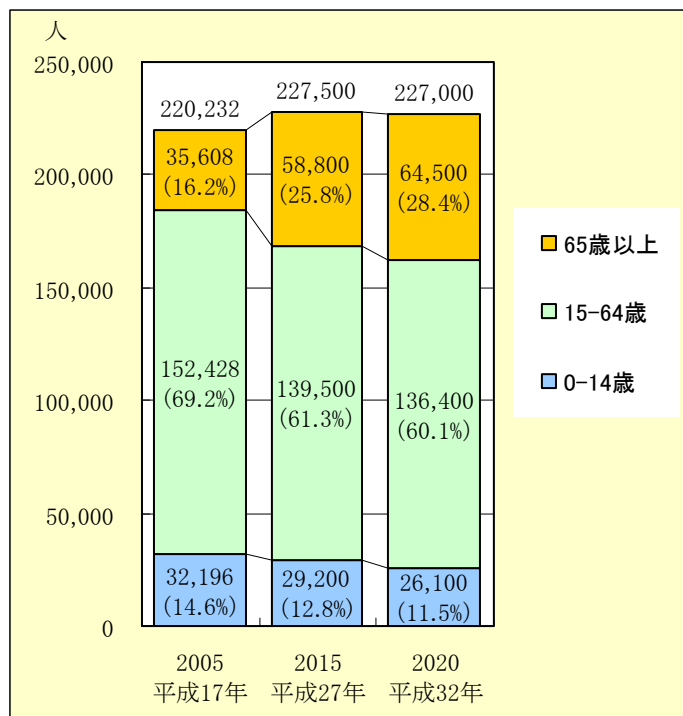
〔人口想定〕

まちづくりの基礎となる人口は、推計データをもとに、今後の施策展開による効果なども考慮したうえで、以下のように想定します。平成 17 年国勢調査による本市の人口は 220,232 人で、なお増加傾向にありますが、全国的に人口が減少に転じているのと同様、本市の人口も 2015（平成 27）年前後をピークに減少に転ずることが想定されます。

		人 口
2005（平成 17）年		220,232 人
想 定	2015（平成 27）年	227,500 人
	2020（平成 32）年	227,000 人

〔年齢 3 区分別人口想定〕

年齢 3 区分別人口をみますと、少子高齢化は今後も進み、15 歳未満の総人口に占める割合は、2005（平成 17）年には 14.6%であったものが、2020（平成 32）年には 11.5%にまで減少するとともに、出生児数も年々減少していくことが想定されます。また、65 歳以上の高齢者の総人口に占める割合は、2005（平成 17）年には 16.2%であったものが、2020（平成 32）年には 28.4%にまで増加すると想定されます。



〔世帯数想定〕

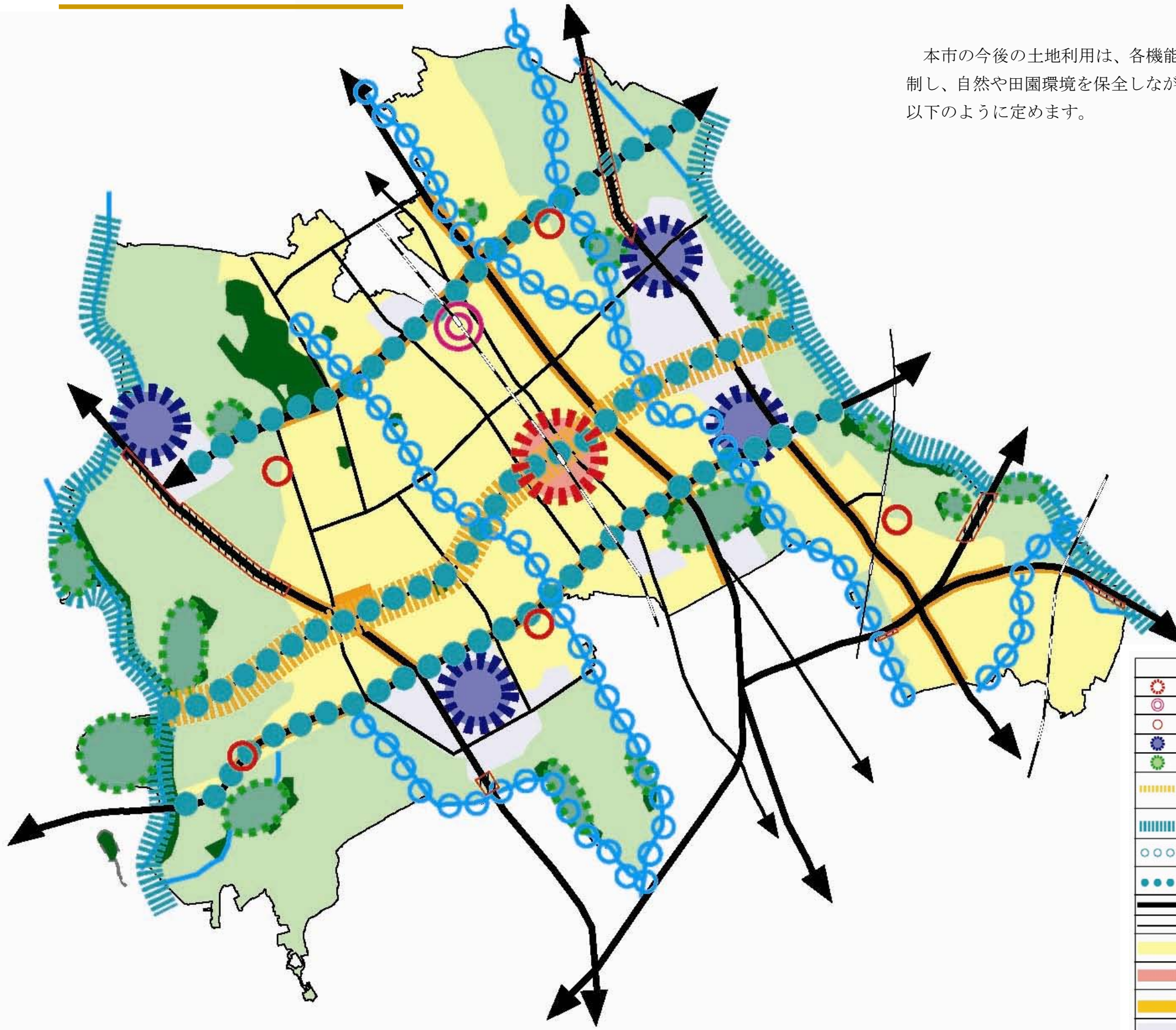
世帯数は、以下のように想定します。1 世帯当たりの人員（世帯の規模）は減り続けているため、人口が減少に転ずる中でも、世帯数はしばらく増加が続きます。

		世帯数	1 世帯当たり人員
2005（平成 17）年		81,947 世帯	2.67 人／世帯
想 定	2015（平成 27）年	94,000 世帯	2.42 人／世帯
	2020（平成 32）年	98,500 世帯	2.30 人／世帯

※人口・世帯数の想定値は 500 人単位で想定したため、1 世帯当たり人員による計算結果とは一致しません。

(3) 土地利用構想

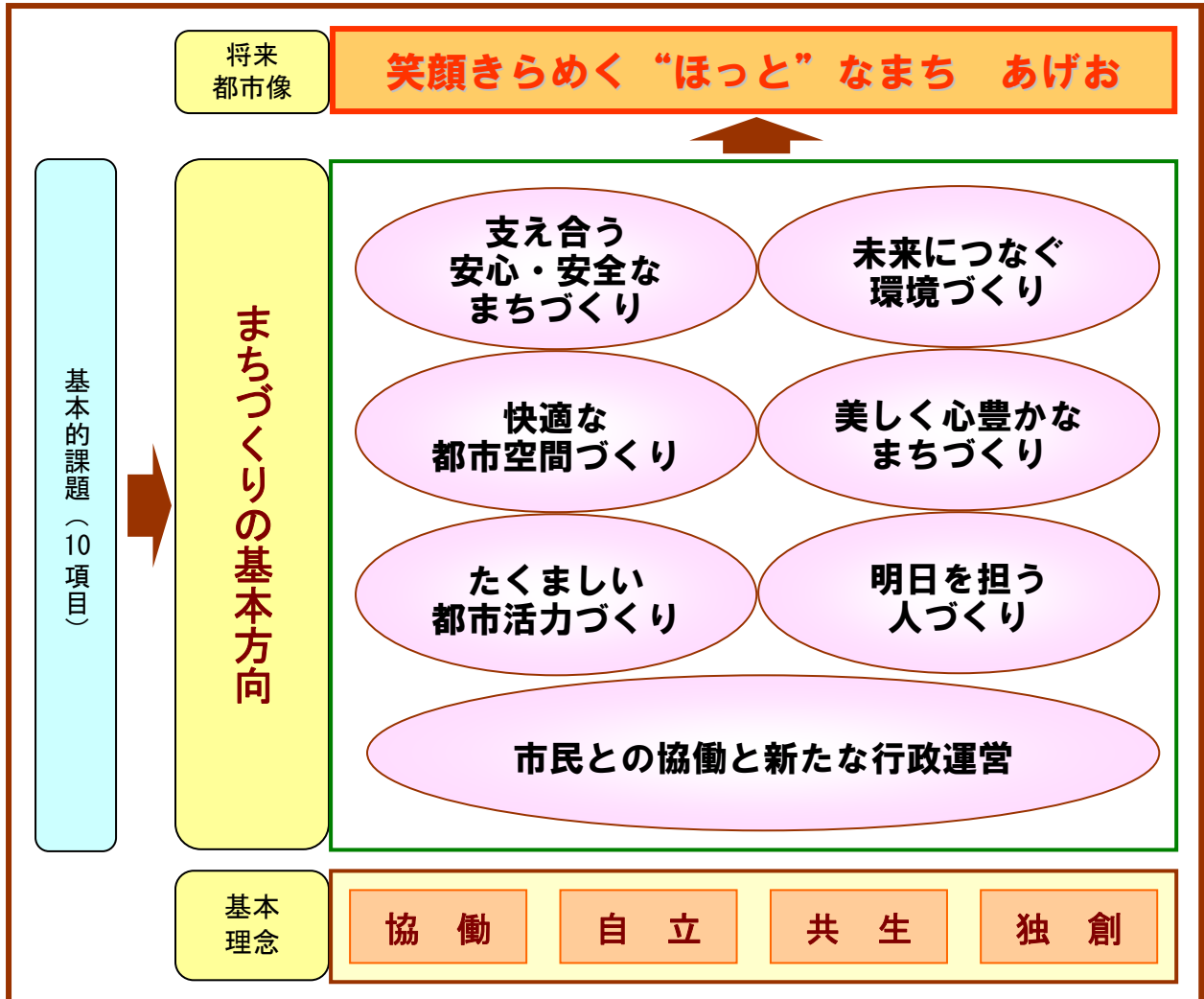
本市の今後の土地利用は、各機能の効率的、集約的な配置により、市街地の拡大をできる限り抑制し、自然や田園環境を保全しながら調和のとれた都市空間の形成を目指します。土地利用構想を以下のように定めます。



凡例	説明
	中央拠点 商業・業務、医療や公共サービスなどの多様な機能が集積された拠点
	北部拠点 身近な商業・公共サービスなどの一定の機能が集積された拠点
	地域拠点 地域における行政サービスや福祉サービス、生涯学習、地域活動などの拠点
	産業拠点 様々な工場が集積する拠点
	緑の拠点 地域の潤いの源となる緑が集積する拠点
	都市と自然の回遊軸 JR上尾駅を中心に、西は上尾丸山公園及び荒川、東は平塚公園及び原市沼川を結び、周辺と一体となった上尾を代表する街路景観を創出し、歩行者や自転車にとって安全で快適な空間のある道路
	水と緑の帯 市の自然環境の根幹をなす、荒川や江川周辺一帯、及び綾瀬川、原市沼川周辺一帯
	水と緑の脈 「水と緑の帯」から市の内部に自然の活力を送る主要な葉脈である鴨川、芝川、浅間川、及び見沼代用水
	緑の脈 緑豊かな生活空間の充実を担う緑の脈としての、県道上尾久喜線、上尾蓮田線、川越上尾線及び市道上尾平方線の沿道
	主要幹線道路 国道や県道など都市間交通を受け持ち、広域的な交通需要に対応するための道路
	幹線道路 主要幹線道路及び主要交通発生源を結ぶ都市の骨格を形成する道路
	住居ゾーン 望ましい市街地の形成を誘導し、水辺や緑を活かした潤いとゆとりを合わせ持った質の高い都市空間
	商業ゾーン 商業・業務や公共サービスなどの多様な機能を集積した賑わいのある複合的な都市空間
	沿道ゾーン 商業・業務・物流機能などの立地を誘導する、国道16号線、17号線及び上尾道路、県道上尾久喜線、原市川越線、第二産業道路等の沿道
	工業ゾーン 周辺環境に配慮された工業地、及び良好な操業環境と住環境の共存を図る都市空間
	田園保全・活用ゾーン 農地や河川、樹林地を含めた豊かな自然環境を保全するとともに、生活環境との調和を図り市街化を抑制すべき区域
	特定流通業務施設ゾーン 開発行為等の許可の基準に関する条例に基づき、市街化調整区域内の主要幹線道路沿道において、特定の流通業務施設の建設を目的とした開発行為が認められる区域

3. まちづくりの基本方向

本市の基本的課題を解決しながら、将来の目指す姿を実現するため、まちづくりの基本理念に沿って進める共通のまちづくりの基本方向を、次のように定めます。



(1) 支え合う安心・安全なまちづくり

地域社会の根幹として、一人ひとりの人権尊重への取り組みを継続的に行いながら、男女共同参画社会の仕組みづくりを着実に進めます。

少子高齢化時代にあっても、一人ひとりが安心して暮らし、活動できる地域社会を市民・事業者・行政と一緒に築きます。高齢者、障害者などへの福祉サービスの充実はもちろん、「自助」を補い地域で支え合える「共助」「公助」の仕組みを、本市の地域性に合わせた形でつくっていきます。同時に、個人の健康管理と地域ぐるみの健康づくりの実践を両立させ、疾病の予防や保健・医療の充実を進めます。

また、市民生活の安全確保のため、交通安全対策のほか、地震や風水害などの自然災害、火災、大規模な事故、犯罪、テロなどの危険に対して、その発生防止や発生時の被害を最小限にとどめるなど、危機管理体制の強化を図り、安心・安全に暮らせるまちづくりを積極的に進めます。

(2) 未来につなぐ環境づくり

身近な環境保全や地域でのリサイクル活動などの積み重ねによって、都市全体の環境負荷の低減に結びつけるとともに、新たなエネルギーの活用を検討しながら、環境と共生した将来に持続可能な資源循環型社会の形成を目指し、地球環境の保護に貢献します。

生活の場から廃棄物を削減し適切に処理する仕組みの強化や、公共下水道整備などによる河川水質の維持改善、上水道の水質確保向上などに取り組みます。

また、環境への意識を一人ひとりが高め、環境に配慮した生活を実践していくことが重要で、そのための環境教育、啓発活動を推進しながら、環境美化活動やごみの減量化などの取り組みを拡大し、良好な都市の環境を未来につなげます。

(3) 快適な都市空間づくり

人口の増加に伴い拡散してきた市街地の拡大を抑制し、豊かな自然環境や農地との調和を追求します。また、都市のゆとりや防災など、さまざまな面を持つ公園機能の充実を図りながら、秩序ある土地利用を誘導します。

市街地では、商工業や住宅、公共施設などの都市機能の集約的な配置を行いながら、特に上尾駅周辺を本市の中心市街地として活性化させるため、駅の再整備を契機とした機能の集約・高度化、人が集まる魅力づくりに計画的に取り組めます。また、市内の各方面を結ぶ道路環境の充実、公共交通機能の強化を図るとともに、比較的平坦である地形を活用した自転車の利用環境向上によるサイクルシティの推進も含めた、人と環境にやさしい快適な都市空間の形成を目指します。さらには、秩序ある市街地形成を図るため、地域独自のルールづくりを、市民・事業者との協力のもとで、積極的に進めます。

(4) 美しく心豊かなまちづくり

都市の美しさを象徴する緑の保全、創出に向けて、協働による緑化推進や公共空間の緑の維持管理などに取り組みます。また自然環境を活かしながら、建築物や道路空間、公共施設におけるデザインの工夫や調和の追求による良好な都市景観の創造に努めます。

一方、都市の内面的な美しさ、豊かさを高めるため、文化財・伝統文化の保全・継承を推進し、文化・芸術や郷土の歴史に触れ、それを活かすことも含めた多様な文化を育てるとともに、いつでもどこでも学べ、市民が自発的かつ主体的に参加できる生涯学習やスポーツ・レクリエーションを進めることで、ふるさととして豊かに楽しく暮らせるまちづくりを進めます。

(5) たくましい都市活力づくり

これまで本市の経済を支えてきた商工業や農業などの産業活動を盛り立て、また、経済変動の波にのみ込まれない強い地域経済力をつけるため、内発的な産業振興、活性化の促進に取り組みます。特に、市内で中小企業が独創的な知恵や力を発揮できる環境づくりや支援により、産業・業種の幅や裾野を広げていくことや、新たな産業用地、基盤の確保充実などを通じて、経済力全体の拡大を目指し、それらによる雇用創出、安定した雇用環境の確保につなげます。

農業では、大都市近郊の地理条件を活かした都市農業の展開を促進し、地産地消や上尾ブランドの創出も含め市民に身近な産業として育成するとともに、商業でも、市民ニーズを吸収できる魅力ある商店づくりなどにより、まちなぎわい・活力を増進します。

これらの産業は、並列的に存在するだけでなく、農商工の連携、企業間の連携などによる融合を促進し、新たな価値を上尾から生み出せる土壌づくりを進めます。

(6) 明日を担う人づくり

次世代を育成するため、安心して子どもを産み育てられる社会づくりや、子どもたちが健全で伸び伸びと育ち個性や能力を高められる環境づくりに力を注ぎます。

子育てにかかる経済的・精神的負担を軽減し、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、多様なニーズに応える保育の充実、各種相談や支援の体制づくりを進め、出生率の維持向上につなげます。

学校教育においては、教育環境の向上とともに、子どもたちが「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」など、生きる力を身に付け、将来の社会を担う力を養えるよう、工夫を重ねます。また、社会全体で青少年を健全に育成できる環境や仕組みづくりを推進し、地域の子どもの地域で育むことにより、郷土愛に満ちた次世代の人づくりに取り組みます。

(7) 市民との協働と新たな行政運営

各分野にわたるまちづくりを進めるに当たり、その基本として、市民と行政との協働の仕組みを本市の地域性に見合ったものとして確立します。コミュニティの役割を見直し、市民活動団体などの力も育て、さまざまな交流を深めながら、各主体がともに連携し、協力し、補完し合うことにより、協働のまちづくりを定着させます。まちづくりにかかわる各主体が情報を共有し、相互の信頼関係を基に行動できるよう、広報・広聴の充実や行政情報・地域情報システムの活用を進めます。

行政においては、財政状況が厳しさを増す中で人口減少時代を迎えるに当たり、地域経営主体としての迅速な政策企画能力と体制、財政力の強化に向け、厳しい自己管理による健全な運営を進めます。また、施策や事業の企画立案及び実施に当たっては、それによる効果、成果を厳しくチェックし、見直し・改善を図ります。

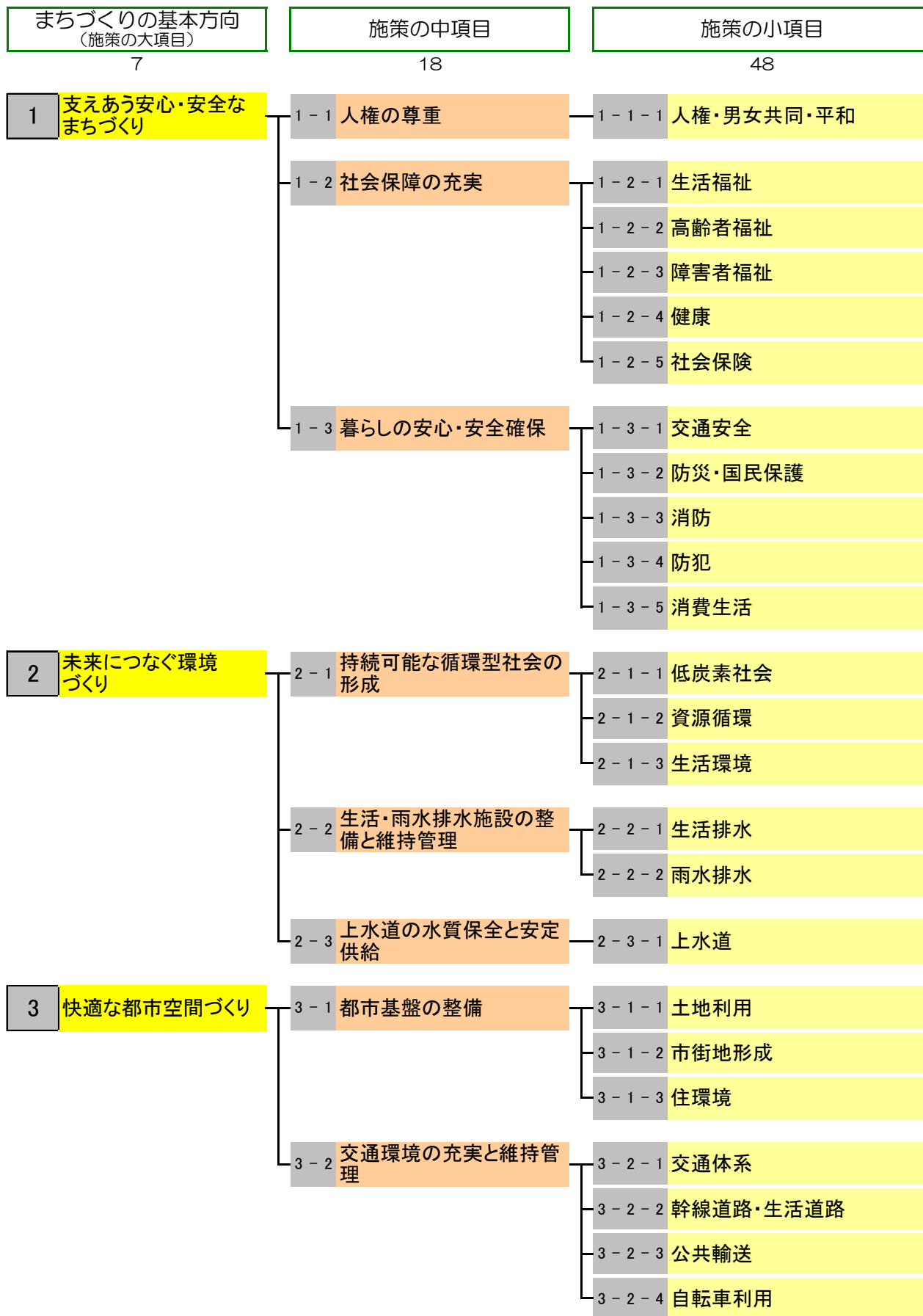
公共施設や都市基盤施設については、老朽化による改修や建て替え、耐震化の対応を包括的かつ長期的な計画に基づき行っていきます。

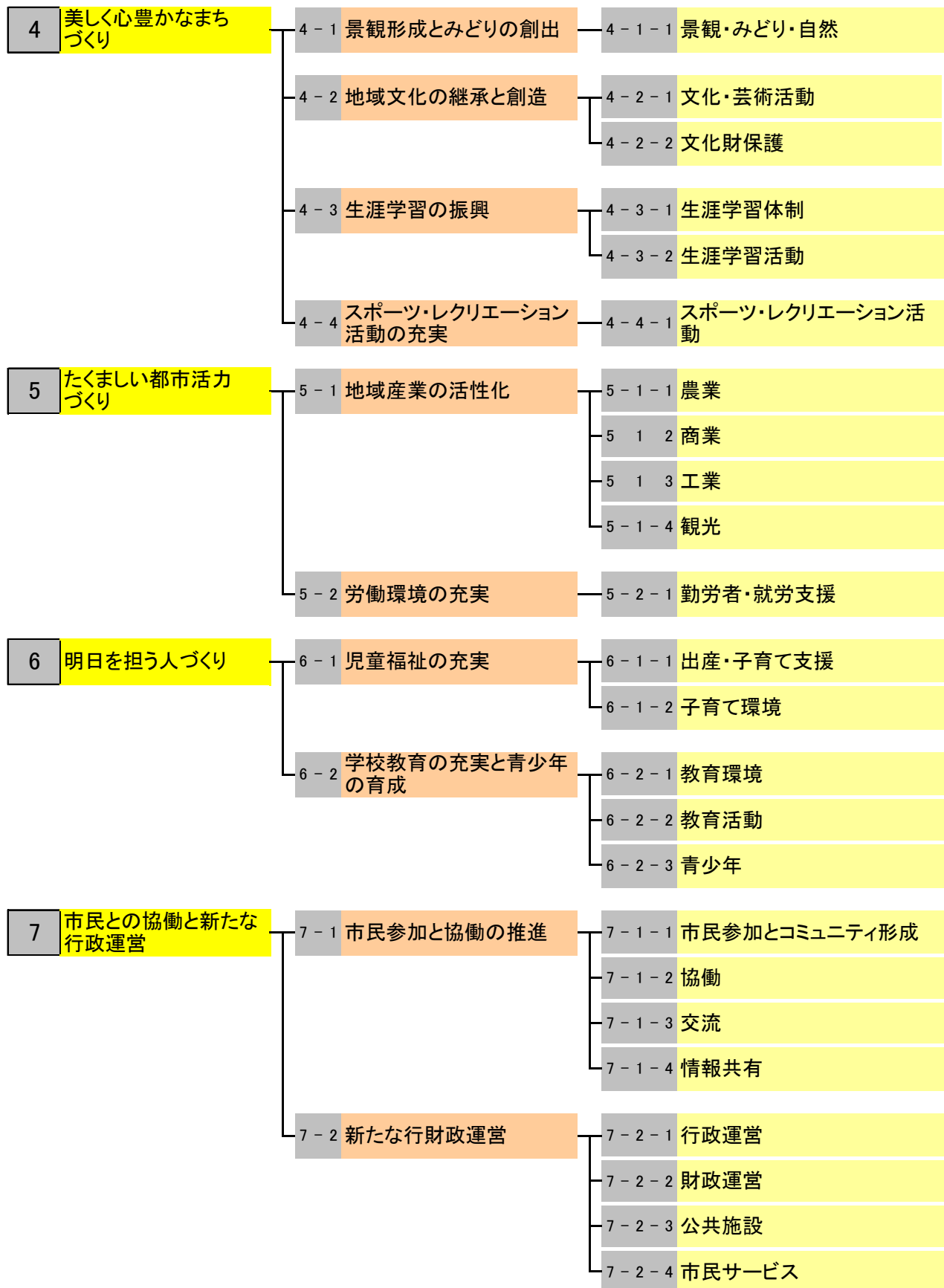
前期基本計画



■ 施策の体系

以下の図は、施策の大項目から施策の小項目までを体系化したものです。前期基本計画では、各施策の小項目ごとに施策内容（施策の細項目・施策の細々項目）を掲載しています。





■各施策の見方

各施策の内容は、次のような構成になっています。

① 1. 支え合う安心・安全なまちづくり

② 1-1. 人権の尊重

③ 1-1-1. 人権・男女共同・平和

④ 関連計画

⑤ 基本方針

⑥ 1) 人権教育・人権啓発

2) 同和行政の推進

3) 相談支援の推進

4) 男女共同参画の意識向上とシステムづくり

5) 男女の自立を支援する環境づくり

6) 配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり

7) 平和の啓発

⑦ 事業名

⑧ 用語

① 支え合う安心・安全なまちづくり

② 目標指標

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27年度)	備考
1-1. 人権の尊重	あげおヒューマンライティング21の参加者数	480人	520人	
	人権教育集会所事業の参加者数	383人	400人	
	審議会などの女性の登用率	24.6%	32.0%	
1-2. 社会保障の充実	就労支援プログラム参加者自立率	50.0%	60.0%	ISO9001目標値
	国民健康保険特定健康診査受診率	36.1%	65.0%	
	胃がん検診受診率	3.9%	6.6%	
1-3. 暮らしの安心・安全確保	肺がん・結核検診率	3.3%	7.0%	
	交通事故件数	4,738件	4,100件	人身・物損件数の合計
	自主防災組織率	99.1%	100.0%	
	防大地域及び準防大地域指定面積	58.9ha	2,521.0ha	
	住宅の耐震化率	69.0%	90.0%	
	消防車両数(消防庁告示)	25台	27台	指揮車・救急車は各1台不足
	消防団員数(定数)	141人	150人	定数163人
自主防犯ボランティア団体数	100団体	140団体	全事務区+α	
市内刑法犯認知件数	3,251件	2,800件		

⑨

- ① 施策の体系
まちづくりの基本方向(施策の大項目)・施策の中項目・施策の小項目の順に示しています。
- ② 施策に関係する課
- ③ 現況と課題
施策の小項目を取り組むにあたって、踏まえておかなければならない現況と課題を箇条書きで示しています。
- ④ 関連計画
関連する庁内計画などを示しています。
- ⑤ 基本方針
現況と課題を受けて取り組むべき施策の方向性を示しています。
- ⑥ 施策内容
施策内容の項目(施策の細項目)とその取り組み(施策の細々項目)を箇条書きで示しています。
- ⑦ 主要事業
施策内容の主要事業などを示しています。協働で実施するものは、協働事業に○を付けています。
- ⑧ 用語解説
※のついている用語は巻末参考資料の用語解説に示しています。
- ⑨ 目標指標
施策の中項目単位でまとめ、まちづくりの基本方向(施策の大項目)ごとに示しています。

このほか、施策によっては、関連する図表や写真を掲載しています。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1 人権の尊重

1-2 社会保障の充実

1-3 暮らしの安心・安全確保

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-1. 人権の尊重

1-1-1. 人権・男女共同・平和

●自治振興課・男女共同参画課・人権推進課・社会福祉課・こども支援課・保育課・生涯学習課・指導課

現況と課題

人権に関する正しい知識を習得するため、幼少期からの段階的な人権教育が必要です。また、主に成人を対象とした人権教育は、さまざまな人権課題を視野に入れ、人権研修会への参加対象の拡大など、より一層の充実が求められています。☞施策1)へ

子ども達のいじめや犯罪行為、大人による児童虐待、女性に対する暴力が社会問題化しており、その要因の多くが乳幼児期に形成されるとの指摘もあります。保育所では、家庭や地域と連携し、豊かな人間性を持った子どもを育てるため、人権保育を推進する必要があります。☞施策1)・3)へ

同和問題については、環境改善の面で大きな成果を上げてきましたが、今なお差別事象が発生するなど、差別意識の解消という面で課題を残しています。問題を正しく理解するための効果的な教育と啓発が課題です。☞施策2)へ

非正規雇用者や格差社会の労働に関する問題、インターネット上での人権侵害など、社会情勢の変化に伴う新たな人権問題が発生しています。これらの問題に的確に対応するため、教育・啓発はもとより、相談・支援体制の充実が求められています。☞施策1)・3)へ

男女共同参画社会の形成は、男女平等の意識の向上や社会における男女の格差是正、政策方針決定過程の女性の参画など、まだ十分に進んでいないのが現状であり、さらなる取り組みが求められています。☞施策4)・5)へ

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。問題解決に向けて、若年層からの意識啓発、相談体制の充実、被害者の保護・支援などの取り組みが求められています。☞施策6)へ

戦争体験者などが減少し、戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に語り継ぐことが困難になっていますが、本市では昭和60年の「上尾市非核平和都市宣言」に基づき、今後も継続して非核平和の推進と平和教育について啓発活動を実施していく必要があります。☞施策7)へ

関連計画

上尾市人権施策推進指針(平成15年度～)
上尾市人権教育推進プラン(平成18年度～)
上尾市人権保育基本方針(平成19年度～)
上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)(平成22～26年度)
第2次上尾市男女共同参画計画(平成23～32年度)

基本方針

人権尊重の理念を、人権教育・人権啓発により普及させるとともに、人権問題に関する相談支援を進めます。また、あらゆる場面で男女が対等な立場で参画できる社会とするための意識づくりとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、配偶者等からの暴力の根絶に向けた取り組みを進めます。同時に、非核平和意識の啓発に継続的に取り組みます。



施策内容	1)人権教育・人権啓発	<p>幼少期からの段階的な人権教育(保育)を推進するとともに、主に成人を対象とした人権研修の充実を図ります。</p> <p>人権教育の拠点施設である人権教育集会所の事業や施設の充実を図ります。</p> <p>さまざまな人権問題について理解と認識を深め、人権尊重の理念を普及させるため、あらゆる機会を通して人権啓発を推進します。</p>
	2)同和行政の推進	<p>同和問題の早期解決を目指し、差別意識や偏見を解消するための啓発を継続的に進めます。</p> <p>残された環境改善事業の課題に取り組みます。</p>
	3)相談支援の推進	<p>さまざまな人権問題の解決に向けて、啓発や交流の機会を通して相談窓口の周知を図ります。また、国や県の機関や人権擁護委員、人権にかかわる市民団体などと連携し、相談支援を推進します。</p>
	4)男女共同参画の意識向上とシステムづくり	<p>市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい知識を持ち、男女が共に個性や能力を発揮するために、家庭、地域、学校、職場などでの意識づくりを推進します。とりわけ、職場においては、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた必要な普及・啓発活動を促進します。</p> <p>社会のあらゆる分野において、男女が対等な立場で政策・方針決定過程の場に参画できる社会づくりを推進します。</p>
	5)男女の自立を支援する環境づくり	<p>男女が互いの性を理解・尊重し、相手に対する思いやりを持つことが重要であり、特に女性は、男性とは異なる健康上の問題に直面することから、<u>ライフステージ</u> に応じた健康支援を推進します。</p> <p>男女が共に家庭生活と仕事を両立でき、個性と能力を発揮して、健康で豊かな生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みます。</p>
	6)配偶者等からの暴力の根絶に向けた社会づくり	<p>暴力を許さない意識の醸成に向けた取り組みを推進し、また、被害者などへの支援体制の充実を図ります。</p>
	7)平和の啓発	<p>平和の大切さや戦争の悲惨さを再認識し、二度と同じ過ち、悲しみを繰り返さないよう、世界的な非核平和意識の啓発を促進します。</p> <p>遺族会会員の関係事業への参加、国や県、市が開催する戦没者追悼式などへの市民の参加を促進します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業	
		あげおヒューマンライツミーティング 21		人権教育推進事業	
		人権教育集会所管理事業		人権教育集会所運営事業	
		戦没者追悼式		男女平等意識啓発事業	
		女性のための相談体制充実事業		人権保育推進事業	
		非核平和事業			

用語

ドメスティック・バイオレンス/ワーク・ライフ・バランス/ライフステージ ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-1. 生活福祉

●社会福祉課

現況と課題

自立助長のため、社会福祉協議会が資金の貸し付けを実施していますが、返済が滞る事例も生じています。☞施策1)へ

雇用状況の変化により派遣切りなどが行われ、失業者の増大や就職に難航する事例が増えています。このため、就労支援相談等を充実させていますが、生活保護世帯の増加傾向が続いています。☞施策2)へ

生活保護受給者が、経済的な困窮に加え多重債務に陥っている場合が多い状況です。最低限の生活を保障するに当たり、債務整理が重要な課題です。☞施策3)へ

■生活保護受給状況（各年度3月31日現在）

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
被保護世帯		611	666	763	826	908	1043
被保護人員		916	985	1,119	1,192	1,320	1,506
世帯 類型	高齢	260	280	323	358	389	432
	母子	59	62	67	68	86	95
	傷病・障害	235	259	287	306	306	319
	その他	57	65	86	94	127	197
市保護率%		4.1	4.4	5.0	5.3	5.8	6.6
県保護率% (年平均)		6.9	7.2	7.5	7.6	8.0	9.3

※%（パーミル）は、1000分の1を1とする単位（千分率）



基本方針

上尾市社会福祉協議会と情報交換・連携を強め、支援の充実を目指します。生活保護制度は、その適切な運用により、特に就労意欲のある者の支援による自立の促進を図るとともに、受給者の生活の向上を支援します。



施策内容	1)低所得者及び離職者への支援	他の資金から借入れが困難な低所得者などに対して、上尾市社会福祉協議会が生活福祉資金の貸し付けを行っており、これらの関連情報を提供していきます。 住宅手当緊急特別措置事業と総合支援資金の制度を活用し、対象者の負担軽減を図ります。
	2)生活保護受給者の就労支援	生活保護受給者のうち就労意欲のある人に対し、就労支援員を配置し、就労による自立の促進を図ります。 生活保護受給者のうち就労意欲のある障害者に対しては、就労を支援するプログラムを策定し、障害者就労支援センターとの連携による障害者の就労の支援を図ります。
	3)生活保護受給者の債務整理の支援	生活保護受給者のうち、多重債務を抱えている人に対し、債務整理を支援するプログラムを策定し、消費生活センターと連携しながら債務整理を進め、受給者の生活の向上を図ります。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業	
		就労支援プログラム		生活保護法に基づく被保護者である障害者に係るプログラム	
		住宅手当緊急特別措置事業			

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-2. 高齢者福祉

●高齢介護課

現況と課題

高齢者の生きがいづくりの場として、いきいきクラブやだんらんの家、シルバー人材センターなどがありますが、今後高齢者の増加や価値観の多様化に伴い、新たな活動の場や生きがいづくりが求められています。☞施策1)へ

介護予防事業として、アップー元気体操を市民ボランティアが運営し、市内56か所で展開しています。今後は、介護認定率の増加抑制のために、高齢者の増加にあわせた市民ボランティアの育成と会場の確保が課題となります。☞施策2)へ

在宅の高齢者支援として、居宅改善整備費の支給や配食サービス、紙おむつの給付、徘徊探索サービス、緊急通報システム、要介護者慰労金・手当の支給などを実施していますが、今後は介護保険制度との相乗効果を一層図る必要があります。☞施策3)・4)へ

市内9か所の地域包括支援センターでは、相談体制の充実を図り、介護保険、介護サービスに関することや高齢者福祉サービス、高齢者の虐待などの総合的な相談にも応じています。☞施策5)へ

関連計画

第4期上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画(平成21～23年度)



アップー元気体操



基本方針

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、就労・社会参加を支援するとともに、市民と力を合わせた介護予防の取り組みや、在宅生活が困難な高齢者の援護も含め、高齢者を地域社会全体で支える共助の仕組みづくりを進めます。また、高齢者が各種サービスを円滑に利用できるよう相談・支援体制の充実を図ります。



施策内容	1)高齢者の生きがいづくり	高齢者が、自主的・主体的に社会参加し、生涯学習活動などを行えるように支援します。 高齢者の就労機会の拡充や社会参加活動の受け皿として、シルバー人材センターとの連携を図ります。
	2)介護予防の推進	高齢者がいつまでも生き生きと暮らしていけることを目指し、市民全体の協力(介護予防ボランティア等)を得ながら、各種介護予防サービスの充実を図ります。
	3)高齢者の在宅生活支援	高齢者が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていけるように支援します。地域のコミュニティを活かし共助の活動を推進します。 高齢者を地域社会全体で支えるため、地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築を推進します。
	4)高齢者の生活支援	経済的事情や虐待などの理由により、在宅での生活が困難な高齢者を支援します。
	5)相談体制の充実	介護保険サービスや高齢者福祉サービスの円滑な利用に向け、身近なところで苦情、保健や福祉に関する相談ができ、適切な支援が受けられる体制の充実を図ります。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	いきいきクラブ連合会活動費補助事業		シルバー人材センター運営補助事業	
	配食サービス事業		要介護高齢者等手当・介護者慰労金支給事業	
	アッピー元気体操		脳の健康教室	
	総合相談支援・権利擁護事業			

■要支援度・要介護度の認定者数(人)

心身の機能や状態に応じて、「要支援 1~2」、「要介護 1~5」に分けて認定し、介護サービスや保険の限度額が決まる。数値が高いほど介護が必要な状態となる。

	実績値			推計値				
	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
要支援 1	233	274	356	399	333	351	369	388
要支援 2	455	541	560	633	659	694	730	766
要介護 1	1,260	1,188	1,227	1,306	1,445	1,522	1,602	1,680
要介護 2	983	1,019	1,058	1,093	1,239	1,306	1,374	1,441
要介護 3	728	806	839	879	980	1,033	1,087	1,140
要介護 4	667	686	751	749	834	879	925	970
要介護 5	519	463	476	548	563	593	624	655
合計	4,845	4,977	5,267	5,607	6,053	6,378	6,711	7,040
認定率	12.0%	11.6%	11.7%	12.0%	12.3%	12.4%	12.6%	12.7%

平成 19 年から平成 22 年は、各年 10 月 1 日現在の実績値、平成 23 年以降は、推計値。

※第 2 号被保険者の認定者を含む。

※認定率=要介護（要支援）認定者数÷高齢者人口

用語 地域包括支援センター ⇒用語解説(P160~P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-3. 障害者福祉

●乳幼児相談センター・障害福祉課・つくし学園・健康推進課

現況と課題

高齢化社会の進展や生活習慣病患者の増加などにより、障害者手帳所持者が増えています。一方で、障害の特性について理解が不足しているため、その啓発が必要とされています。☞施策1)へ

発達の遅れや多動など、行動に問題のある乳幼児の早期発見・早期療育が求められています。また療育を必要とする人の障害が重度化、重複化する傾向にあり、これらに対応できる施設と専門的な人材の確保・育成が必要です。☞施策2)へ

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害者がさまざまな福祉サービスを主体的に選択できるようになりましたが、制度改正など国の動向を注視していく必要があります。☞施策3)・4)・5)へ

重度心身障害者へ医療費の支援を行っており、引き続き支援をしていく必要があります。また障害があるために働けない人やその家族に対する経済的な支援(手当)をしており、今後も支援をしていく必要があります。☞施策3)・4)へ

障害の種別にかかわらず、地域で生活するための訓練も含めた支援が必要とされています。また、一般就労の支援を行うため、平成19年に上尾市障害者就労支援センターを設置しましたが、働く場が限られたり、事業者とさまざまな面で食い違いが生じるなど、職場定着が難しい状況です。☞施策4)・5)へ

関連計画

上尾市障害者支援計画(平成21～30年度)

基本方針

障害に関する正しい知識の普及・啓発により理解を深めるとともに、障害の早期発見、療育体制の充実、障害者の自立に向けた相談体制の強化を図ります。また、障害者の地域生活を支援するため、必要なサービス提供や施設整備、社会参加の支援、就労機会の拡大への取り組みを進めます。



施策内容	1)相互理解の推進	イベントなどの活動を通じ、障害に関する正しい知識を広く社会へ伝えます。 精神障害をはじめ、発達障害や高次脳機能障害等も含めた障害に対する誤解・偏見・無理解を解消するなど、障害に関する正しい認識の普及・啓発を促進します。
	2)療育体制の整備	発達に心配のある乳幼児の相談及び機能訓練を行うことにより専門性の高い援助を提供します。 病院などからの連絡により家庭訪問を実施し、 <u>ハイリスク児</u> の早期養育支援を行います。 乳幼児健康診査の受診率をさらに高め、障害の早期発見に努めます。
	3)相談支援体制の充実	さまざまな福祉サ - ビスの利用や自立のために、障害者生活支援センターによる相談体制の機能強化を図ります。 住み慣れた地域で暮らすことを支える地域自立支援協議会など、地域ネットワークづくりを支援します。
	4)地域生活の支援	在宅障害者に必要なサービス提供体制のさらなる充実を図ります。 障害者の生活支援に必要な施設整備を図るとともに、日中活動の場や、住まいの場を確保し、社会参加を支援します。
	5)就労の支援	事業主に働き掛け、障害者雇用の創出を進めます。また、障害者の就労機会の拡大や職場定着を図るため、障害者就労支援センターを核とした支援を推進します。 多様な働き方と授産製品の販路拡大を支援します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	ふれあい広場補助事業		重度障害者居宅改善・難病患者等支援事業	
	地域生活支援事業		障害者就労支援センター運営補助事業	
	障害福祉サ - ビス事業所運営補助事業		親子訪問指導	
	乳幼児健康診査		乳幼児継続相談(親子教室)	

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-4. 健康

健康推進課

現況と課題

地域の健康づくり活動の拠点として(仮称)東保健センターの整備を進めます。市民の健康づくり活動の支援とともに、各種健(検)診の受診率向上や生活習慣病予防など市民一人ひとりの健康に対する啓発が必要です。☞施策1)へ

市民の心身の健康保持及び増進を図ることを目的とし、健康プラザわくわくランドが運営されています。また、平成21年度に「上尾市健康増進計画」を策定しました。今後は、地域住民の健康づくりの取り組みを支援するため計画に基づいた対策の実践が必要です。☞施策1)へ

平成21年度に広域的な感染症対策として、「上尾市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しました。また、予防接種は、感染流行の防止に大きな成果を上げています。近年、各種疾病のワクチンが開発・承認され、その効果が認められているため、接種費助成が求められています。☞施策2)へ

ストレス社会の進行に伴い、精神疾患の患者が増えています。疾病に対する正しい理解と啓発、支援が必要とされています。また社会環境の変化や経済の停滞に伴い自殺者が増加しています。自殺予防対策の普及・啓発及び相談支援体制の充実が必要となっています。☞施策3)へ

医療機関などの協力により、平日夜間・休日急患診療所による第一次救急、県央圏内の救急医療機関による第二次救急医療体制は整いつつありますが、小児科医が慢性的に不足しており、医師の確保が難しい状況です。また、平日夜間・休日急患診療所の時間延長についても課題です。☞施策4)へ

- 地域の中核的な医療機関の病院内容の変更は、地域住民の受診機会に大きな影響を与えています。☞施策4)へ

関連計画

上尾市障害者支援計画(平成21～30年度)

上尾市新型インフルエンザ対策行動計画(平成21年度～)

上尾市健康増進計画(平成22～31年度)



基本方針

地域での健康づくり活動の拠点機能を整備充実させ、市民一人ひとりの健康づくり、健康管理を支援していきます。また、予防衛生に関する情報提供や予防接種等の感染症予防対策、自殺予防対策などにも積極的に取り組みます。地域医療については、埼玉県地域保健医療計画に基づき県や市医師会などと調整しながら、適切な医療を提供できるように努めるとともに、救急医療体制や平日夜間・休日の急患診療体制を強化します。



施策内容	1)健康づくり活動の充実	<p>現在の保健センターに加えて、地域の健康づくり活動の拠点として、市民が利用しやすい(仮称)東保健センターを整備します。また、健康プラザわくわくランドのサービス内容の充実と、施設のPRを行います。</p> <p>地域、学校、職場、行政、関係機関が一体となって、食育を推進し食育計画を策定します。</p> <p>一人ひとりに合った方法で身体を動かす習慣を身に付ける機会を充実します。</p> <p>自分自身や家族の健康状態に関心を持ち、健(検)診を積極的に受け、健康管理ができるよう支援します。また、歯の健康、飲酒や喫煙の知識を広めることやがん健診などの受診率向上を図ります。</p>
	2)感染症等予防対策	<p>新型インフルエンザなどの感染症が大規模に発生した場合には、「上尾市新型インフルエンザ行動計画」に基づき、迅速に対応します。</p> <p>予防衛生思想の普及や予防接種医療情報、実施医療機関の情報提供に努めます。</p> <p>予防接種費の自己負担軽減を検討し、また予防接種の接種率向上に努めます。</p>
	3)自殺予防対策	<p>市民一人ひとりが互いの自殺予防のための行動(気づき、つながり、見守り等)ができるよう、広報、啓発に努めます。</p> <p>自殺予防のため、うつ病の早期発見、早期治療を推進します。</p> <p>自殺を考える人や自殺未遂者など自殺の危険が高い人に対し、適切な対応、支援を行う人材を養成します。</p>
	4)地域医療の充実	<p>夜間、休日の急患の医療体制として、平日夜間及び休日急患診療体制を充実します。</p> <p>第二次救急医療体制(小児を含む)について、埼玉県県央医療圏管内の4市1町(上尾市、鴻巣市、桶川市、北本市、伊奈町)の行政、医師会、医療機関、消防、保健所で構成する協議会で検討し、充実を図ります。</p> <p>救急時の医療体制について、消防、救急医療機関及び医師会の協力を得て充実を図ります。</p> <p>医療需要の変化に対応し、適切な医療を提供できるように市医師会や関係機関などと調整していきます。</p> <p>医療連携体制の推進のため、日常的な健康相談、一次的医療を行い、総合的・包括的に患者の健康を管理する「かかりつけ医」の推奨を図ります。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		健康増進事業		健康あげおいきいきプラン推進事業
	自殺予防対策事業			

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-2. 社会保障の充実

1-2-5. 社会保険

●高齢介護課・保険年金課

現況と課題

高齢者人口の増加により、介護保険サービス費が毎年増加し、市の財政を圧迫しています。負担と給付の適正化を図ります。☞施策1)へ

国民年金制度への理解を深めるため、パンフレットによる周知を図るとともに、納付の勧奨と指導を行っています。制度のさらなる周知のため、周知方法と内容の充実が必要とされています。☞施策2)へ

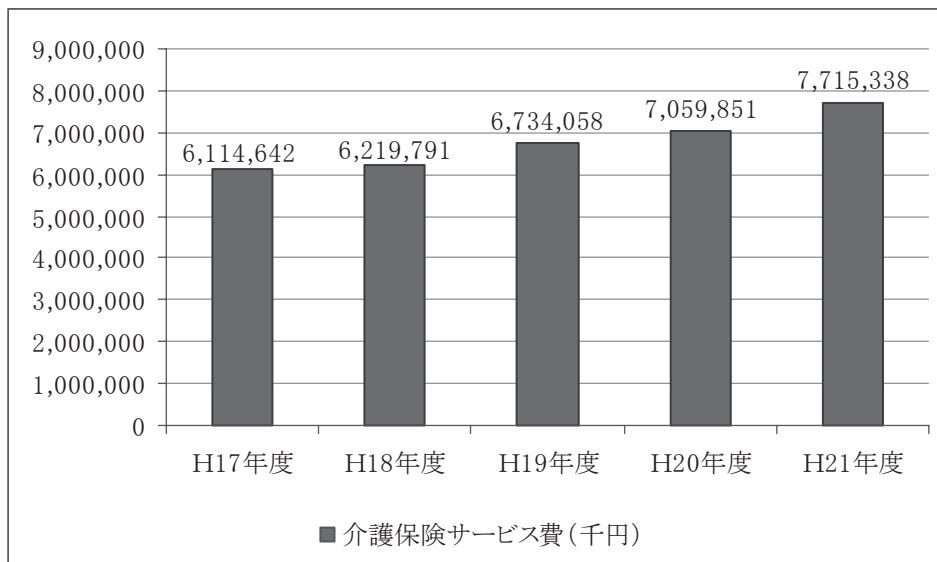
国民健康保険制度は、加入の手続きなどについて、パンフレットやホームページにより周知を図っていますが、医療保険の二重加入や未届け者が生じており、さらに制度の周知を図る必要があります。また、給付に見合う税率等の改正についても検討していく必要があります。☞施策3)へ

増大する高齢者の医療費を国民全体で支え、国民皆保険を将来にわたって維持することを目的に平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されましたが、国においては、この制度を廃止し、具体的な制度設計の議論を進め、平成25年4月から新しい高齢者医療制度を施行するとしています。☞施策4)へ

関連計画

第4期上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画(平成21~23年度)

■介護保険サービス費の推移



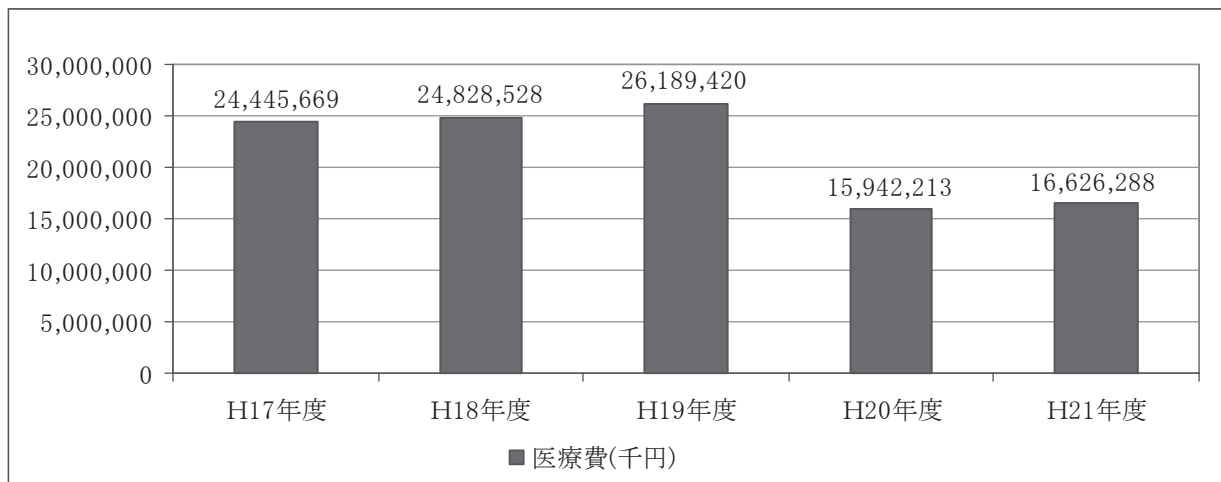
基本方針

介護保険制度は、サービスの質の確保や給付の適正化などによる充実を図り、国民年金制度はその円滑な運営と広報の推進に努めます。国民健康保健制度、後期高齢者医療制度は、制度の動向に的確に対応しながら、健全かつ円滑な運営を図ります。

施策内容	1)介護保険サービスの充実	介護保険制度については、引き続き介護サービスの質を確保するとともに、給付の適正化を実施します。 介護保険制度の理解を得るために、広報誌やパンフレットなどによる情報提供に努めます。
	2)国民年金制度の円滑運営	国民年金相談員等による相談体制の充実を図り、制度の円滑な運営に努めます。 国民年金制度の理解を得るために、広報誌やパンフレットなどによる情報提供に努めます。
	3)国民健康保険の円滑運営	国の制度や医療費の動向を的確に把握し、それに見合う保険税率の改定を行うなど健全な財政運営を行います。高齢者医療制度の動向を注視しながら、円滑に運営していきます。
	4)後期高齢者医療制度への対応	後期高齢者医療制度については、国による法制度の改廃や新たな制度設計などの動向を見極めながら、的確な対応を図ります。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	介護保険給付事業		国民年金相談事業	
	国民年金啓発事業		コンピュータシステムの改修	
	新制度に対する市民周知		国民健康保険管理運営事業	

■国民健康保険医療費の推移



	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
国民健康保険被保険者(人)	75,391	76,121	75,880	62,833	63,192
一人あたり医療費(円)	324,252	326,172	345,143	253,724	263,107

*平成20年度から、老人保健制度に代わり75歳以上の方や一定の障害のある65歳から74歳までの方は後期高齢者医療制度に移っている。

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-1. 交通安全

●市民安全課

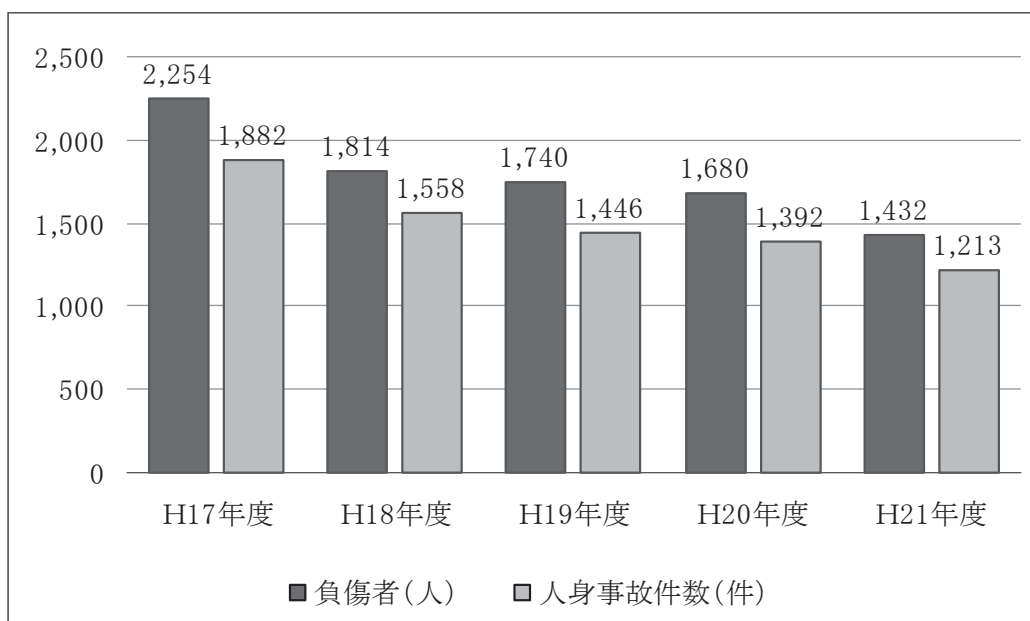
現況と課題

道路照明灯・道路反射鏡(カーブミラー)・区画線標示などの交通安全施設の整備は、交通事故対策に一定の効果을上げており、重要な取り組みであるため、今後も進めていく必要があります。☞施策1)へ

信号機・横断歩道・停止線などの設置や変更は、毎年多くの要望が寄せられおり、設置主体である警察や公安委員会に対し設置の要望をしています。☞施策1)へ

交通弱者である子どもたちや高齢者を交通事故から守るため、幼稚園・小学校での交通安全教室や老人福祉施設での交通安全講習会を実施しています。今後も、交通事故撲滅のために交通安全母の会などの交通安全協力団体との連携を強化しながら、子どもたちや高齢者をはじめとする市民の交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に取り組んでいく必要があります。☞施策2)へ

■交通事故発生状況（上尾市内）



[上尾警察署調べ]

基本方針

交通安全施設の整備・拡充などにより交通環境の改善を目指すとともに、幼児から高齢者まで、さまざまな市民への交通安全教育、意識啓発を進めます。

施策内容	1) 交通環境の整備・充実	道路照明灯・道路反射鏡・区画線標示などの交通安全施設の整備・拡充を図ります。 信号機や横断歩道、一時停止などの交通規制については、関係機関と連携して整備・充実を図ります。
	2) 交通安全思想の普及	学校教育の場などを有効に活用し、幼児や児童、高齢者等の交通弱者を対象に交通安全教育を推進します。 交通安全協力団体等との連携を強化し、広報活動などを通じて交通安全意識の普及・啓発を支援します。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	交通安全施設整備・管理事業		交通安全教室の実施	
	交通安全協力団体との連携	○	交通安全講習会の実施	



交通安全教室

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-2. 防災・国民保護

●市民安全課・まちづくり計画課・建築指導課

現況と課題

建築物の耐震診断や耐震改修に取り組んでいますが、十分に進んでいないのが現状です。耐震診断と耐震改修の補助制度の利用促進を図り、「上尾市建築物耐震改修促進計画」を着実に実行することが求められています。☞施策1)へ

市街化区域内は既に屋根や外壁の防火性能規制が適用されていますが、さらなる安心・安全な街づくり及び良好な居住環境構築のため、市街化区域全域に防火地域及び準防火地域を指定することが必要とされています。☞施策1)へ

平成19年度に「上尾市地域防災計画」を見直し、新たに想定避難者数の増加と避難所の不足が明らかになりました。また、災害時に必要となる非常用食料などの備蓄や防災用資機材等の確保が課題です。☞施策2)へ

他市町村や民間団体との災害時応援協定の締結の拡大が必要であるほか、協定締結後の関係強化も重要な課題です。また、年1回実施している総合防災訓練についても、課題などを明らかにしたうえで、実情に応じた訓練に見直ししていく必要があります。☞施策2)へ

防災行政無線などの通信設備・機器等を整備し、災害時の迅速かつ確かな情報収集・伝達の体制を整えることが課題です。☞施策3)へ

災害時の共助の組織である自主防災組織については、これまで設立に重点を置いていましたが、今後は組織の育成が課題です。また、自主防災組織を中心とした関係団体間の連携強化も求められています。☞施策4)へ

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と技術を習得し、高い防災意識を持つことが重要です。防災に関する情報の効果的な提供方法の確立と、防災意識の高揚が求められています。☞施策5)へ

万が一、武力攻撃事態やテロなどが発生した場合、市は、市民への警報の伝達や避難誘導、避難住民の救援等を円滑に行う責務があります。今後は、「上尾市国民保護計画」に基づき、訓練等を通じて実効性を検証する必要があります。☞施策6)へ

関連計画

上尾市建築物耐震改修促進計画(平成20～27年度)
上尾市地域防災計画(平成20年度～)
上尾市国民保護計画(平成23年度～)

基本方針

不慮の災害に備え、土地建物への規制や必要な施設整備を図り、災害に強いまちづくりを進めます。特に、避難所等の防災拠点、防災装備・資機材、情報ネットワークなどを含む総合的な防災体制の強化を進めます。同時に、自主防災組織の育成や活動支援、防災・危機管理意識の高揚・啓発により市民の防災力を高めるとともに、国民保護実施体制の整備を進めます。



施策内容	1)災害に強いまちづくりの推進	防火・準防火地域の指定拡大、建物等の耐震・不燃化、避難所の確保、避難路・緑地・水路の整備を、関連部署相互の連携により進め、災害に強い都市構造の実現を目指します。 地域での防災活動拠点となる支所や避難所等の耐震化の整備・拡充を図り、国や県の目標値(耐震化率)を達成するよう努めます。
	2)防災体制の整備	大規模災害発生時の応急対策活動への対応措置として、非常用食糧等の備蓄をはじめ防災装備、資機材の充実を図ります。 災害時における相互援助を目的とした他市町村、民間団体などとの災害時応援協定等の支援策を充実します。 災害発生時に有効な防災活動ができるよう総合防災訓練実施し、消防署との連携強化とともに防災体制の整備に努めます。 市職員の非常参集体制を整備し、災害時、必要に応じた応急活動ができるよう定期的な訓練を実施し、防災関係機関との連携体制を強化します。 災害時の人道的支援体制については、災害ボランティアの受け入れ体制などを整備します。
	3)防災情報の収集と伝達	大規模災害時の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備します。 機動的な情報収集活動を行うため、画像による情報通信システム(ヘリコプターテレビ等)や防災行政無線などの通信設備機器の整備(デジタル化)を検討します。
	4)自主防災組織の育成、強化	大規模な災害が発生した直後、人命救助や初期消火活動などによる被害の軽減や二次的災害の防止活動が迅速かつ効果的に展開されるよう、自主防災組織を育成し、活動を支援します。 自主防災組織の質を向上させるため、リーダー養成研修を実施していきます。
	5)市民の防災能力の向上	<u>災害ハザードマップ</u> の活用などにより、地震をはじめ各種災害に対する知識の向上、防災意識の高揚、危機管理意識の啓発を図ります。 各地域において防災講演を行うほか、講演会などを実施します。
	6)国民保護実施体制の整備	万が一、武力攻撃事態などが発生した場合、「上尾市国民保護計画」に定められた事項を円滑に実行するため、訓練等を通じて実施体制の整備を進めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	総合防災訓練実施事業		既存木造住宅耐震診断補助事業	
	災害時参集訓練実施事業		既存木造住宅耐震改修補助事業	
	避難所開設・運営訓練研修事業		防災行政無線整備事業	
	防災行政無線デジタル化整備事業		自主防災組織育成支援事業	
	防火地域及び準防火地域指定拡大		国民保護訓練実施事業	

用語 防火・準防火地域／武力攻撃事態／ヘリコプターテレビ／災害ハザードマップ ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-3. 消防

●消防本部総務課・予防課・警防課・指令課・東消防署管理課

現況と課題

消防力強化のため、平成20年1月に市域西側の防災拠点として西消防署を開署しました。これにより、1本部2署4分署体制となり、防災基盤が整備されたことで、「消防力の整備指針(消防庁告示)」に照らすと、署所数や消防車両は概ね基準に達しています。今後は、消防を取り巻く環境の変化に合わせ、施設や車両などの整備を進め、消防の広域連携を図る必要があります。(☞施策1)・2)・3)へ

消防水利の整備では、水利施設の不足箇所を解消するため、水道事業をはじめとする都市基盤整備事業や土地区画整理事業等と連携し、計画的に事業を推進しています。しかし、消防水利施設の老朽化も見られ、補修などの対応が課題です。(☞施策1)へ

現行の消防緊急通信指令システムは老朽化が進んでいます。多様化する災害に対応するため最新機材を導入し、平成28年の消防救急無線のデジタル化への移行も併せ機能強化を図る必要があります。(☞施策1)へ

火災予防業務では、住宅火災による被害を最小限に抑えるため、「住宅用火災警報器」の設置についての必要性や重要性を知らせています。また、防火対象物や危険物施設に対しては防火安全対策の指導に重点を置いています。今後については「住宅用火災警報器」全戸設置を目指して継続的な普及活動を推進させるとともに、防火対象物及び危険物施設の防火安全対策の徹底を図るため予防査察の強化が必要です。(☞施策4)へ

計画的な教育訓練により救急救命士を養成しています。今後も継続して増員を図り、各署所に適正配置することが必要です。(☞施策5)へ

消防機関のひとつである消防団の人員確保は、社会情勢や生活環境の変化により、近年難しくなっているのが現状です。今後についても、地域の実情に精通した消防団は、地域との密着性が高く、即時対応する防災の要であるため、消防団員の確保に積極的な取り組みが必要です。(☞施策6)へ



消防団による一斉放水訓練



基本方針

消防署所や水利施設の整備・充実により複雑多様化する災害への対応体制を強化し、大規模災害や特殊災害への対応能力を高めるとともに、救急業務の高度化への対応により救命率の向上を図ります。予防業務としては、防火安全対策の徹底の中で、住宅用火災警報器の普及を推進します。救急救命士の養成など人材の育成・能力向上に努めるとともに、消防団・自警消防団の活性化を促進します。



施策内容	1) 消防署所・施設等の整備	災害時の活動拠点となる各消防庁舎及び消防団車庫の耐震化等を含めた整備・充実を検討するとともに、複雑多様化する災害に対応するため無線通信システムのデジタル化や最新資機材の導入を積極的に進めます。消防水利(消火栓・防火水槽)を地域の実状に応じて整備します。
	2) 消防業務・活動の円滑化	大規模災害やNBC災害などの特殊災害を含め、さまざまな災害に対応するため、消防車両及び資機材の効果的な更新、配備、拡充を行います。災害活動部隊を効率的に運用するため指揮専門部隊を育成します。
	3) 救急業務の充実	医療機関等との連携強化及びメディカルコントロール体制の充実を図り、病院前救護体制における救急業務の質のさらなる向上を目指します。救急業務の高度化に対応するため、高度救急資器材及び薬剤の整備を進めます。救命率の向上を図るため、市民や在勤者などを対象とした救命講習会を実施します。
	4) 予防行政の推進	防火対象物及び危険物施設に対して、効率的・効果的な査察指導を実施し、防火安全対策の徹底を図ります。住宅火災による死傷者を最小限に抑えるため、住宅用火災警報器の全戸設置を目指し、設置状況の調査、普及活動を推進します。消防音楽隊の活動をはじめ、さまざまな啓発を行い、市民の防災意識の普及を図ります。
	5) 人材の育成、能力の向上	複雑多様化する災害に対応するためには、高度な技術と専門的知識が必要なことから、職員の知識と技術の向上を図るとともに、他機関への派遣教育を計画的に実施します。救急救命士を計画的に養成するとともに、救命処置拡大に伴い必要となる研修を医療機関などと連携して実施します。
	6) 消防団・自警消防団の活性化	消防団の活性化を図るため、訓練指導の実施により団員を育成するとともに、団員数の確保に努めます。災害発生時などに地域住民の安心・安全を守る自警消防団が、より機能的な活動ができるよう支援します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	消防車両整備事業		職員訓練講習事業	
	消防緊急通信指令システム更新事業		消防救急無線デジタル化事業	
	消防水利整備事業		メディカルコントロール体制整備事業	
	消防団施設整備事業		自警消防団施設等整備事業	

用語

救急救命士／防火対象物／NBC 災害／メディカルコントロール体制 ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-4. 防犯

●市民安全課

現況と課題

市内の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに年々減少しています(下グラフ参照)が、依然高い水準にあり、決して安心できる状況ではありません。また、振り込め詐欺やインターネットを使った犯罪が増加するなど、犯罪の傾向に変化が見られており、これらに対応した取り組みが必要です。☞施策1)・2)・3)・4)へ

犯罪を未然に防ぐためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防犯意識を持つことが最も重要です。市民一人ひとりの防犯意識は徐々に向上しているものの、決して十分とはいええず、今後も地域コミュニティを強め、さらなる防犯意識の向上に努めていく必要があります。

☞施策1)へ

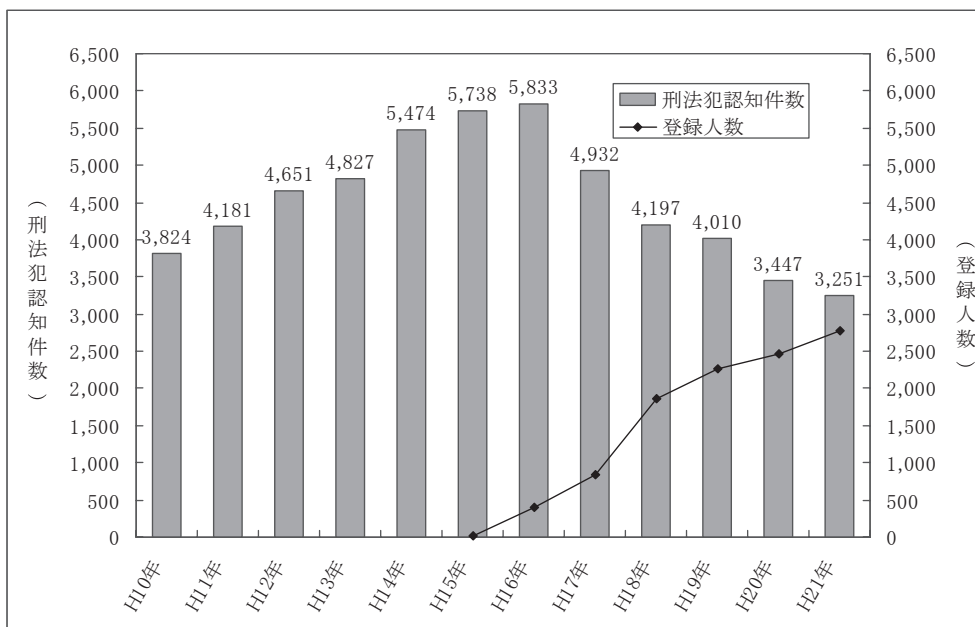
多くの地域で自主防犯ボランティア団体が組織(下グラフ参照)され、地域防犯活動が行われていますが、まだ市内全域に組織されていないため、設立を支援する必要があります。☞施策2)へ

地域防犯活動は、一時的なものではなく継続して実施することが重要であるため、形骸化を招かないよう、自発的な活動を継続するための支援が必要です。☞施策2)・3)へ

防犯活動を効果的に推進するためには、市民、学校、警察、行政などの関係団体が一体となって取り組む必要がありますが、今後は関係団体間の連携を強化することが課題です。☞施策3)へ

犯罪情報や防犯情報を迅速かつ効率的に市民に提供する仕組みづくりが重要な課題です。☞施策4)へ

■市内刑法犯認知件数と自主防犯ボランティア登録人数



[埼玉県警察本部・上尾市]

基本方針

市民一人ひとり、そして地域全体での防犯意識の向上に努めながら、自主防犯ボランティアの育成などにより効果的な地域防犯活動の推進、総合的な防犯体制の整備、そして効率的な防犯・犯罪情報の提供を進めます。



施策内容	1)防犯意識の高揚	広報誌やホームページの積極的な活用と、講演会や街頭キャンペーンの開催などにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域全体の防犯意識と連帯意識の向上に努めます。
	2)自主防犯ボランティアの育成・支援	自主防犯ボランティア団体の設立と、効果的な地域防犯活動を支援します。 地域防犯活動が継続的に実施できるよう、自主防犯ボランティアの育成を図ります。
	3)防犯体制の整備	市民、学校、警察、行政及び関係団体の連携を強化し、総合的な防犯体制の整備を進めます。 防犯のための設備の整備について検討します。
	4)効率的な防犯・犯罪情報の提供	防犯・犯罪情報を迅速かつ効率的に市民に提供する仕組みを構築します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	地域防犯活動支援事業		防犯パトロール用品整備事業	
	防犯講演会開催事業			



自主防犯ボランティア活動

用語

刑法犯認知件数／自主防犯ボランティア団体 ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり

1-3. 暮らしの安心・安全確保

1-3-5. 消費生活

●消費生活センター

現況と課題

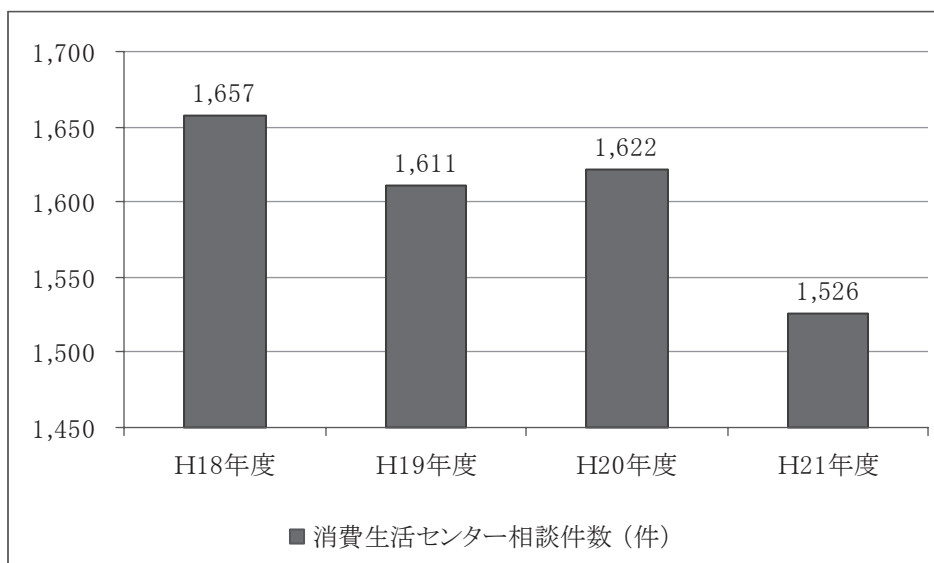
多様化する消費者被害に対応すべく、消費生活相談員による相談体制や、全国消費生活情報ネットワークシステムの活用及び消費者啓発により、早期解決と未然防止などに努めてきましたが、今後も一層の消費者保護の充実が求められています。☞施策1)へ

消費者の暮らしと健康・権利を守るために各分野で活動している諸団体が構成する「上尾市消費者団体連絡会」が、消費者の権利擁護のため講演会や上尾消費生活展への参加、消費者被害防止キャンペーン等を行っています。今後も新たな個別団体の参加や後継者の育成、消費者への意識啓発などが課題となります。☞施策2)へ

ごみ問題や地球規模で発生している環境問題に対しては、環境にやさしい消費のあり方や生活様式の意識啓発を含めた消費者の立場からの取り組みも必要とされています。☞施策2)・3)へ

消費者の安全と権利を守るため、今後も消費者教育や広報誌・市ホームページ活用による情報提供、警察や関係団体と協力した啓発活動などが必要です。☞施策3)へ

■消費生活センター相談件数



基本方針

消費者トラブルへの対応体制の強化や消費者団体の育成支援、消費生活情報の提供や意識啓発などにより、安全な消費生活の実現、消費者の暮らしと健康・権利の保護、賢い消費者としての自立の支援を進めていきます。



施策内容	1)消費者保護	製品などの欠陥・故障による事故やさまざまな悪質商法、インターネットの悪用等による消費者トラブルに対応するべく、相談体制の充実を図り、早期解決や未然防止ができるよう、安全な消費生活の実現に努めます。
	2)消費者団体支援	消費者の暮らしと健康・権利を守るために活動している消費者団体の支援・育成を図ります。
	3)情報提供・意識啓発	安全な消費生活を誰もが送れるよう、関係機関との連携による幅広い世代の市民を対象にした消費生活講座や講演会などを開催します。 広報誌、市ホームページの活用により消費生活に役立つ情報の提供を行い、消費者自らが、賢い消費者として自立できるよう支援します。 消費者団体や警察と協力し、悪質商法被害などを未然に防止する活動を実施します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	消費者相談事業		消費者意識啓発事業	
	消費者団体育成事業			



上尾市消費生活センター

用語

全国消費生活情報ネットワークシステム ⇒用語解説(P160～P173)へ

1. 支え合う安心・安全なまちづくり	目標指標
---------------------------	-------------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
1-1. 人権の尊重	あげおヒューマンライツミーティング 21 の参加者数	480 人	520 人	
	人権教育集会所事業の参加者数	383 人	400 人	
	審議会などの女性の登用率	24.6%	32.0%	
1-2. 社会保障の充実	就労支援プログラム参加者自立率	50.0%	60.0%	ISO9001 目標値
	国民健康保険特定健康診査受診率	36.1%	65.0%	
	胃がん検診受診率	3.9%	6.6%	
	肺がん・結核検診率	3.3%	7.0%	
1-3. 暮らしの安心・安全確保	交通事故件数	4,738 件	4,100 件	人身・物損件数の合計
	自主防災組織率	99.1%	100.0%	
	防火地域及び準防火地域指定面積	58.9ha	2,521.0ha	
	住宅の耐震化率	69.0%	90.0%	
	消防車両数(消防庁告示)	25 台	27 台	指揮車・救急車は各 1 台不足
	消防団員数(定数)	141 人	150 人	定数 163 人
	自主防犯ボランティア団体数	100 団体	140 団体	全事務区 + α
	市内刑法犯認知件数	3,251 件	2,800 件	

2. 未来につなぐ環境づくり

-
- 2-1 持続可能な循環型社会の形成
 - 2-2 生活・雨水排水施設の整備と維持管理
 - 2-3 上水道の水質保全と安定供給

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1. 持続可能な循環型社会の形成

2-1-1. 低炭素社会

環境政策課

現況と課題

産業革命以降、私たち人類は、化石燃料の大量消費により大気中への二酸化炭素の排出を加速的に増加させてきました。近年、地球規模の気象の変化が観測されており、人類の活動への影響のみならず、生態系や生物多様性への影響が大きな問題となっており、世界的に生物多様性の損失に歯止めがかからない状況です。☞施策1)・5)へ

地球温暖化を抑制するため、化石燃料に過度に依存しない新たな経済成長を目指す「低炭素型」の社会の構築が、地球規模で早急に取り組むべき課題であり、あらゆる活動で環境に配慮した行動が求められています。☞施策2)・3)へ

地球温暖化に対する市民・事業者の意識は高まっていますが、エネルギー使用量は増加しており、「上尾市環境基本計画」に基づく積極的な取り組みが求められます。☞施策1)・4)へ

市内では、自然環境の保全や河川の保全などの環境活動を実施しているさまざまな団体が、美化活動、ごみ減量啓発活動、環境学習会、自然観察会等を行っています。しかし、市民意識調査結果では環境について学ぶ機会、環境活動の機会等の満足度が低い状況です。

☞施策1)・4)・5)・6)へ

市民・事業者の環境活動への取り組みは、資源回収活動や地域清掃活動を除き参加率が低い状況です。☞施策5)・6)へ

関連計画

上尾市地球温暖化防止実行計画(平成18～24年度)

第二次上尾市環境基本計画(平成22～32年度)



基本方針

上尾市環境基本条例の理念に基づき、地域全体で環境負荷の少ない社会を目指すため、環境教育等により市民の環境意識の向上を進めるとともに、環境に配慮した行動や自然エネルギーなどの新たなエネルギーの活用について検討します。併せて、環境に関する情報発信、環境保全団体の育成、環境活動への事業者の参加促進等、地球環境保全につながる取り組みを積み重ねていきます。



施策内容	1)環境に関する生涯学習の推進	<p>環境について学ぶ機会の創出や、環境に関するイベントなどを開催することにより、市民の環境意識の向上を目指します。</p> <p>学校や子ども会などでの環境教育の推進を支援するとともに、指導者の育成に努めます。</p> <p>公民館などの公共施設を環境に関する学習拠点となるよう推進します。</p>
	2)率先的な環境配慮活動	<p><u>環境マネジメントシステム</u> を構築し、環境に配慮した事業活動に取り組むとともに、「第二次上尾市環境基本計画」の進行管理を行います。</p> <p>環境負荷の調査や負荷削減行動に取り組むことにより、市全体の環境改善を目指すため、地球温暖化防止地域実行計画を策定し、計画的な改善に取り組みます。</p> <p>施設に応じた環境配慮事項を提示し、効果的な環境配慮型の施設整備に努めます。</p>
	3)新たなエネルギーの導入	<p>廃食用油の有効活用、<u>バイオマス・エネルギー</u> の利用可能性などを検討します。</p> <p>市民・事業者の自然エネルギー型・省エネルギー型設備などの導入を推進します。</p> <p>再生可能エネルギーや未利用エネルギーなどの新たなエネルギーの活用を検討します。</p>
	4)環境配慮意識の啓発	<p>「<u>エコライフDAY</u>」の取り組みを市民、事業者と連携して推進するとともに、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行い、環境の保全及び創造を呼びかけます。</p> <p>環境に関する啓発イベントを継続的に開催し、市民や事業者に対して地球規模の環境問題に関する啓発活動を行います。</p> <p>自動車の利用に伴うエネルギーの消費を抑制するため、公共交通機関や自転車の利用を促進します。</p>
	5)環境に関する情報の発信	<p>市内で開催される自然環境の保全などの環境活動に関する情報提供、省エネルギー・省資源型の設備・機器・住宅等に関する情報提供を行うとともに、環境に関するパンフレット類の作成、配布や、市ホームページなどにより、市の環境活動や環境に関する情報を発信します。</p>
	6)環境保全活動の支援と参加促進	<p>環境保全団体を育成し、その活動に協力します。また、団体間の交流促進を図ります。</p> <p>市内企業に地域コミュニティや地域貢献活動への参加を促すとともに、上尾市環境推進協議会への加入を要請します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		環境保護団体育成事業		環境推進・啓発事業
	環境マネジメントシステム事業		地球温暖化対策推進事業	

用語 生物多様性／環境マネジメントシステム／バイオマス・エネルギー／エコライフ DAY ⇒用語解説 (P160～P173)へ

2. 未来につなぐ環境づくり

2-1. 持続可能な循環型社会の形成

2-1-2. 資源循環

●環境政策課・生活環境課・西貝塚環境センター

現況と課題

今日の経済発展は私たちの日常生活や経済活動などを起因とした大量生産・大量消費が前提であったため、その結果として大量廃棄によるごみ問題が発生しています。☞施策1)へ

本市におけるごみの排出量は平成14年度まで増加していましたが、その後、減少傾向にあり、1人1日当たりのごみ排出量も減少しつつあります。この要因には、ごみの発生抑制への取り組みとともに、近年の経済状況の悪化なども考えられます。☞施策1)へ

ごみ減量については、事務区、消費生活展、環境フェスティバル、PTA及び施設見学などで積極的に啓発活動を行っています。市民意識調査結果でも資源回収活動への参加率は高く、取り組みが浸透していることがうかがえます。しかし、ごみの分別の徹底は完全ではなく、継続的な意識啓発が必要です。今後はごみ減量をさらに促進させるために、ごみ袋の有料化等も検討していくことが必要です。☞施策1)へ

ごみの再資源化のため、西貝塚環境センターにおける資源物の分別収集や地域リサイクル事業の取り組みが進められています。ごみの資源化率は、ほぼ横ばい傾向です。☞施策2)・4)へ

廃棄物の適正な処理を進めるため、広域によるごみ処理の検討をしています。また、資源の有効活用を図るため適切なリサイクル手法の検討が求められています。☞施策2)・3)へ

本市が埼玉県及び他県の最終処分場に委託している焼却灰の最終処分量は減少傾向にありますが、不燃物は増加傾向にあり、特にガラスの資源化率の向上が課題です。

☞施策2)・3)へ

市民意識調査でも、ごみのポイ捨てや不法投棄など、まちの環境美化への関心の高まりが明らかになっております。今後も市民・事業者の環境意識が高まるような取り組みが必要です。

☞施策5)へ

関連計画

上尾市一般廃棄物処理基本計画(平成18～27年度)

基本方針

長期的に持続可能な資源循環型社会の実現を目指し、資源回収、生ごみの自己処理促進、ごみの収集・処理体制の充実など、ごみの発生抑制に取り組みます。市民・事業者の自主的な取り組みを拡大するため、リサイクルシステムを確立し、環境美化活動を推進します。



施策内容	1)ごみの発生抑制・3R	<p>市民・事業者の自主的なごみの発生抑制の取り組みに対し啓発・情報提供など支援を行います。</p> <p>資源回収の拡大を推進し、地域のリサイクル活動団体に対する支援を行います。</p> <p>家庭における生ごみの自己処理を促進します。</p> <p>ごみ処理費用について、ごみ減量にも効果的な費用負担を検討し、公平性の確保に努めます。</p>
	2)ごみの適正な収集・処理	<p>ごみの分別を徹底し、資源物や処理困難物も含めた収集体制を充実します。</p> <p>最終処分に関しては、<u>埼玉県環境整備センター</u> や、<u>焼却灰のセメント原料化事業</u>、<u>彩の国資源循環工場</u> などの利用も含めた事業の推進を図り、<u>資源循環型社会</u> の実現を目指します。</p>
	3)廃棄物処理施設の維持・整備	<p>西貝塚環境センターの焼却施設は安定・適正運転を続けるとともに、計画的な補修整備を行い施設の予防保全を図ります。</p> <p>収集効率の向上、安定したごみ処理能力を維持していくため、市域東側への(仮称)第2環境センター整備を伊奈町との広域化により検討します。</p>
	4)リサイクルシステムの確立	<p>リサイクル品目の拡充を検討するとともに、リサイクルセンターの整備を検討します。</p>
	5)環境美化の推進	<p>「上尾市ポイ捨て等の防止及び環境美化の促進に関する条例」に基づきポイ捨て防止のための啓発事業を推進します。</p> <p>市民・事業者・ボランティア団体などが行う環境美化活動を支援します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	地域リサイクル資源回収事業		家庭用生ごみ処理容器購入補助事業	
	最終処分事業		西貝塚環境センター維持管理事業	
	西貝塚環境センター焼却施設整備事業		クリーン上尾運動事業	
	環境美化促進事業			



地域のリサイクル活動

用語

3R／埼玉県環境整備センター／焼却灰のセメント原料化事業／彩の国資源循環工場／資源循環型社会 ⇒用語解説(P160～P173)へ

現況と課題

大気環境は、概ね環境基準を達成しています。二酸化硫黄と二酸化窒素は減少傾向にあり、自動車の排出ガスに対する規制強化の効果と推測されます。しかし、光化学オキシダントは環境基準を満たしておらず、特に夏季の数値の上昇は、自動車の排出ガスや工場等から排出される揮発性有機化合物(VOC)などの影響が考えられます。☞施策1)へ

道路交通量は、国道16号、17号ともに10年前より増加しており、騒音は国道17号が騒音規制法に基づいた夜間の要請限度(70dB)を超過しています。幹線道路や抜け道にあたる地域では、道路交通が良好な生活環境を阻害する要因となっています。☞施策1)へ

空き地や私有林等の荒廃は不法投棄を誘発したり、害虫を発生させるため、所有者は、定期的に除草や枝払いをしたり、フェンスを設置するなどして対策を行う必要があります。☞施策2)へ

し尿処理は、公共下水道の普及により処理量は減少傾向にありますが、今後もし尿の収集・運搬と処理施設の適正管理運営に努める必要があります。☞施策2)へ

人と動物が共生できる地域社会を推進するため、平成22年6月「上尾市人と動物との調和のとれた共生に関する条例」が制定されました。今後も狂犬病予防などの動物感染症対策を施しながら、伝染病のまん延を防いでいく必要があります。☞施策2)へ

従来からの典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)に関連する工場や事業所などについては「環境基本法」の制定や公害防止技術の向上及び環境管理の国際規格認証取得の動きにより改善されてきた一方で、未規制公害発生施設等による水質汚濁、悪臭、野焼き、生活騒音など多様な問題が発生しています。☞施策3)・5)へ

受動喫煙による健康被害の意識の高まりや、煙草の火による火傷や服の焼け焦げ、火災の誘発、吸殻のポイ捨てなどを防止するため、「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」を平成23年3月から施行し、上尾駅及び北上尾駅の東・西口周辺を路上喫煙禁止区域として指定しました。今後も、この条例に基づき、直接・間接的な路上喫煙による被害を無くしていく必要があります。☞施策4)へ

地上テレビ放送は、平成23年7月からアナログからデジタルに移行する予定ですが、残された受信障害世帯の解消が課題です。☞施策6)へ



基本方針

各種の環境汚染に対しては、法的な防止対策や指導などを行うほか、市民の協力も得て対策を検討していきます。また、さまざまな生活環境問題として、害虫対策、不法投棄対策、伝染病防止対策、喫煙マナー啓発などを推進し、それらの情報収集・提供に努めながら生活環境を保全・改善していきます。



施策内容	1)環境保全対策	<p>水質、大気、騒音・振動、悪習等の防止に関する法律、条例に基づき、特定・指定工場事業所に立入調査を実施し、規制基準厳守を指導します。地下水・土壌汚染については、現状把握に努めるとともに市民や事業者への適切な指導・意識啓発を実施します。</p> <p>市内主要地点の環境調査(河川水質、<u>ダイオキシン類</u>、道路騒音・振動等)を実施します。</p> <p>自動車の排出ガスを抑制するため、<u>低公害車</u>の導入を関係機関と連携して推進します。</p>
	2)生活環境対策	<p>空き地、雑木林等の適正な維持管理の指導や、道路側溝、水路等から発生する害虫対策を推進します。</p> <p>環境美化活動をとおして市民の不法投棄に対する意識の向上を図ります。</p> <p>し尿の収集、運搬を行い、<u>上尾桶川伊奈衛生組合</u>によるし尿処理施設の適正な管理運営を行うとともに、し尿汲取り手数料の支払い方法の検討など、効率的な収納に努めます。</p> <p>動物との共生について、専門家や民間団体と連携し、必要な施策を検討していきます。</p> <p>狂犬病予防のための蓄犬登録、予防注射を行い、新たな動物由来感染症対策等の普及啓発を図り、伝染病のまん延を防止します。</p>
	3)新たな環境問題の未然防止	<p>法律や条例による規制がかからない施設からの、水質汚濁、大気汚染、悪臭、生活騒音など、行政の力だけでは不十分な多様な問題に対して、市民の協力を得ながら対策を検討します。</p>
	4)路上喫煙防止の推進	<p>「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき指定された区域内での路上喫煙を禁止するとともに、喫煙者のマナーアップを図るための啓発活動などを推進します。</p>
	5)環境情報の収集・提供	<p>本市における環境の状況、並びに環境の保全及び創造に関する取り組みを「あげお環境白書」としてまとめ、情報を提供します。</p>
	6)地上デジタル放送の受信障害世帯の解消	<p>関係機関と連携し、地上デジタル放送の移行に伴う受信障害に関連した情報提供を行いながら、受信障害世帯の解消を図ります。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	環境調査事業		し尿処理体制整備事業	
	あげお環境白書の作成		特定事業所等排水水質立入調査	
	路上喫煙防止事業		狂犬病予防集合注射事業	

用語

光化学オキシダント／揮発性有機化合物(VOC)／ダイオキシン類／低公害車／上尾桶川伊奈衛生組合 ⇒用語解説(P160～P173)へ

2. 未来につなぐ環境づくり

2-2. 生活・雨水排水施設の整備と維持管理

2-2-1. 生活排水

生活環境課・下水道課・河川課

現況と課題

都市経営の観点から、公共下水道と合併処理浄化槽の合理的な区域設定を検討し、県や関連市と調整を図ることが必要とされています。☞施策1)・2)へ

公共下水道全体計画区域以外は浄化槽区域となりますが、公共用水域保全や快適な生活環境などの観点から、浄化槽の設置及び維持管理のあり方が課題となります。☞施策1)へ

公共下水道供用開始区域においては、速やかに下水道を使用することにより、水洗化率の向上を図る必要があります。☞施策2)・4)へ

合流式下水道 緊急改善計画(合流改善)は、降雨時の河川への放流水の量及び汚濁負荷を下げするために、国の法律に基づき対策を講じてきましたが、計画と期間の見直しにより、平成25年度までに貯留管の設置を行う必要があります。☞施策3)へ

災害などの非常時対策として、下水道施設の耐震化を図る必要があります。☞施策2)・5)へ

下水道施設の計画的な維持管理を進める必要があります。公共下水道区域以外の戸別浄化槽については今後適正な維持管理の仕組みを確立する必要があります。☞施策1)・5)へ

関連計画

上尾市公共下水道全体計画(平成14～27年度)

上尾市生活排水処理基本計画(平成22～37年度)

上尾市都市計画マスタープラン2010(平成23～42年度)



基本方針

生活排水の処理は、公共下水道による対応と、その全体計画区域外での浄化槽による対応を基本とし、公共下水道は事業計画を適宜見直しながら、その整備拡大と接続による水洗化促進を図り、浄化槽はその適正管理を促進します。合流式下水道の改善を含め、これら排水処理施設の適切な維持管理に努めます。



施策内容	1)生活排水の適正処理	河川浄化を図るため、水を汚さない意識の啓発に努めます。 公共下水道全体計画区域外の地域については、浄化槽等の生活排水処理施設の普及を図り、保守点検及び法定検査等の依頼を浄化槽管理者が実施するように指導します。
	2)公共下水道の整備	快適な生活環境を確保し、河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進めます。 生活排水処理施設整備構想に基づき、都市計画及び財政計画と調整を図りながら、上尾市公共下水道全体計画区域の見直しを検討し、効率的な整備に努めます。
	3)合流式下水道の改善	降雨時の河川への未処理下水放流について、汚濁負荷量を削減するために、一時的に貯留し晴天時に処理場へ送水し処理するための施設設置に努めます。
	4)水洗化の促進	公共下水道が供用開始された地区の未水洗化世帯に対し、水洗便所改造資金貸付制度を引き続き実施するとともに、啓発活動や個別指導等により、水洗化の向上に努めます。
	5)下水道施設の維持管理	下水道施設を適切な状態を保つよう、維持管理に努めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	公共下水道管きよ整備事業		合流式下水道緊急改善事業	
	水洗便所普及事業		公共下水道管きよ維持管理事業	
	ポンプ運転・維持管理事業		水洗便所改造資金貸付制度	
	小型合併処理浄化槽設置補助事業			

2. 未来につなぐ環境づくり

2-2. 生活・雨水排水施設の整備と維持管理

2-2-2. 雨水排水

●道路整備課・下水道課・河川課

現況と課題

急激な宅地化などにより短時間に雨水が河川に流出し、洪水の原因になっています。河川と下水道が一体となって効率的に治水安全度の向上を図るため、体系化された「総合治水計画」を策定する必要があります。☞施策1)へ

洪水ハザードマップ は、平成 21 年度に全戸配布しています。今後は内水ハザードマップを作成し、豪雨時の警戒区域を情報提供するなど、二次災害等の危険回避を図る必要があります。☞施策1)へ

治水機能の充実を図るとともに、親水性 に配慮した河川整備を進める必要があります。☞施策2)へ

雨水を確実に排水するために、河川整備をはじめ公共下水道雨水管及び都市下水路などの計画的な整備を進める必要があります。☞施策2)・3)へ

河川への雨水流出量を制御するために、雨水の貯留施設、浸透施設の設置を進める必要があります。また、貯留された雨水の再利用を図るなど健全な水循環の構築を図る必要があります。☞施策4)へ

河川、公共下水道雨水管、都市下水路などの計画的な維持管理を進める必要があります。☞施策5)へ

関連計画

上尾市公共下水道全体計画(平成 14～27 年度)

基本方針

総合治水基本計画を策定し、それに沿って、河川の整備や都市下水路・雨水管きよの整備、またそれら施設の適切な維持管理を進めます。同時に、雨水の流出抑制のためのさまざまな方策などを通じ、市民・民間事業者とともに雨水排水を計画的に河川等へ流出させる環境を整えていきます。

施策内容	1)総合治水基本計画策定	雨水排水を計画的に河川等へ流出させるために、流域と整合を図りながら、「上尾市総合治水計画」を策定します。また、内水についてもハザードマップの作成を行います。
	2)河川の整備	治水機能の充実を図るとともに、親水性に配慮した河川整備に努めます。
	3)都市下水路の整備	浸水被害の対策として、河川整備と整合を図り、都市下水路や雨水管きよの整備に努めます。
	4)雨水の保全対策	公共施設や事業所、一般家庭において、雨水貯留施設、浸透施設等の設置を促進し、河川への雨水の流出量を制御します。また、河川の水質保全や水害制御、温暖化対策などの観点から、貯留された雨水の有効利用を図ります。(下図参照) 道路整備においては、雨水の流出量を抑制するため、浸透式の側溝整備(公共下水道地域)や、透水性及び太陽光を反射する遮熱性のある歩道舗装を図ります。
	5)雨水排水施設の維持管理	雨水排水施設を適切な状態に保つよう、維持管理に努めます。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	雨水貯留タンク設置等補助事業		都市下水路整備・管理事業	
	普通河川整備・管理事業		準用河川改修事業	

■雨水貯留タンク設置等補助事業の概要

私達のまちを水害から守ろう

① 地球温暖化が進むと台風の巨大化や集中豪雨が多く発生するといわれています。

② 浸水対策は今後さらに重要になっていきます

●上尾市では、大量の雨水が急激に河川に流れ込むことによって起こる浸水被害を未然に防ぐため、市民の皆様に雨水貯留タンクの設置をお願いしています。



雨水貯留タンクの構造

市では、設置費の補助をしています！

① 補助金額は
(タンクの値段)+(設置費用)の2分の1
上限は3万円です。

② タンクに貯めた雨水を庭木への散水に利用することで水道水の節水にも役立てることができます。

雨水貯留タンクの設置例



ご不明な点は上尾市役所河川課までお問い合わせください。
電話 048-775-9381 E-mail s404500@city.ageo.lg.jp

用語 洪水ハザードマップ/内水ハザードマップ/親水性/都市下水路 ⇒用語解説(P160~P173)へ

2. 未来につなぐ環境づくり

2-3. 上水道の水質保全と安定供給

2-3-1. 上水道

水道部総務課・業務課・工務課・維持管理課

現況と課題

本市の上水道は、昭和 39 年に給水を開始して以来、5 回の拡張事業を重ねた結果、ほぼ全世帯に普及し、生命の維持に欠かすことのできない重要なライフラインの役割を担っています。☞施策 1)へ

給水開始当初に整備した水道施設は 40 年以上経過し、老朽化が問題になっています。災害などの非常時の被害を最小限に抑え、常に水道水が送れるよう施設の計画的な更新と維持管理を進める必要があります。☞施策 1)・2)へ

安心・安全な水質を保つために、水道管内の状況確認や水質管理の徹底を図る必要があります。☞施策 3)へ

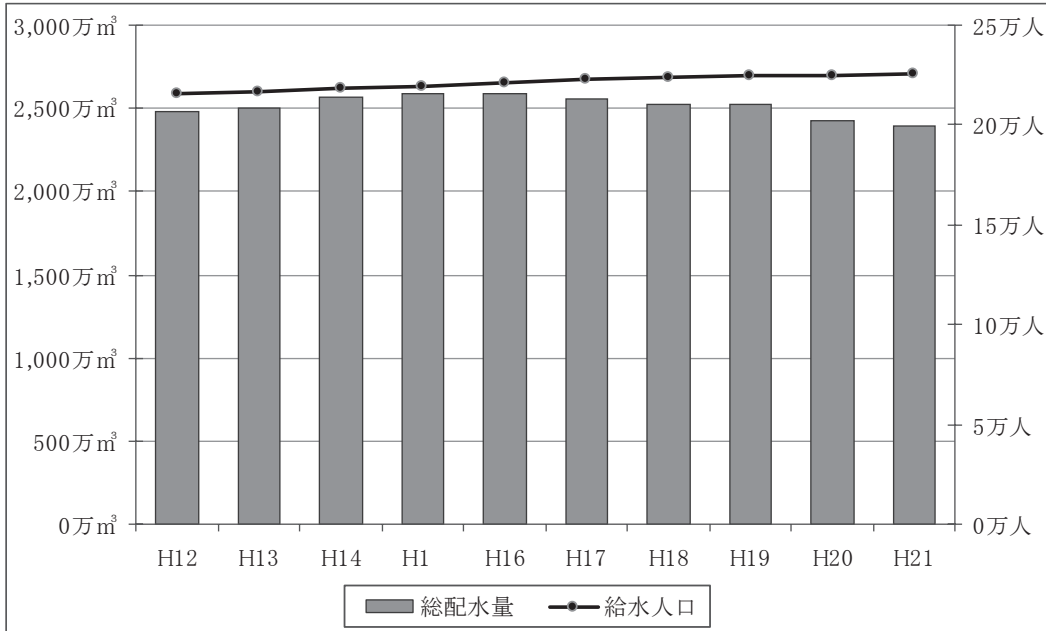
給水人口がほぼ横ばい状態の中で、利用者の節水意識の向上や節水型機器の普及などにより、水道の使用量は減少傾向にあります(下グラフ参照)。収益を保つには有収率を高めるとともに、外部委託の内容や範囲の拡大を検討し、埼玉県や近隣事業者との連携を図りさらなる経費削減に努める必要があります。☞施策 4)へ

効率的な運営とともに、施設更新の財源確保と利用者への一層のサービス向上のため、近年の生活様式の変化に応じたより適正な水道料金を検討する必要があります。☞施策 5)へ

関連計画

上尾市地域水道ビジョン(平成 21 ~ 30 年度)

■総排水量・給水人口



基本方針

将来にわたりいつでも安心して使える水道を保ち続けるため、水道施設や設備の維持管理、耐震化も含めた更新・整備、井戸の保全などに取り組んでいきます。長期的に安定した水道事業経営ができるよう、経費削減等による収益性の向上とともに、計画的・効率的な事業運営に努めます。



施策内容	1) 上水道施設の維持・整備	老朽管の更新とともに、配水管網の整備を計画的に進めていきます。施設や設備の定期的な保守点検を実施し、更新を含めた計画的な維持管理を進め、また、環境に配慮した設備の導入を積極的に検討します。
	2) いつでも使える水道の確保	自己水源である市内の井戸の保全に取り組み、渇水や災害などの非常時にも常に水が供給できる水道を目指します。水道施設の更新に際しては、災害時の被害を最小限に抑えられるよう、積極的に耐震化を進めます。
	3) 安心・安全な水質の確保	井戸の地下水から水道管末端の水道水まで、水質管理の充実と徹底を図り、安心・安全な水道水を送ります。水道管内部の洗浄を実施し、さらなる安心・安全な水質の向上に努めます。
	4) 収益性の向上	効率的な漏水防止対策などを施すことにより無効水量を減少させ、有収率の向上に努めます。事務を見直し、効果が期待できる業務については積極的に外部委託を導入します。埼玉県や近隣事業体との連携を図り、施設の共同利用や部分的な共同運営などによるコスト削減を検討していきます。
	5) 健全な水道事業運営	「上尾市地域水道ビジョン」に基づき、計画的かつ効率的な事業運営に努めます。将来的な施設更新を見据え、近年の生活様式の変化に応じた、より適正な水道料金を検討し、利用者サービスと事業の安定性を高めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	配水管網整備事業		老朽管更新事業	
	浄水場更新事業		浄水処理改善事業	
	漏水防止対策事業			

2. 未来につなぐ環境づくり	目標指標
-----------------------	-------------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
2-1. 持続可能な循環型社会の形成	温室効果ガス総排出量	14,363,742 kg-CO ₂	13,501,917 kg-CO ₂	電気使用量、燃料使用量などからの温室効果ガス排出量を6%削減
	ごみ排出量(可燃物)	62,167 t	61,681 t	
	一人1日当たりのごみ排出量	832 g	815 g	
	ごみの資源化率	16.8%	22.3%	
2-2. 生活・雨水排水施設の整備と維持管理	公共下水道普及率	74.0%	80.0%	
	合流式下水道改善率	30.8%	100.0%	
	雨水貯留タンク設置件数	25 件	340 件	
	準用河川整備率	71.0%	83.7%	
2-3. 上水道の水質保全と安定供給	有収率	93.3%	94.4%	
	水道管路耐震化率	19.0%	27.0%	

3. 快適な都市空間づくり

3-1 都市基盤の整備

3-2 交通環境の充実と維持管理

3. 快適な都市空間づくり

3-1. 都市基盤の整備

3-1-1. 土地利用

まちづくり計画課・開発指導課・建築指導課

現況と課題

今後長期的に予測される人口減少を踏まえ、市街地の拡大傾向を抑制する必要があります。併せて上尾駅・北上尾駅周辺をはじめ、各地域拠点及び周辺地区のより一層の多機能化を図り、高齢社会にも順応した、市民が歩いて暮らせる街づくりを実現することが必要です。☞施策1)・4)へ

市街化調整区域においては、武蔵野の面影を残す豊かな自然環境を保全し、郊外に無秩序に宅地が広がらないよう、さらなる土地利用規制・強化により長期的視点に立った整備・開発・保全の調和を保つことが課題です。☞施策2)へ

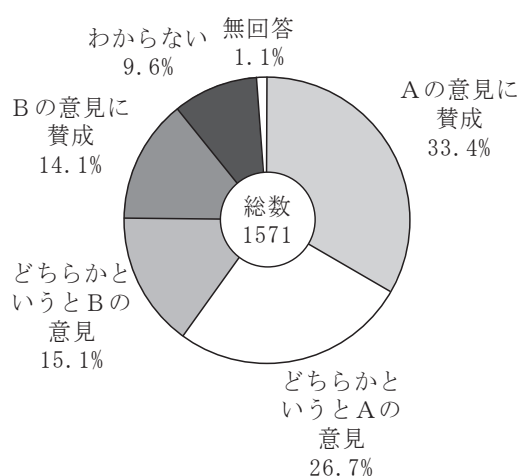
基盤整備による良好な住環境を将来的に持続するために、用途地域 や 高度地区 などの地域地区の見直しを検討することが必要です。☞施策3)へ

大規模道路沿道の土地利用の増進を図ることや地域分断による生活環境上の配慮が課題です。☞施策5)へ

関連計画

上尾市都市計画マスタープラン 2010(平成 23～42 年度)

■「土地利用のあり方について」の市民意見



Aの意見：現在の住環境や自然・田園環境を守り、大規模な開発などによる市街地のこれ以上の拡大は抑制し、集約化した方が良い。
Bの意見：ゆとりある住環境づくりや産業振興などのため、住宅地や商工業地の開発整備を進め、市街地を拡大した方が良い。

[参考：平成 20 年度市民意識調査]

基本方針

都市の運営効率を確保・向上させるため、市街地の拡大は原則として抑制し、集約型都市構造の形成を目指します。郊外では、残された農地や自然環境の保全、市街地では良好な環境の形成に向けた土地利用施策として、都市計画等による規制の運用や見直し、各種制度の適用などを図ります。自動車に過度に依存せず歩いて暮らせる街づくりを目指し、市街地の拠点への各種機能の集約を導き、大規模道路沿道での適切な土地利用を推進します。(P18 土地利用構想参照)



施策内容	1)市街地の拡大抑制	集約型都市構造を形成するため、原則、市街地の拡大は抑制します。なお、拡大する場合は、人口動向や産業動向など、新たな土地需要と供給のバランスを見極めながら、関連計画と調整を図り慎重に対応します。
	2)市街化調整区域の土地利用の検討	市街化調整区域内の開発行為について、農地や自然環境の保全を考慮し、市街化を促進しないよう、予定建築物の用途や目的、規模などの基準を検討します。
	3)用途地域等の見直し	5年ごとに実施される都市計画基礎調査などを基に、必要に応じて用途地域の見直しを実施します。また、 <u>特別用途地区</u> や <u>地区計画</u> 等を策定し、地域独自の土地利用の増進や居住環境の保護を推進します。 マンション紛争などを防止し、良好な居住環境を維持・保全するため、高度地区を指定します。
	4)中央・北部及び地域拠点の整備充実	地域住民が自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせる街づくりを実現するため、新たな公共公益施設を設置する場合は、拠点周辺に設置するよう誘導します。また、拠点周辺のにぎわいが創出されるような街づくりを進めます。さらに、各地域拠点間の結び付きを強化するためのネットワークを構築します。
	5)大規模道路周辺の土地利用	上尾道路や第二産業道路などの大規模道路の整備に合わせ、周辺環境との調和を図りながら、沿道整備や <u>道の駅</u> 設置の検討を進め、市民・事業者・行政による協働の街づくりを推進します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業	
		用途地域見直し事業		地区計画策定支援事業	
		上尾道路周辺整備事業		高度地区指定事業	

用語

用途地域／高度地区／集約型都市構造／特別用途地区／地区計画／道の駅 ⇒用語解説(P160～P173)へ

地域別土地利用計画

[上尾地域]

1) 土地利用構想で示された骨格や、地域らしさを形成するシンボルの整備

上尾駅周辺は中央拠点と位置付け、商業・業務・福祉・医療・文化など、多様な都市機能の維持・集積を図りながら、都市の顔としての印象的な景観形成を進めます。

北上尾駅周辺は北部拠点と位置付け、生活関連機能が充実するよう土地利用を誘導します。また、市のメインストリートとして、上尾駅から東と西の郊外に伸びる上尾平方線、上尾蓮田線を「都市と自然の回遊軸」と位置付けます。

2) 豊かな水と緑に囲まれた住環境の整備

鴨川、芝川の恵まれた水辺空間や公共施設をネットワークで結び、水と緑で囲まれた住環境のまちを形成します。また、地域周辺部の低層住宅地の環境を維持し、都市基盤が未整備な地区については、地域住民との協働により住環境の改善を進めます。

3) 豊富な公共施設空間の活用

上尾運動公園や水上公園、文化センター、図書館、コミュニティセンターなどの豊富な公共施設空間を貴重な地域資源として活用します。

[平方地域]

1) 土地利用構想で示された骨格や、地域らしさを形成するシンボルの整備

平方支所から旧街道周辺を地域拠点に位置付けるとともに、上尾中堀川、荒川などの地域らしい水辺空間を活かした骨格形成を進めます。

2) 豊かな川べりと緑、田園風景の保全

広大な河川敷や田畑、雑木林などの自然は、上尾のふるさとも感じさせる風景でもあり、これらの自然を貴重な財産として保全を進めます。

3) 地域独特の歴史文化の保全

旧街道や寺社、河岸跡などの歴史を感じられる場所の魅力を高め、多くの人々に平方の良さを広く知ってもらうと同時に、地域の活性化にも結び付けていくことを目指します。

[原市地域]

1) 土地利用構想で示された骨格や、地域らしさを形成するシンボルの整備

原市支所・原市公民館の周辺を地域拠点に位置付けるとともに、原市沼などの地域らしい水辺空間を活かした骨格形成を進めます。

2) 豊かな水と緑に囲まれたネットワークの整備

原市沼川などの恵まれた水辺空間と緑地などをネットワークで結び、潤いのあるまちを形成します。

3) 質の高い魅力的な居住環境の形成

原市沼川周辺の治水機能を強化し、災害に強いまちとします。都市基盤が未整備な地区については、地域住民との協働により住環境の改善を進めます。

都市再生機構の団地は、緑豊かなゆとりある空間として魅力を高め、貴重な地域資源として活用します。



[大石地域]

1) 土地利用構想で示された骨格や、地域らしさを形成するシンボルの整備

北上尾駅周辺は北部拠点と位置付け、大石支所及び大石公民館を中心とする一帯を地域拠点として位置付けます。

地区内を流れる河川や、緑の拠点となる公園などをつなぎ、大石地域の豊かな自然を楽しめるネットワークを形成します。

市街化調整区域に広がる、農地や雑木林、河川など豊かな自然を保全します。

2) 上尾道路の整備と合わせた街づくり

上尾道路の整備に合わせ、道路等の都市基盤整備や沿道の土地利用などを一体的に進めます。

3) 質の高い魅力的な居住環境の形成

土地区画整理事業により整備された地区は、より質の高い居住環境の形成を推進していきます。都市基盤が未整備な地区や防災上の懸念がある地区は、多様な都市計画手法を活用した街づくりを進めます。

都市再生機構の団地は、緑豊かなゆとりある空間として魅力を高め、貴重な地域資源として活用します。

[上平地域]

1) 土地利用構想で示された骨格や、地域らしさを形成するシンボルの整備

上平支所・上平公民館の周辺を地域拠点に位置付けるとともに、地域のシンボルである上平公園や、芝川、原市沼川などの地域らしい水辺空間を活かした骨格形成を進めます。

2) 質の高いゆとりある居住環境の形成

北上尾駅や桶川駅に近く、通勤通学に至便な地域であることから、今後も快適な居住環境を整え、市民との協働により質の向上を目指します。

3) 周辺環境と調和した街づくり

郊外に広がる農地や雑木林と都市部の住宅地、第二産業道路沿道の土地利用など多様な地域特性を活かし、相互に調和のとれた土地利用を図ります。

[大谷地域]

1) 土地利用構想で示された骨格や、地域らしさを形成するシンボルの整備

大谷支所・大谷公民館の周辺を地域拠点に位置付けるとともに、鴨川、浅間川などの地域らしい水辺空間を活かした骨格形成を進めます。

2) 豊かな田園環境の保全

良好な緑地や農地などの田園風景と、鴨川や浅間川の水辺空間をつなぎ、大谷地域の豊かな自然を楽しめるネットワークを形成します。

3) 周辺環境と調和した土地利用

北部の住宅地、中心部の工業地、南部の農地のそれぞれ多様な地域特性を活かし、調和のとれた土地利用により、良好な住環境の形成を図ります。

3. 快適な都市空間づくり

3-1. 都市基盤の整備

3-1-2. 市街地形成

●市民安全課・まちづくり計画課・区画整理課・道路整備課

現況と課題

現在施行中の土地区画整理事業 や市街地再開発事業 については、早期の事業完了を図る必要があります。一方で、基盤が整っていない地域については、従来型の土地区画整理事業によらない整備手法も検討しながら、地域特性に応じた骨格道路や公園施設等を位置付けるなど、都市基盤の整備水準の向上を図ることが必要とされています。(☞施策1)・2)へ

中心市街地の拠点であり交通結節点である上尾駅は、多くの市民が利用していることから、ユニバーサルデザイン のさらなる充実が求められており整備を進めています。また、駅から概ね半径 500m以内にある市役所やコミュニティセンター等の公共公益施設までの徒歩圏内の区間については、積極的にユニバーサルデザインを進める必要があります。(☞施策3)へ

関連計画

上尾市都市計画マスタープラン 2010(平成 23～42 年度)



中山道東側地区第一種市街地再開発ビル完成予想図



基盤整備を必要とする地域の写真

基本方針

秩序ある街並み形成や土地の高度利用を目指し、土地区画整理事業や市街地再開発事業を推進するとともに、それ以外の地区でも地域特性に見合った整備手法等を検討し、都市基盤整備水準の向上に努めます。中心市街地では、交通施設も含めユニバーサルデザイン環境の向上により魅力ある市街地形成を図ります。



施策内容	1)市街地整備事業の推進	現在、施行中の土地区画整理事業や中山道東側地区第一種市街地再開発事業については、積極的な事業展開を図り早期完成を目指します。
	2)都市基盤整備水準の向上	市街化区域内における土地区画整理事業未整備地区については、持続可能な市街地形成を図るため、従来型の土地区画整理事業以外の地域特性を活かした整備手法等も検討し、一定の基盤整備水準の向上に努めます。
	3)中心市街地の整備	中心市街地の拠点として変貌した上尾駅から徒歩圏内にある市役所やコミュニティセンター等までの範囲のユニバーサルデザイン化を積極的に進める一方、各交通管理者に対するユニバーサルデザインを基本原則とした施設整備を誘導し、アクセシビリティの向上に努めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		土地区画整理事業の整備促進		上尾中山道東側地区第一種市街地再開発事業
	バリアフリー基本構想策定事業			



ユニバーサルデザインにより整備された歩道

用語

土地区画整理事業／市街地再開発事業／ユニバーサルデザイン／アクセシビリティ／⇒用語解説(P160～P173)へ

3. 快適な都市空間づくり

3-1. 都市基盤の整備

3-1-3. 住環境

まちづくり計画課・みどり公園課・建築指導課

現況と課題

「上尾市街づくり推進条例」の積極的な活用により、地区計画 や建築協定 などの個性ある地域独自のルール化を図り(下図参照)、持続可能で質の高い居住環境の構築を図る必要があります。また、街づくりに関するさまざまなイベントや情報提供により、市民が街づくりに高い関心を持ち積極的に参画できるよう啓発する必要があります。☞施策1)へ

近年、中高層建築物の建設に伴うトラブルが発生し、住環境の悪化を招くようになりました。将来的な不安を解消し、安心して住み続けられるよう、建築物の高さのルール化が課題です。

☞施策1)へ

都市再生機構等が所有する大規模団地などでは、居住者の高齢化が急速に進む中、ユニバーサルデザイン に対応した施設整備とともに、居住の安定を確保することが求められています。

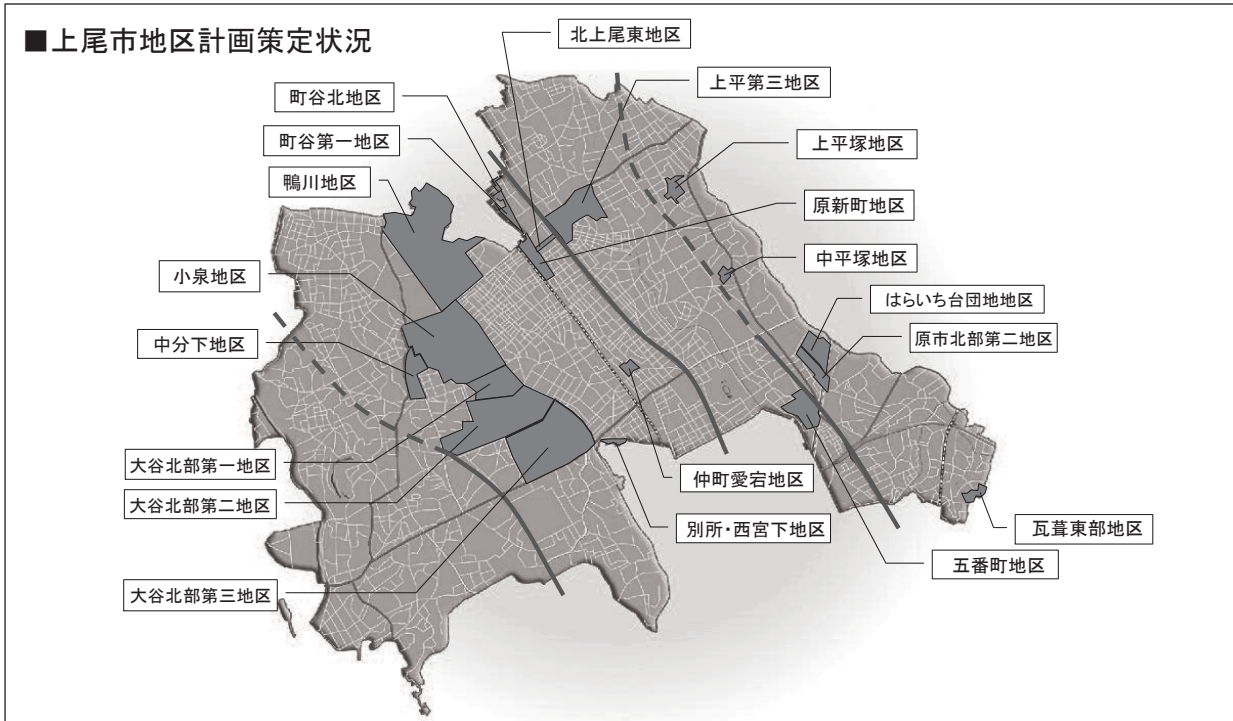
☞施策2)へ

平成18年に策定された「バリアフリー新法」の施行に伴い、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準(都市公園移動等円滑化基準)」が策定されたため、これに基づき公園の施設を整備する必要があります。☞施策3)へ

今後、土地区画整理事業 やその他の公共事業等によって創出される公園については、一定要件の下で地域住民が主体となり、計画から維持管理までを行うなど、愛着の持てる公園づくりを進めていく必要があります。☞施策3)へ

関連計画

上尾市都市計画マスタープラン2010(平成23~42年度)



基本方針

市内各地区での住環境向上のため、地区計画の策定や建築協定の締結など、市民参加による地域独自のルールづくりを進めます。大規模団地では高齢化に対応した施設のユニバーサルデザイン化を促進するほか、各地区の公園等は市民との協働による管理運営の仕組みを築いていきます。

施策内容	1)地区整備のルールづくり	「街づくり推進条例」を活用した市民による地域独自のルールづくりを積極的に進めます。 土地区画整理事業が完了し、良好な住環境が形成された街並みを将来にわたり保護するため、地区計画の策定を目指します。 地区住民の自主的な建築のルールづくりである建築協定の締結を促進し、良好な住環境を維持向上が図れるよう努めます。
	2)大規模団地の高齢化対策	大規模団地住民の高齢化に伴い、施設のユニバーサルデザインの積極的な推進及び公的賃貸住宅としての居住の安定確保を、都市再生機構をはじめとする関係機関に要請します。
	3)公園の適正な管理	土地区画整理事業で整備される公園や新設される地域内の公園などについては、地域の市民と協働により管理運営ができる仕組みを構築します。また、必要な箇所のバリアフリー化を図っていきます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		街づくり協議会運営支援事業		建築協定締結支援事業
	街区公園整備事業		地区計画策定支援事業	



都市再生機構の住宅団地
(西上尾第一団地)



地区計画等により良好な街並みを形成している住宅地

用語

上尾市街づくり推進条例／地区計画／建築協定／ユニバーサルデザイン／バリアフリー新法／土地区画整理事業 ⇒用語解説(P160～P173)へ

3. 快適な都市空間づくり

3-2. 交通環境の充実と維持管理

3-2-1. 交通体系

●市民安全課・まちづくり計画課

現況と課題

都市計画道路 網のうち、当初の都市計画決定から 20 年以上経過し、かつ未整備区間のある路線は、長期未整備都市計画道路としており、地域住民との合意形成や社会状況の変化を踏まえ、概ね 5 年に 1 度の検証により見直しを行う必要があります。☞施策 1)へ

安全で利便性が高く機能的な都市活動を支えるため、公共交通のシームレス化 やTDM(交通需要マネジメント)を進めることにより、人と物の円滑な移動が可能な効率的で質の高い交通体系を構築することが課題です。☞施策 2)へ

関連計画

上尾市都市計画マスタープラン 2010(平成 23～42 年度)

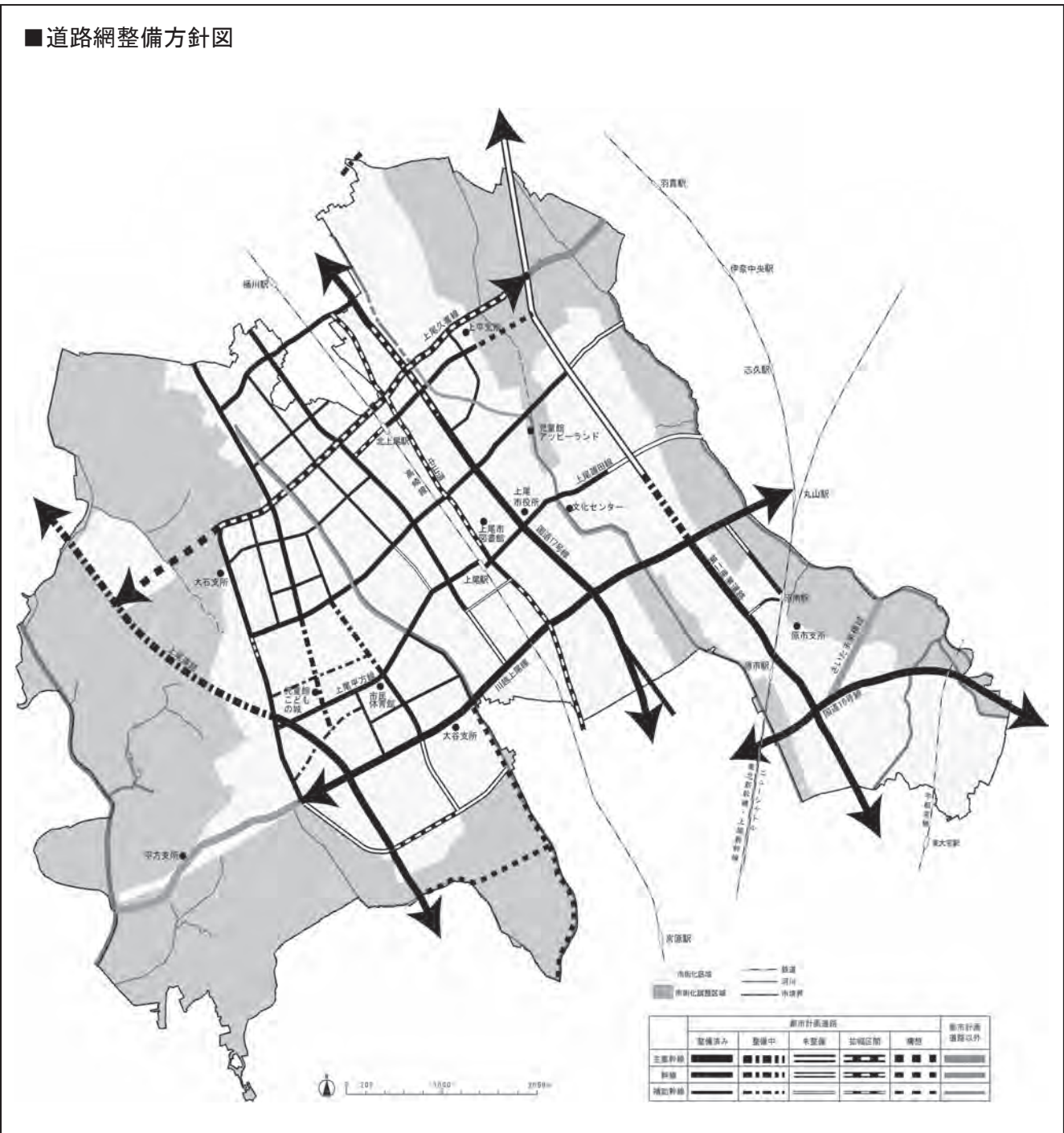


基本方針

市内の交通環境を総合的に向上させるため、都市計画道路の見直しや、道路・公共交通を含めた総合的な交通計画の策定に基づき、計画的な整備を進めます。

施策内容	1) 長期未整備都市計画道路の見直し	概ね5年ごとに県下一斉に行われる長期未整備都市計画道路の見直しを適切に実施します。
	2) 総合交通計画の策定	道路や公共交通を包含する総合交通体系づくりの計画を策定し、市民が円滑に移動可能となるよう、計画的な整備を進めます。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	長期未整備都市計画道路見直し事業		総合交通体系策定事業	



[参考：都市計画マスタープラン 2010]

用語 都市計画道路／シームレス化／TDM(交通需要マネジメント) ⇒用語解説(P160～P173)へ

3. 快適な都市空間づくり

3-2. 交通環境の充実と維持管理

3-2-2. 幹線道路・生活道路

まちづくり計画課・道路管理課・道路整備課

現況と課題

国・県道は、本市の経済活動を支える動脈として重要な役割を果たしています。しかし、交通渋滞による機能低下で市民への影響が懸念されています。こうした問題に対応するために計画された上尾道路は国道17号のバイパスとして、また第二産業道路は県道さいたま・菖蒲線のバイパスとして、本市全体の都市構造を支える役割を果たすもので、早期完成が重要な課題です。また都市計画道路については、土地区画整理事業などの進ちょくに合わせて計画的に整備することや事業費の確保・整備手法の検討が重要な課題です。☞施策1)・2)へ

平成21年度末現在、市道の実延長は74万2,018mで、うち舗装済延長は63万5,254m、舗装率は85.6%です。しかし、幅員が4m未満の狭あい道路が全路線の約1/3を占めるなど火災や緊急時における緊急車両の走行に支障を来すことが懸念されます。これらの道路環境を改善し、安全な街づくりを進めることが必要です。☞施策3)へ

砂利道や排水などが整備されていない道路については、状況に応じた効果的かつ計画的な整備が求められています。また、歩行者の多い道路では、歩行空間を確保し、安全性の向上を図りながら、道路に関するバリアフリー化基準(道路移動等円滑化基準)に適合するよう整備することが必要です。☞施策4)・5)へ

道路空間の阻害要因となる不法占用物や、景観上不適切な屋外広告物に関しては指導や撤去を行い、美しい街並みを形成することが求められています。一方、緊急輸送路や都市のシンボル軸となる道路については、電線などの地中化を図る必要があります。☞施策5)へ

迅速かつ適切な道路管理を実現するために、より機能的な維持管理システムの構築を図る必要があります。☞施策6)へ

関連計画

上尾市都市計画マスタープラン2010(平成23~42年度)



第二産業道路

基本方針

市民生活や経済活動の基盤となる骨格的な道路から生活道路まで、体系的かつ計画的な整備と維持管理を進めます。国・県道の整備促進や都市計画道路の整備、狭あい道路の解消のほか、誰もが安心して利用できる歩行空間の安全性向上に努めるほか、道路施設や設備の維持管理・修繕とそのためシステムの一元化による効率的な対応を図ります。



施策内容	1)国・県道の整備促進	本市の経済活動を支え、広域的な幹線道路である上尾道路や第二産業道路をはじめとする国・県道の早期完成を目指すため、関係機関に要請します。
	2)都市計画道路の整備推進	交通渋滞を解消し、機能的な都市活動を支える都市計画道路の計画的かつ効率的な整備に努めます。
	3)生活道路の整備推進	幅員が4m未満の狭い道路解消のため、道路拡幅用地を寄附または買収により取得し、緊急性・重要性を考慮して効果的かつ効率的に整備を進めます。
	4)道路の質の向上	歩行空間の安全性や快適性を向上させるため、段差や勾配を最小限にしたバリアフリー構造による質の高い道路を整備します。
	5)快適な道路環境の維持・修繕	定期的な巡回点検の実施により道路施設や設備などの保守・点検を行いながら、安全な道路環境の維持・修繕に努めます。 交通の障害となる不法占用物や放置車両の撤去に努めます。また、良好な道路景観を確保するため、屋外広告物の適正化を進めるとともに、電線地中化を推進します。
	6)維持管理システムの一元化	市道に関する維持管理システムの一元化により、迅速かつ的確なサービス向上を目指します。



	事業名	協働事業	事業名	協働事業
主な事業	バリアフリー基本構想策定事業		都市計画道路整備事業	
	道路改良事業		道路緊急安全対策事業	
	電線地中化整備事業			



上尾道路

用語

都市計画道路／土地区画整理事業／バリアフリー ⇒用語解説(P160～P173)へ

3. 快適な都市空間づくり

3-2. 交通環境の充実と維持管理

3-2-3. 公共輸送

●総合政策課・市民安全課

現況と課題

JR高崎線の上尾駅や北上尾駅、埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)の原市駅や沼南駅などの利用者は今後も増加が見込まれており、混雑の緩和や効率的な移動の実現が求められています。このため、鉄道輸送力の増強やバス輸送等と連携によるシームレス化が課題です。(施策1)・2)へ

市内循環バス「ぐるっとくん」の路線については、路線の拡大、充実を図ってきましたが、今後は、市民の要望に対応した効率的で効果的な路線の見直しについても検討していく必要があります。(施策3)へ

関連計画

上尾市都市計画マスタープラン 2010(平成 23～42 年度)



市内循環バス「ぐるっとくん」

基本方針

市民の重要な足である公共交通機関の安全性、利便性、快適性の向上を目指し、鉄道の輸送力増強や駅施設の改善、バリアフリー化などを進めるとともに、より利用しやすいバス輸送体系と効率的運営への取り組みを進めます。



施策内容	1) 鉄道輸送力の向上促進	JR 上尾駅・北上尾駅・東大宮駅については、高崎線・宇都宮線の混雑解消と利用者の安全性、利便性及び快適性の向上を目指し、鉄道輸送力を増強するよう関係機関に要請します。
	2) 駅の利便性の向上	埼玉新都市交通伊奈線の原市駅については、県をはじめとする関係機関と協力し、駅のバリアフリー化など、施設の改善に努め、安全で利用しやすい駅の実現を目指します。
	3) バス輸送の充実	市内循環バス「ぐるっとくん」や上尾市運行バスは、民間バスとの整合を図りながら、より良いバス路線網を構築し、効率的・効果的な運営に努めます。 既存バス路線の確保に努めるとともに、誰もが利用しやすい低床車両の導入をバス事業者に働きかけます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	バス輸送充実事業		原市駅バリアフリー化整備事業	



JR 高崎線上尾駅の構内



埼玉新都市交通伊奈線(ニューシャトル)

3. 快適な都市空間づくり

3-2. 交通環境の充実と維持管理

3-2-4. 自転車利用

●市民安全課・まちづくり計画課・道路整備課

現況と課題

上尾市都市計画マスタープラン 2010 の将来都市ビジョンである“質の高い居住環境と自転車のまち”を実現するため、「自転車道ネットワーク形成及び歩行環境改善路線」の積極的な整備推進が望まれます。第二次上尾市環境基本計画でも「歩行・自転車利用促進」が位置付けられており、これらの計画に基づく整備促進は緊急の課題です。☞施策1)へ

自転車利用の促進は、環境面だけではなく健康増進による効果も期待できます。一方で増加する放置自転車等への対策の強化や、的確な分析に基づく自転車駐車場の適正配置などについて、市民・事業者・行政が連携し、計画的かつ効果的な対策を講じる必要があります。☞施策2)へ

関連計画

上尾市都市計画マスタープラン 2010(平成 23～42 年度)



あげおサイクリングコース



北上尾駅東口周辺

基本方針

比較的平坦な地形を活かした自転車利用の促進のため、自転車の走行空間の整備や公共交通機関との連携環境づくり、自転車利用のルールの啓発や自転車駐車場の整備・充実を図ります。



施策内容	1) 自転車のまちあげおの実現	「上尾市都市計画マスタープラン 2010」で位置付けた自転車走行環境の整備推進を図ります。また、 <u>サイクル&バスライド</u> や休憩所などの整備を検討します。 地元企業や団体等と協賛による自転車啓発イベントなどを開催し、自転車のルールの認識を深めるとともに、自転車利用の楽しみ方を提案します。
	2) 自転車駐車場の整備・充実	自転車駐車場の実態調査を含め、適切な配置計画を検討します。 自転車駐車場の <u>付置義務条例</u> を検討し、放置自転車の追放に努めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	自転車走行環境整備事業		サイクリングイベント事業	
	放置自転車対策事業		自転車駐車場運営事業	



歩道と自転車道を分離した歩道

3. 快適な都市空間づくり	目標指標
----------------------	-------------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
3-1. 都市基盤の整備	土地区画整理事業進捗率	91.3%	96.0%	完了済含む
	街づくり協議会設立認定件数	2 か所	12 か所	
	地区計画策定箇所数	19 か所	29 か所	
3-2. 交通環境の充実と維持管理	都市計画道路整備率	60.4%	65.0%	
	自転車走行環境整備延長	5.2 km	10.0 km	

4. 美しく心豊かなまちづくり

-
- 4-1 景観形成とみどりの創出
 - 4-2 地域文化の継承と創造
 - 4-3 生涯学習の振興
 - 4-4 スポーツ・レクリエーション
活動の充実

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-1. 景観形成とみどりの創出

4-1-1. 景観・みどり・自然

●環境政策課・まちづくり計画課・みどり公園課・教育総務部総務課・農業委員会事務局

現況と課題

美しい都市づくりは、都市における質の向上につながります。また、市街地や水辺・屋敷林等の自然空間の保全や創出など、上尾らしい景観形成が望まれています。そのため、市民・事業者・行政の協働のもと、景観条例の制定や景観行政団体への移行を実現し、一定の規制誘導を図ることが課題です。☞施策1)へ

緑の保全や創出は、ヒートアイランド現象を緩和するなど、地球環境問題の解決に資するひとつの方策としても有効と考えられています。しかし、近年市街地における生産緑地の減少や農村部における農用地の土地利用転換による緑の喪失が問題となっております。このため、今後は緑の再生や保全を積極的に進める必要があります。☞施策2)・3)・4)・5)へ

平成21年度末現在の市全域における緑地率は29.0%となっておりますが、緑を都市空間に必要不可欠なものとして後世に引き継ぐためには、保全だけでなく再生も視野に入れた持続可能な緑づくりが求められています。また、平成17年度に「上尾市緑のアクションプログラム」を策定しましたが、計画の実効性をより高めるため、今後、分析を加えながら進行管理を強化する必要があります。☞施策2)・3)・4)・5)へ

社会教育・環境教育の中で、緑の役割を理解し、その大切さを認識できる機会をできるだけ多く設け、意識の向上を図る必要があります。☞施策6)へ

関連計画

上尾市緑の基本計画(平成12～32年)

上尾市都市計画マスタープラン2010(平成23～42年度)



上尾丸山公園

基本方針

美しく快適な環境づくりを目指し、良好な市街地景観の保全・形成に努めるとともに、「骨格となる緑」、「地区の拠点となる緑」、「身近な緑」を整備するとともに、これらを結ぶ緑のネットワークの形成を進め、地域特性に応じた緑の保全、新たな緑の創出を図ります。公園・緑地等の整備や維持管理は、協働による体制を構築し、緑化推進に対しても積極的な意識を育てていきます。



施策内容	1) 良好な市街地景観の保全及び形成	地区計画や建築協定による緑化を推進し、良好な景観形成に努めます。
	2) 骨格となる緑づくり	大規模な公園に生物生息の場を整備し、自然と触れ合える拠点の創出を図ります。 大規模な公園や「ふるさとの緑の景観地」等、骨格となる緑地と河川及び周辺の低地、湿地、民有地などの一団となった樹林地と連続性のあるネットワーク(緑の回遊路)形成を行います。
	3) 地区の拠点となる緑づくり	地区の緑の拠点となる公園・広場を、スポーツなど地域のコミュニティ活動の場として、また、災害時の緊急避難場所として多目的な機能を持つよう、整備の充実を図ります。 地区の貴重な緑である生産緑地の保全に努めます。また遊休農地に対する規制誘導を行う一方で、市民農園などの利活用に努めます。 上尾駅周辺部における新たな緑の創出を図ります。
	4) 身近な緑づくり	街区公園 や近隣公園 などの身近な公園は、均衡配置に努めながら地域特性に応じた独自の整備、管理を進めていきます。 新たなふれあいの森や保存樹林・保存樹木などの指定に努め、豊かな緑の創出を図ります。
	5) 緑を守り育てる仕組みづくり	公園・緑地などの整備から維持管理までの緑づくりに市民・事業者・行政が一体となって取り組み、持続可能な体制・仕組みを構築します。 みどりの基金 の充実を図り、自然環境の保全、公園・広場の用地取得、ふれあいの森や保存樹林などの助成に活用します。
	6) 緑の意識啓発	市民や事業者が緑への関心や愛着を持ち、緑化推進に対し積極的に取り組めるよう、環境教育等の学習機会の提供など、新たな仕組みを構築します。 児童生徒に対する環境教育の一環として、緑の重要性を体感できるような取り組みを進めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	ふるさとの緑の景観地保全事業		(仮称)平方運動公園都市計画決定事業	
	(仮称)戸崎東部公園整備事業		ふれあいの森整備事業	
	公共施設緑化推進事業		緑のカーテン整備事業	
	(仮称)瓦葺コミュニティ整備事業		景観計画運用事業	

用語

景観行政団体／ヒートアイランド現象／上尾市緑のアクションプログラム／ふるさとの緑の景観地／街区公園／近隣公園／みどりの基金 ⇒用語解説(P160～P173)へ

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-2. 地域文化の継承と創造

4-2-1. 文化・芸術活動

生涯学習課

現況と課題

多くの市民が各公民館や文化センター、コミュニティセンター、イコス上尾などを拠点として自主的に文化・芸術活動をしています。今後もこれらを拠点にしながら文化・芸術に対する関心を高めていく必要があります。☞施策1)へ

文化団体連合会は、14団体、約2,000人が活動しており(下表参照)、それぞれの事業や上尾市文化芸術祭を実施しています。また、美術家協会と共催で上尾市美術展覧会、実行委員会形式で上尾市民音楽祭を実施しています。今後もこれらの活動を支援しながら、文化芸術活動を拡大していく必要があります。☞施策1)へ

文化・芸術活動の奨励・充実のため、発表の機会の提供等による活動への支援、文化芸術振興基金の活用が必要です。☞施策1)へ

文化芸術支援については、これまで長年実施してきた団体への支援や発表の機会の提供といった事業に加え、新たな文化芸術支援の展開が必要です。☞施策2)へ

市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため、市民ギャラリーを運営しています。利便性が高く、利用率が高いことから思うように利用できないとの声もあり、対策を検討する必要があります。☞施策3)へ

関連計画

上尾市教育振興基本計画(平成23～27年度)

■上尾市文化団体連合会 (14団体)

No.	団体名
1	上尾市いけばな協会
2	上尾市美術家協会
3	上尾市合唱連盟
4	上尾市吹奏楽協会
5	上尾市俳句連盟
6	上尾市吟剣詩舞道連盟
7	上尾市茶道連盟
8	上尾市邦楽邦舞協会
9	上尾市三曲連盟
10	上尾市総合舞踊連盟
11	上尾市日本舞踊連盟
12	彩の国上尾将棋連合会
13	上尾市大正琴連盟
14	上尾市民囲碁連盟

平成22年6月現在



基本方針

心豊かなまちづくりを象徴する市民による文化・芸術活動に対して、発表の場や機会の提供、活動団体等の支援、市民ギャラリーの運営を通じた展示・鑑賞の場の提供などを行います。

施策内容	1)文化・芸術活動の支援	文化団体連合会をはじめ文化芸術団体の活動を支援するとともに、さまざまな音楽・美術活動など発表の場や機会を提供します。 「 <u>上尾市文化芸術振興基金</u> 」を活用し、文化芸術活動を行う団体・個人を支援します。
	2)新たな文化・芸術の創造活動支援	<u>文化芸術振興基本法</u> に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」における国、地方、民間、個人などの役割を鑑み、国の施策を勘案しながら地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な支援策を検討します。
	3)文化・芸術施設の整備充実	市民に美術作品などの展示や鑑賞の場を提供するため市民ギャラリーを運営し、施設の整備充実を図ります。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	美術展覧会		市民音楽祭(合唱祭、邦楽祭、吹奏楽・器楽祭)	
	市民ギャラリー管理運営事業		文化芸術振興事業	



市民音楽祭



市展

用語 上尾市文化芸術振興基金／文化芸術振興基本法 ⇒用語解説(P160～P173)へ

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-2. 地域文化の継承と創造

4-2-2. 文化財保護

生涯学習課

現況と課題

文化財は地域の歴史、文化などの正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化向上・発展の基礎となるものです。そのため、市民・行政は各々の立場から適切に保存継承に努めていくことが必要です。☞施策1)へ

文化財の中で、特に重要なものを指定文化財とし、また保存及び活用のための措置が特に必要と認められる文化財を登録文化財とし、修理や保存、継承について支援や保護のための施策を実施してきました。今後は、文化財の調査を進め、新たな指定・登録や保護の施策を検討する必要があります。☞施策1)へ

埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財包蔵地内で行われる土木工事などについて発掘調査を行っています。調査やその後の整理事業に向けての体制の維持・充実が必要です。☞施策2)へ

市内には、多くの無形民俗文化財が指定・登録されていますが、この中には、伝承の難しい文化財も見られます。今後、無形民俗文化財の伝承基盤の大きな変化が想定されているため、後継者育成などの対策が必要です。☞施策3)へ

上尾市史刊行事業で収集した歴史資料の整理事業を実施しています。歴史資料は保存活用のためマイクロフィルム化していますが、公開のための基準づくりや設備の充実が必要です。☞施策4)へ

文化財や歴史資料に関する情報を提供し、市民の研究・学習活動に活用されるよう、資料の管理者や所有者の協力を得ながら公開していく必要があります。☞施策5)へ

収集した資料の整理・保存・管理施設の整備が十分でないため、整備が必要です。☞施策6)へ

関連計画

上尾市教育振興基本計画(平成23～27年度)



畔吉の万作踊り

平方のどろいんきょ



基本方針

本市の歴史的個性を伝えるものを文化財として指定・登録し、また埋蔵文化財の発掘調査と記録・保存、無形民俗文化財の継承支援、歴史資料の収集などを図るとともに、それらの活用と普及を進めます。また文化財の保存管理施設の検討を進めます。

施策内容	1)文化財の指定・登録	本市にとって歴史的に重要な文化財を指定し、保存・活用の必要な文化財を登録します。 「上尾市文化財保護条例」に基づいて、指定・登録文化財の保存管理などに必要な補助を行います。
	2)埋蔵文化財の保護	文化財保護法に基づいて、開発に伴う記録保存のための発掘調査を行い、発掘調査された資料を整理し、記録・保存に努めます。また、出土した文化財の保存と活用を進めます。
	3)無形民俗文化財の継承支援	無形民俗文化財の継承のために、保持者・保持団体へ支援を行うとともに、映像・文書などによる記録保存を行い、また、現地での公開を支援します。
	4)歴史資料の収集	歴史資料として古文書や歴史的公文書を適切に収集・保管・整理します。
	5)文化財・歴史資料の活用	文化財や歴史資料の市民活動における活用を進めるとともに、郷土への関心を高めるために、教育普及事業を推進します。
	6)文化財保存・管理施設の整備	収集した文化財を整理・保管・管理・活用するための施設整備を図ります。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	文化財調査・保存事業		文化財保護啓発事業	
	埋蔵文化財調査事業		市史担当分室及び資料室維持管理事業	
	歴史資料調査事業			



藤波のささら獅子舞



西通 遺跡で出土された中世陶器

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-3. 生涯学習の振興

4-3-1. 生涯学習体制

●生涯学習課・図書館

現況と課題

「生涯学習振興基本計画」を基に、生涯学習の振興や社会教育の施策を展開しています。また、現行計画の進行に当たってはその評価を行い、より効果的な推進につなげていく必要があります。☞施策1)へ

市民の生涯学習を推進するための支援が必要です。学習情報やその指導者情報について、さらに充実を図る必要があります。☞施策2)へ

生涯学習・社会教育活動の場が必要とされています。現在は、これに対応するため公民館の運営や学校施設の開放を行っていますが、公民館の施設・設備の計画的な改修や学校開放の充実を検討することが必要です。☞施策3)へ

ニーズの多様化、高度化に伴い、図書館は、全ての世代へさまざまな情報を提供できる知の拠点施設として整備されることが求められています。そこで、誰もが集え、図書館サービス網の中核機能を備えた、(仮称)新中央図書館(第二図書館)整備に向け、早急に検討を進める必要があります。☞施策4)へ

関連計画

上尾市図書館サービス計画(平成 22～26 年度)

上尾市教育振興基本計画(平成 23～27 年度)

上尾市生涯学習振興基本計画(平成 23～27 年度)

上尾市子どもの読書活動推進計画(平成 23～27 年度)



基本方針

市民の自発的・主体的な学習活動を深めるための体制づくりとして、これまでの事業の評価検証や市民意識の把握を行うとともに、学習に関する情報提供、指導者の育成と活用の仕組みづくり、学習活動の場としての公民館などの有効活用を進めます。図書館は、新たな中心拠点施設の検討と、分館を含めたネットワーク化を図ります。



施策内容	1)生涯学習振興基本計画の評価	生涯学習振興基本計画の進行管理を行うため、実施事業の評価と検証を行います。 生涯学習振興・社会教育に関する市民意識の掌握のための調査を行います。
	2)生涯学習・社会教育活動の支援	生涯学習や社会教育に関する事業やグループの情報を収集して提供します。 学習指導者を提供するため、「 <u>まなびすと指導者バンク</u> 」や「あげお市政出前講座」を充実します。 学んだ成果の活用ができるよう、まなびすと指導者バンク活動推進会議に事業を委託するなど機会の提供を行います。
	3)生涯学習活動施設の整備・充実	生涯学習の拠点施設である公民館について計画的な改修を実施していきます。 生涯学習・社会教育の場を確保し、生涯学習の推進に寄与するため、学校の活動に影響のない範囲で学校施設の開放事業を実施します。
	4)図書館施設の整備充実	各館の整備や改修を行うとともに、図書館サービス網の中核施設として、(仮称)新中央図書館(第二図書館)の整備に向け、検討を進めます。 地域のニーズに対応した分館運営を行うとともに、市民の動向、生活圏の変化等に対応し、 <u>ブックポスト</u> や配本所の設置など、さらなるネットワーク化を図ります。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	生涯学習指導者活動推進事業		学校開放(生涯学習)事業	
	まなびすと指導者バンク			



大谷公民館



上尾市図書館大石分館

用語

まなびすと指導者バンク/ブックポスト ⇒用語解説(P160～P173)へ

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-3. 生涯学習の振興

4-3-2. 生涯学習活動

●生涯学習課・図書館

現況と課題

公民館は、生涯学習・社会教育を実施する中心的な教育機関として位置付けられており、今後も関連する事業を実施する必要があります。☞施策1)へ

家庭教育推進事業や公民館事業を通じて保護者に対する学習機会を提供しています。今後も家庭教育の充実を図るため取り組んでいく必要があります。☞施策2)へ

市民が主体的・自発的に生涯学習・社会教育活動にかかわるため、市民自らが企画運営する事業の支援や、PTA・地域団体・近隣の大学などとの連携が必要です。☞施策3)へ

新成人が社会人としての自覚を高めることを目的として成人教育を行っていく必要があります。☞施策4)へ

図書館資料に対するニーズは、今後も多様化することが予測されます。蔵書の充実とともに、暮らしに役立つ情報サービスや対象者別サービスを充実し、団体との連携、図書館サービス網の充実を図る必要があります。☞施策5)・6)へ

関連計画

上尾市図書館サービス計画(平成22～26年度)

上尾市教育振興基本計画(平成23～27年度)

上尾市生涯学習振興基本計画(平成23～27年度)

上尾市子どもの読書活動推進計画(平成23～27年度)

■5年間の公民館利用状況の推移

	公民館名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
1. 利用件数 単位=件	上尾公民館	4,225	4,241	4,200	4,174	4,119
	上平公民館	2,927	3,324	3,690	3,761	3,604
	平方公民館	2,165	2,322	2,382	2,441	2,431
	原市公民館	3,048	3,202	3,401	3,427	3,730
	大石公民館	3,152	3,241	3,489	3,495	3,509
	大谷公民館	3,381	3,908	4,064	4,240	4,038
	全館合計	18,898	20,238	21,226	21,538	21,431
2. 利用人数 単位=人	上尾公民館	62,011	67,805	65,271	65,341	67,194
	上平公民館	34,223	59,174	61,290	63,629	59,734
	平方公民館	29,649	31,826	31,136	31,613	31,182
	原市公民館	47,718	43,362	51,079	47,564	53,211
	大石公民館	52,602	50,626	52,289	54,611	53,288
	大谷公民館	52,891	55,572	56,970	60,158	54,011
	全館合計	279,094	308,365	318,035	322,916	318,620
3. 事業参加者数 単位=人	上尾公民館	4,582	4,603	3,541	3,406	2,785
	上平公民館	2,738	4,273	3,209	3,062	2,680
	平方公民館	2,488	2,385	1,964	2,641	2,225
	原市公民館	3,740	3,772	4,003	3,899	3,865
	大石公民館	5,707	6,088	4,255	6,512	6,160
	大谷公民館	4,011	3,184	3,977	3,645	4,419
	全館合計	23,266	24,305	20,949	23,165	22,134



基本方針

学びを通じた生きがいづくりや自己啓発等を気軽に行えるよう、公民館事業や社会教育事業、家庭教育推進事業等における生涯学習機会の提供、活動の支援を進めます。社会教育団体や教育機関との連携、市民企画による事業など多様な展開を図ります。図書館では、「暮らしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、多様な図書館サービスを提供し、他機関や団体との連携、市民との協働を進めます。



施策内容	1) 公民館事業の充実	公民館では、生涯学習・社会教育事業を実施する中心的な場として、多様な市民ニーズや、必要な施策に対応した事業の提供に努めます。
	2) 家庭教育推進事業の実施	家庭教育の支援を行うため、小・中学校 PTA や幼稚園保護者会などに委託して家庭教育の推進事業を行うとともに、家庭教育に関する事業や講演会を実施します。
	3) 市民や各種団体との連携	社会教育活動の推進のため、PTA 等の社会教育団体の支援を行います。大学や高等学校、各種団体などと連携した生涯学習・社会教育事業を推進します。 生涯学習事業の活性化のため、市民の企画による事業や活動を推進します。
	4) 成人式の実施	成人に達した青年の門出を祝福し、社会人としての自覚を高めるため、成人式を実施します。
	5) 図書館資料の整備・充実	従来の紙による資料からデジタル資料、地域資料まで多岐にわたり、市民の多様な要望を反映する資料を収集・整備します。 県内図書館との連携に加え、大学図書館など館種を越えた機関・団体とも連携を図り、市民の資料に対する多様な要求に応えます。
	6) 図書館サービスの充実	誰もが知的欲求を満たし、本と出会う喜びを感じられるよう、乳幼児から高齢者、図書館利用に支障のある人など対象者別のサービスを充実します。 市民ボランティアの積極的な参画や図書館利用者の交流を目的とする自主的な組織をつくることにより、より市民に開かれ、市民とともに歩む図書館を目指します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	公民館講座事業		家庭教育推進事業	
	社会教育団体等補助事業		成人式事業	
	図書館資料整備事業		ブックスタート事業	



公民館での夏休み親子料理教室



ブックスタート事業

用語 ブックスタート事業 ⇒用語解説(P160～P173)へ

4. 美しく心豊かなまちづくり

4-4. スポーツ・レクリエーション活動の充実

4-4-1. スポーツ・レクリエーション活動

●スポーツ振興センター

現況と課題

余暇時間の増大など社会環境の変化に伴い、健康・体力づくりに対する関心とともに多種多様なスポーツ・レクリエーション活動や広範なスポーツイベントへの市民の参加要求はますます高まっています。☞施策1)・2)・4)へ

上尾市スポーツ都市宣言に基づき、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会と場の提供が求められています。☞施策1)・2)へ

個々の体力や適性に応じたスポーツ・レクリエーション活動ができるための施設は、現状では十分とはいえないため、施設や設備の改修や整備を進めていく必要があります。☞施策1)へ

上尾シティマラソンや市民体育祭、市民駅伝などスポーツ大会を通じ、スポーツ愛好者の交流と地域コミュニティの活性化を進めていく必要があります。☞施策2)へ

平成22年度の体育協会加盟団体人数は、19,229人となっています。スポーツ・レクリエーション活動を支える指導者の育成と合わせ、地域に根差した生涯スポーツの推進のため体育指導委員や上尾市体育協会等と連携したさまざまな事業を展開していく必要があります。☞施策3)へ

スポーツを見る、するだけでなく、健康づくりやスポーツ・レクリエーション活動を支えるボランティアとしての参加意欲が高まってきており、そのような意欲を活かす機会と場の提供が求められています。☞施策4)へ

関連計画

上尾市教育振興基本計画(平成23～27年度)

上尾市スポーツ振興計画(平成24～33年度)

基本方針

心身の豊かさを高めるスポーツ・レクリエーション活動の場となる施設の整備・充実、計画的な維持管理を進めるとともに、上尾シティマラソンなどスポーツ・レクリエーション事業の充実、有効なプログラムの提供を図ります。またそれらの指導者の育成とともに、スポーツに関するボランティアや活動団体、総合型地域スポーツクラブの育成・支援を進めます。



施策内容	1)スポーツ施設の整備・充実	<p>平方スポーツ広場や平方野球場等の施設は、スポーツ・レクリエーションを通して交流できる西側の拠点に位置付け、身近なスポーツ公園施設としての機能の充実を図ります。</p> <p>市民体育館は、上尾市地域防災計画では防災副拠点として位置付けられており、耐震性の向上と合わせ、利用者のニーズに応えられる施設改修を進めます。</p> <p>既存のスポーツ施設については、<u>指定管理者制度</u> の活用も含めた管理体制の効率化や計画的な維持管理を推進します。</p>
	2)スポーツ・レクリエーション事業の充実	<p>「上尾シティマラソン」や「市民体育祭」、「市民駅伝」などのスポーツ大会は、参加者のニーズを把握し、効率的な運営や参加者の拡大を目指します。</p> <p>子どもから高齢者までそれぞれの年代に合わせたスポーツプログラムの提供や障害者のスポーツ・レクリエーション活動の参加支援などを進めます。</p>
	3)スポーツ指導者の育成	<p>指導者の養成を図るため、体育指導委員、スポーツ団体、学校、関係団体等と連携し、スポーツ・レクリエーションの普及を進めます。また、県の<u>スポーツリーダーバンク</u> などにより、人材の有効な活用を図ります。</p>
	4)スポーツ・レクリエーション活動の支援	<p>スポーツ・レクリエーション大会等におけるボランティア活動を推進するために、市民ボランティアや県の<u>スポーツボランティア制度</u> などを活用します。</p> <p>上尾市体育協会と連携・協力し、スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援を図ります。</p> <p><u>総合型地域スポーツクラブ</u> の育成・支援を図ります。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		スポーツ・レクリエーション講座		上尾シティマラソン
	スポーツ講演会・レクリエーション大会		市民体育祭	



上尾シティマラソン

用語

指定管理者制度／スポーツリーダーバンク／スポーツボランティア制度／総合型地域スポーツクラブ ⇒用語解説(P160～P173)へ

4. 美しく心豊かなまちづくり	目標指標
------------------------	-------------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
4-1. 景観形成とみどりの創出	緑地率	29.0%	29.0%	新たな緑の保全・創出により緑を維持していく
4-2. 地域文化の継承と創造	市民ギャラリー利用率	100.0%	100.0%	
	指定・登録文化財件数	114 件	124 件	
4-3. 生涯学習の振興	あげお市政出前講座参加者数	12,229 人	13,000 人	
	公民館事業参加者数	22,134 人	23,000 人	
4-4. スポーツ・レクリエーション活動の充実	上尾シティマラソン参加者数	8,951 人	10,000 人	
	体育協会加盟団体人数	19,229 人	20,500 人	

5. たくましい都市活力づくり

5-1 地域産業の活性化

5-2 労働環境の充実

5. たくましい都市活力づくり

5-1. 地域産業の活性化

5-1-1. 農業

農政課・商工課・農業委員会事務局

現況と課題

農業は、新鮮で安全な農産物を安定的に供給するとともに、農地による緑豊かな田園風景の提供、農業体験・交流・触れ合いの場の創出、地域文化の継承など多面的な役割を果たしています。☞施策1)・2)・4)・5)へ

急激な都市化による農地面積の減少、遊休農地の増加が著しく、農地の他の用途への転用も進んでいます。農地の保全、農業基盤の整備維持管理を適正に行うことが重要です。☞施策1)へ

地域農業活性化のため、大消費地を至近に持つ地域特性、生産者と消費者との密着性を活かした都市農業の推進が求められています。また、食の安心・安全への関心が高まる中、農業への理解が深まるよう、農業との触れ合いや食育等、農業と市民の交流促進、農業啓発に努める必要があります。☞施策2)・4)・5)へ

農業者の高齢化、農産物価格の低迷から生じる新規就農者不足などにより、農業後継者の人材確保が課題です。今後も多様な担い手の育成や農業経営者の組織化等について、農業関連団体等と協力しながら推進する必要があります。☞施策3)へ



市内の農産物



基本方針

農業を地域の産業として健全に守り育てるため、農地の保全や農業基盤施設の整備を図るとともに、農業経営の安定・強化への支援を行います。また、担い手の育成、生産団体の支援などにより、魅力ある将来性の高い農業への道筋を作っていきます。安心・安全な農作物の提供、地産地消の拡大への支援とともに、地域ブランドの確立や、農業体験や市民農園を通じた市民交流を促進します。



施策内容	1) 農業基盤の確立	<p>農業経営基盤強化促進法 に基づく利用権設定により、荒廃農地や遊休農地の減少を図り、農地の保全及び利用集積を図ります。</p> <p>農業の生産性向上のため農道、排水路等の維持管理に努め、より良い耕作環境を守ります。</p>
	2) 農業経営の強化	<p>都市農業を展開する農家に対し、規模拡大、施設改善、栽培管理、病害虫防除などに対する助成を行い、農業経営の安定・強化のための支援を行います。</p> <p>時代のニーズに合った農業生産のため、環境に配慮した栽培技術の向上、研究のための支援を行います。</p>
	3) 農業担い手の育成・支援	<p>多様化する農業生産に対する調査・研究を行う各種生産団体を支援し、次世代へ魅力ある農業、将来性の高い農業を目指します。</p> <p>農業の生産・経営において、共通の課題・目標を持つ担い手を組織化し、生産性の向上、高品質な農産物の供給を目指すための支援を進めていきます。</p> <p>経営改善を行おうとする農家への支援を進めるとともに、新規就農者及び新規参入者に対して指導や相談に応じ、その育成に努めます。</p>
	4) 都市農業の推進	<p>地域と調和した農業、環境に配慮した農業を行うため、その対策に伴う栽培面、施設面における指導・支援を進め、安心・安全な農産物の提供に努めます。</p> <p>地域特産農産物(地域ブランド)の確立を目指すため、生産、販路拡大、広報などに積極的な支援を行います。</p> <p>地産地消 の観点から、地域農産物の消費拡大のための直売施設の整備を行い、地域農業の活性化を図ります。</p>
	5) 農業体験・交流の促進	<p>食や環境のことを考える農業体験や、農業との触れ合いイベントの創設、継続に努めます。また、特に農業体験教室を通じて、将来を担う子どもたちに食の大切さや農業の面白さを伝えます。</p> <p>遊休農地等の活用により、体験農園や市民農園などの整備について検討を進めます。</p> <p>農商工連携を促進し、地域特産品の創出に向けた展開を支援します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	経営改善活動支援事業		施設園芸規模拡大改善事業	
	栽培管理用機械及び施設設置事業		総合防除網等設置事業	
	農業後継者育成確保推進事業		畜産団体等育成事業	
	あげおアグリフェスタ			

5. たくましい都市活気づくり

5-1. 地域産業の活性化

5-1-2. 商業

農政課・商工課

現況と課題

本市の商店数(卸・小売業)、従業員数は個店の廃業等により減少傾向にあります。商店・商店街の来店客数や売上も減少しています。また、後継者の確保難、新規創業者不足といった商店経営の問題や、空き店舗の増加、商店街活動の低迷なども課題です。☞施策1)・2)へ

経済変動の激しい中、魅力ある商店・商店街を育成し地域経済の活性化を図るために、商工会議所などと協力しながら、商業、工業連携や企業と地域社会の結び付きを強めることが必要です。☞施策1)・3)へ

駅周辺の中心部のほか郊外部の商店街も含めて、高齢者や障害者、子ども連れの親など、誰もが安全で快適に、安心して買い物ができる地域ニーズに見合った魅力ある商業環境の整備や商店街の活性化が課題です。☞施策3)へ

上尾駅周辺の中心市街地では、JR 上尾駅及び周辺整備や中山道東側地区再開発など、安全でにぎわいのある交流拠点として整備改善が進んでいます。それら整備改善と商業の活性化を、民間活力の活用を図りながら総合的に推進することが重要です。☞施策4)へ

関連計画

上尾市中心市街地活性化基本計画(平成14年度～)



市内のショッピングモール



市内の商店街

基本方針

市民生活に直結する商業は、商業者への情報提供や相談体制強化などにより経営の改善・安定化・近代化を促進するとともに、次世代を担うリーダーや後継者の育成を支援します。また、商店街の環境整備や大型店と個店の連携等を進めるとともに、中心市街地についてはさまざまな角度からの活性化を検討します。



施策内容	1)商業の振興	<p>商業事業者のニーズに合わせた情報提供や相談体制の充実を図るとともに、県や商工会議所等と連携し、経営診断・経営指導などを実施し、経営改善を促進します。</p> <p>経営の安定化、近代化を図るため、融資制度の充実を図るとともに、国・県の融資制度や支援機関などの情報提供に努めます。</p> <p>商店街が活力再生、魅力向上を図るために実施するイベントや、情報発信、販売促進活動などを支援します。</p> <p>地元農産物等を活かした商品開発、特産品の販売など、農業・商業連携の取り組みを促進します。</p>
	2)リーダー・後継者の育成	<p>魅力ある商店街づくりや経営の近代化をけん引する次世代リーダーの育成を支援します。また、事業承継に関する情報提供や後継者・起業家の育成を支援します。</p>
	3)商業環境の整備	<p>市民の安心・安全の確保と利便性を考慮した商店街として、街路灯や駐車場の整備、<u>バリアフリー</u>化など快適な商業環境整備を図ります。</p> <p>市内産業振興の拠点となる(仮称)産業振興センターの整備について調査・研究します。</p>
	4)中心市街地商業の活性化	<p>産・学・官・民の連携を図りながら、まちの顔としての中心市街地の形成に向け調査・検討します。</p> <p>上尾駅周辺については、回遊性の向上、イベント開催、空き店舗の有効活用、共同駐車場、情報発信など、さまざまな角度から活性化について検討します。</p> <p>新旧商店街、大型店・個店等の連携を促進し、共存共栄しながら活性化できる体制づくりを支援します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	商店街活力再生推進事業		商店街環境整備事業	
	中小企業経営相談窓口事業		中小企業融資制度事業	
	事業承継セミナー実施事業		あげお祭り	

5. たくましい都市活づくり

5-1. 地域産業の活性化

5-1-3. 工業

商工課

現況と課題

本市の工業は、輸送用機械器具製造業や金属加工業を中心として発展してきました。平成 20 年の製造業事業所数(従業者 4 人以上)は 328 事業所で県内 12 位、従業員数は 11,743 人で県内 11 位、製造品出荷額等は 5,330 億円で県内 7 位となっていますが、従業員 30 人未満の中小零細企業が全体の約 80%を占めている状況です。 (施策 1)へ

市内産業で大きな比重を占める中小企業は、二次・三次下請け加工型の事業所が多く、経済変動や技術革新・グローバル化の影響を受けやすく、経営の安定化を図ることが重要です。また中小企業の後継者不足が問題となっており、それを解消するための活動や企業の後継者同士が連携を図れる体制が必要です。 (施策 1)・2)へ

企業生産活動の活発化や優良企業の誘致を目指して、工業基盤整備の推進が求められています。現在整備中の上尾道路沿道では、新たな企業進出が期待できることから、誘致活動や立地環境整備のための研究が必要です。 (施策 3)へ

経済変動の激しい中、強い企業を育成し地域経済の活性化を図るために、商工会議所などと協力し、異業種の企業間や、産・学・官の連携を図りながら、地域社会との結び付きを強める必要があります。 (施策 4)へ



市内の自動車関連企業



市内の工業団地



基本方針

経済のけん引力として大きな役割を果たす工業を振興するため、市内企業の経営改善への支援を進めると同時に、次世代のリーダー、起業家の育成などを図ります。さらに新たな企業誘致に向けた取り組みや産業振興拠点の形成の検討、異業種の企業間や産学官の連携による新たな価値創造も支援します。



施策内容	1)工業の振興	<p>工業技術の継承に努めるとともに、工業事業者のニーズに合わせた情報提供や相談体制の充実を図るため、県や商工会議所等との連携のもと、経営診断・経営指導などを実施し、経営改善を促進します。</p> <p>経営の安定化、近代化のため、融資制度の充実を図るとともに、国・県の融資制度や支援機関などの情報提供に努めます。</p> <p>県や商工会議所と連携を図り、新分野への産業進出や創業支援を推進します。</p> <p>市内の工場生産品などに関する情報を広く市民に提供し、工業への理解を促進します。</p>
	2)リーダー・後継者の育成	<p>経営の近代化をけん引する次世代リーダーの育成を支援します。また、事業承継に関する情報提供や後継者・起業家の育成を支援します。</p>
	3)工業環境改善の促進	<p>住工混在地域については、生活環境に配慮した施設や設備の改善を促進するなど、操業継続に向けた取り組みを進めます。</p> <p>住工が共生できるまちづくりを推進するため、市内事業者等が主体となり、近隣地域住民等と共同で実施するコミュニティ活動事業を支援します。</p> <p>整備が進む上尾道路などの流通の利便性を活かした、工業基盤整備に向けた取り組みを進めます。</p> <p>企業誘致のための立地環境整備を推進するために工場適地の調査、研究を進めます。</p> <p>市内産業振興の拠点となる(仮称)産業振興センターの整備について調査・研究を進めます。</p>
	4)企業交流・連携の促進	<p>市内製品のPRを行うとともに、情報交換や異業種交流を促進するための「場」づくりに努めます。</p> <p>産・学・官が連携を図り、製品開発、新技術の開発、技術の高度化、人材の育成・交流を促進します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	中小企業経営相談窓口事業		中小企業融資制度事業	
	事業承継セミナー実施事業		あげお工業フェア	
	住工共生コミュニティ活動支援事業			

5. たくましい都市活力づくり

5-1. 地域産業の活性化

5-1-4. 観光

農政課・商工課

現況と課題

本市では、昭和 57 年の上尾市観光協会の設置以来、自然や歴史・文化などを基本とした地域観光の発展を目指してきました。これからも既存の観光資源の魅力向上、新たな観光資源の発掘や開発を行い、交流人口の増加、地域の活性化を図ることが必要です。☞施策 1)へ

受け入れ体制の強化を図るため、“ふるさと上尾”の良さを来訪者に伝える観光ボランティアガイドの組織化と育成に取り組んでいく必要があります。☞施策 1)へ

群馬県片品村観光協会と「宿泊施設等の利用に関する協定」を締結するなど、広域連携を推進しています。今後さらに近隣市町と連携を図り、広域観光ルートづくりや集客活動の推進への取り組みを検討する必要があります。☞施策 2)へ

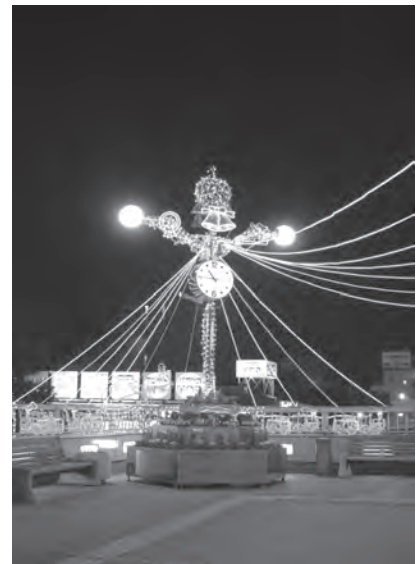
上尾ブランドや本市のイメージアップにつながる特産品の開発促進や、既存の特産品を活かした製品化への支援・PR を図る必要があります。☞施策 3)へ

あげおフィルムコミッション やホームページの充実、観光土産推奨品のパンフレット作成など、市内・外への情報発信やPRを積極的に進めていく必要があります。☞施策 3)へ

あげお花火大会、上尾シティマラソンなど県内でも有数のイベントが定着しています。また、上尾丸山公園を拠点としたさくらまつりや花しょうぶ祭り、荒川サイクリング道路や史跡、文化財をつなぐ観光ルートを設定した「あげお駅からハイキング」の開催、こいのぼり掲揚事業など、緑豊かな自然や地域資源を活かしたイベントを充実させていく必要があります。☞施策 3)・4)へ



あげお花火大会



あげおイルミネーション



基本方針

本市の魅力アピールして観光による活性化を導くため、観光振興体制を確立し、市民参加の観光まちづくりを進めます。また、観光情報の提供や広域的連携、新たな観光資源の発掘や農商工連携による上尾ブランドの開発支援と地場製品の PR、観光イベントの充実などを積極的に進めます。



施策内容	1)観光振興体制の強化	観光協会の組織強化とともに、商工会議所、JA や各種団体との連携を強化し、観光推進体制の確立を促進します。 観光ボランティアガイドの組織化と育成を図り、市民参加による観光まちづくりを推進します。 観光協会のホームページの充実や観光土産推奨品のパンフレット作成など、さまざまな情報媒体を通じて観光情報の充実に努めます。
	2)広域的な観光連携	市と防災協定を締結している市町村を中心に、観光を通じた相互交流の推進に努めます。 周辺地域と連携を図り、広域的な観光拠点のネットワーク化や、観光ルートの開拓に努めます。
	3)観光資源の活用	「あげお駅からハイキング」などの観光ルートの充実や伝統文化、産業など、参加・体験型の観光資源の発掘に努めます。 農商工連携を支援し、上尾ブランドの開発を促進するとともに、特産品や地場産品のPRに努めます。 「あげおフィルムコミッション」を通じ、映画やテレビドラマなどのロケーション撮影を誘致することで本市の魅力をPRするとともに、市の関係機関や各種団体、市民参加などの撮影への協力、受け入れ体制の充実に努めます。
	4)祭りやイベントの活性化	「あげお花火大会」や「あげおイルミネーション」など、既存の観光イベントの充実を図るとともに、大規模化するイベントに対応した運営体制の強化を図ります。 関係団体との連携や市民との協働を積極的に推進し、ふるさと意識の高揚を図るとともに、観光イベントの活性化に努めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	あげお花火大会		あげお産業祭	
	あげおイルミネーション		上尾さくらまつり	
	あげお花しょうぶ祭り		あげお駅からハイキング	
	こいのぼり掲揚			

5. たくましい都市活力づくり

5-2. 労働環境の充実

5-2-1. 勤労者・就労支援

こども支援課・商工課

現況と課題

本市の事業所の規模は、従業員 20 人未満が全体の約 90%を占め、そこで働く勤労者の福利厚生対策などは十分とはいえず、格差のある状況であり、勤労者福祉の一層の推進が必要です。☞施策 1)へ

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口の減少が懸念されます。また、市民の安心で安定した生活のため、高齢者、若年、女性、障害者など、誰もが働きやすい環境づくりと就業機会の拡大が必要です。☞施策 2)へ

非正規労働者数の増加など多様な働き方が増え、離職した場合の生活困窮の恐れに対し、就労支援とともに生活面からの支援が必要です。☞施策 2)へ

仕事を持つ多くの人が、仕事を中心とした生活を送ることにより、家族と過ごす時間を自由に取ることができないという状況があります。仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進する環境を整備するため、積極的な普及・啓発活動が必要です。☞施策 2)へ

年長フリーターも依然として多く、年齢が高くなるにつれ正社員としての雇用機会が少なくなるため、新規学卒者のほか、年長フリーターや離職者の早期の安定した雇用への支援が必要です。☞施策 2)・3)へ



ワークプラザ上尾



基本方針

厳しい経済環境が続く中で、勤労者の就労や生活の安定を図るため、勤労者福祉向上の施策を進めると同時に、就労の支援や職業能力開発の支援を充実させていきます。また、相談や情報提供による雇用対策の充実、ワーク・ライフ・バランスの実現への啓発などを進めます。



施策内容	1)勤労者福祉の向上	市内に居住、または居住しようとする勤労者に対し、住宅資金の貸し付けを行うことにより、持ち家取得を支援します。 勤労者の福利厚生をサポートする上尾市勤労者福祉サービスセンターの運営を支援します。
	2)就労支援の充実	内職相談室では、家庭外で働けず内職を希望する人のために職に関する相談や斡旋を行いながら、就労を支援します。 就職を希望する人に、応募書類などの作成支援や就職に関する相談を、専門の <u>キャリア・カウンセラー</u> が個別に行います。 国との連携により、若年者から高齢者までの求職者・求人者に対し職業相談、職業紹介などの情報提供を行い、雇用対策の充実を図ります。 本市及び桶川市、伊奈町の行政と地域経済団体、産業界、高校・大学・特別支援学校等の教育機関と連携し、 <u>インターンシップ</u> などの就業体験を通じて、就業意識向上を促進します。 全ての勤労者が安心して働ける雇用環境を充実するため、仕事と家庭の両立が図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行います。
	3)能力開発支援	埼玉県や(独)雇用・能力開発機構埼玉センターなど関係機関と協力し、若年未就職者や女性の再就職、中高年者の求職者に対し、職業能力の向上を図るためにセミナーや職業訓練の情報提供を行います。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	勤労者住宅資金貸付制度		内職相談室	
	個別就職相談		インターンシップ事業	
	勤労者福祉サービスセンター運営費補助事業			

用語

ワーク・ライフ・バランス／年長フリーター／キャリア・カウンセラー／インターンシップ ⇒用語解説(P160～P173)へ

5. たくましい都市活力づくり	目標指標
-----------------	------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
5-1. 地域産業の活 性化	認定農業者数	35 戸	40 戸	
	利用権設定面積(農地)	58ha	75ha	認定農業者などにより拡大する農用地
	年間商品販売額	5,546 億円	5,823 億円	商業統計調査
	年間製造品出荷額	5,330 億円	5,596 億円	工業統計調査
	観光ボランティア登録人数	18 人	30 人	
	インターンシップ参加人数	45 人	70 人	

6. 明日を担う人づくり

6-1 児童福祉の充実

6-2 学校教育の充実と青少年の育成

6. 明日を担う人づくり

6-1. 児童福祉の充実

6-1-1. 出産・子育て支援

●青少年課・こども支援課・保育課・健康推進課・乳幼児相談センター

現況と課題

少子化や核家族化が進行する中で、子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、子育て情報の提供や相談体制を充実するため、子育て支援総合窓口を設置し、地域子育て応援タウンの認定を受けました。☞施策1)へ

出産・子育てに関する必要な情報の提供や、安心して産み、育てるための支援策の充実が必要です。☞施策2)へ

就労形態の多様化や働く女性の増大によって、子育て世帯が希望する保育サービスの内容も多様化しています。さまざまな保育ニーズに対応するため、延長保育や一時保育、休日保育、病児・病後児保育など多様な保育サービスの充実が必要です。☞施策3)へ

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に大きな影響を及ぼします。全ての子どもが健やかに成長するために、児童虐待防止に向けて、発生の予防、早期発見・早期対応を始め、被虐待児童及び家庭へのきめ細やかな支援が必要です。☞施策4)へ

平成22年10月から、こども医療費助成事業の対象年齢を中学校卒業までとしましたが、今後も子育て世帯の経済的負担を軽減する継続した支援が必要です。また、子育てと生計の維持という二重の経済的負担を抱えるひとり親家庭への総合的な支援が必要です。特に、収入基盤の弱い母子家庭の母に対して、就労に関する相談支援や支援策の情報提供ができる体制づくりが喫緊の課題です。☞施策5)・6)へ

経済的に不安定な家庭や、自立に向けた活動を行うひとり親家庭などに対して県の資金貸付制度があります。今後は子どもの進路決定時期に増加する相談需要への対応が課題です。☞施策5)・6)へ

関連計画

上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)(平成22～26年度)

上尾市健康増進計画(平成22～31年度)



こども医療費の助成

基本方針

安心して子どもを産み育てるための支援として、家庭・学校・地域と連携した相談体制、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発、子育て情報の収集と提供、さらには育児教室などの充実を図ります。また、保育サービスの充実や子どもの人権擁護への取り組み、子育て家庭の負担軽減支援などとともに、ひとり親家庭の経済的な負担軽減や雇用安定等のための支援も進めます。



施策内容	1)子育て支援体制の充実	子育て世帯が、気軽に相談ができる窓口、人材の充実を図り、家庭、学校、地域との連携に取り組みます。 企業や市民を対象に、「ワーク・ライフ・バランス」の認識を深めるため、企業の取り組みの促進に必要な普及・啓発活動を進めます。 町内会や自治会などと協働し子育ての不安解消や友達づくりを推進します。
	2)出産・子育ての情報提供や相談・支援の充実	妊娠から出産、子育てに安心して取り組めるよう、妊婦、乳幼児の健診・訪問などを実施します。 不妊・不育治療などの経済的負担の軽減を図ります。 「子育てガイドブック」の発行や、子育てに関する情報の収集と公共施設以外での情報提供を進めます。 <u>こんにちは赤ちゃん事業</u> を実施し充実を図ります。 妊婦教室の充実や両親学級の土・日曜日の開催とともに育児教室を実施し、子育て支援の充実を図ります。 乳幼児育児相談、専門相談や乳幼児育児継続相談体制の充実を図ります。 4か月児健診などで救急ガイドブックや電話相談の活用を促進し、適切な医療の推進を図るとともに、緊急時対応の休・祭日在宅当番医制委託事業の周知を図ります。
	3)保育事業の充実	多様な保育ニーズに対応するため、病児・病後児保育、延長保育などの保育サービスの充実を図ります。 学童保育の利用需要に応じ、開設時間の延長等の取り組みを行います。
	4)児童の健全育成への取り組み	「上尾市人権保育基本方針」に基づき、子どもの人権を尊重した保育の実施、啓発を進めます。 児童虐待など子どもに対する人権侵害を防ぐため、より一層の子どもの権利の擁護に取り組みます。
	5)子育て家庭への負担軽減支援の充実	こども医療費助成事業により、乳幼児から義務教育修了までを含めた子どもの健全育成と子育て家庭の負担軽減を図ります。 子育てを社会全体で支えるための手当など、国・県の制度を活用しながら、子育て家庭を支援します。
	6)ひとり親家庭の支援体制の充実	母子家庭の雇用の安定と就職の促進のため、就業に関する知識・技能の習得を支援し、生活の負担軽減を図ります。 ひとり親家庭を支援する、手当や医療、貸し付けなどの国・県の制度について、関係機関との密な連絡調整により、円滑に運用します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	公共施設以外での情報提供事業		病児・病後児保育事業	
	こども医療費助成事業		母子寡婦福祉資金貸付事業	
	こんにちは赤ちゃん事業		親子教室運営事業	
	専門相談事業		母子保健事業	
	親子訪問事業			

用語 地域子育て応援タウン／ワーク・ライフ・バランス／こんにちは赤ちゃん事業 ⇒用語解説(P160～P173)へ

6. 明日を担う人づくり

6-1. 児童福祉の充実

6-1-2. 子育て環境

●青少年課・保育課

現況と課題

社会情勢の変化、就労環境の多様化により、保育を必要とする家庭が増えており、保育所の待機児童問題は深刻です。保育所の計画的整備を進めるとともに、小学校の余裕教室の活用検討や家庭保育室の支援強化、出産・子育ての相談窓口の充実が必要です。☞施策1)へ

都市化や少子化、核家族化の進展により、地域でのつながりが希薄化しています。地域における子育て中の親と子の育ちの機会や交流の場である各子育て支援センター、つどいの広場、子育てサロンのネットワーク化、核となる拠点の整備が必要です。☞施策2)へ

学童保育の利用需要に応じた施設整備、学童保育環境の維持改善、利便性・安全性への配慮や管理運営の改善を進める必要があります。☞施策3)へ

関連計画

上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)(平成 22～26 年度)

上尾市子どもの読書活動推進計画(平成 23～27 年度)



つどいの広場

基本方針

出産・子育てをしやすい環境を整えるため、保育所の整備による待機児童の解消や地域での子育て支援拠点施設のネットワーク整備などを進めます。学童保育についても、計画的な施設の充実や改善を進めます。

施策内容	1) 保育施設等の整備	増加する保育ニーズに対応できるよう、新たな認可保育所の整備による入所定員の拡大と家庭保育室の充実を図り、待機児童の解消を進めます。
	2) 地域での子育て支援拠点等の整備	地域子育て支援拠点施設、つどいの広場、子育てサロンのネットワーク化とその核となる拠点の整備により、情報の共有化と相談体制の充実を図ります。
	3) 学童の保育施設等の整備	平成14年10月に策定した「学童保育所設置に関する基本方針」に基づき、現在校外にある学童保育所を、計画的に学校敷地内へ移設していきます。 安全な保育環境を確保するため、既存の学童保育施設の修繕や改修を適正かつ計画的に進めます。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	ワーク・ライフ・バランス 普及・啓発事業		子育て支援拠点ネットワーク事業	
	親子健康相談事業(親子のつどい)		放課後児童健全育成事業	
	西小なかよし児童クラブ運営事業		学童保育所管理運営事業	
	認可保育所整備事業			



上尾西保育所・子育て支援センター

6. 明日を担う人づくり

6-2. 学校教育の充実と青少年の育成

6-2-1. 教育環境

●教育総務部総務課・学務課・指導課・教育センター・学校保健課

現況と課題

本市では、他市に先駆けて「30人程度学級」を導入し、児童生徒の教育環境を整備してきました。また、学校と家庭・地域住民が連携した開かれた特色ある学校づくりを目指し、全ての学校で学校応援団が設立され連携が図られています。今後はさらなる活動の充実が求められています。☞施策1)へ

通学区域については、適切な教育環境を実現するため、長期的な児童生徒数の推移や各地域の実情を考慮しながら、総合的な検討を図る必要があります。☞施策2)へ

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であり、また災害時には地域住民の避難場所となることから、国・県・市の耐震化計画に基づき、校舎改築事業や耐震補強事業を早急に進めるとともに、老朽化した施設の改修、整備などを計画的に進める必要があります。また、未来を担う子どもたちへの情報教育の充実や校務の効率化を図るうえで、学校ICT環境の整備と活用が求められています。☞施策3)へ

児童生徒の安全を守るため学校安全パトロールカーによる巡回パトロール、学校応援団による見守り、市の緊急メール配信及び学校ごとのメール配信システムによる防犯情報網の整備などを行っていますが、メールを持たない方への周知や、地域と連携した防犯対策を充実する必要があります。☞施策4)へ

児童生徒のいじめ・不登校などの増加に伴い、教育相談体制の充実が求められており、問題解決のためには児童生徒、保護者への相談体制の充実、教員の研修等を積極的に進める必要があります。☞施策5)へ

教職員の指導力の強化や専門性を高めるなど資質の向上、少人数指導や、習熟の程度に応じた学習や指導形態、指導方法等の多様な工夫改善が求められています。☞施策6)へ

社会環境、経済状況の変化により、就学支援を受ける家庭が増加しているため、一層の充実が求められています。☞施策7)へ

関連計画

上尾市立小・中学校耐震化計画(平成17～27年度)

上尾市教育振興基本計画(平成23～27年度)

上尾市子どもの読書活動推進計画(平成23～27年度)



基本方針

各学校でのきめ細やかな教育により特色ある学校づくりができる教育環境づくりを進めます。校舎の耐震化や児童生徒の防犯対策、見守り活動など、安心・安全な教育環境の形成に取り組むとともに、児童生徒が充実した学校生活を過ごせるための教育相談体制の充実や教職員の指導力・資質の向上、また、就学支援の充実を図ります。



施策内容	1)特色ある学校づくりの推進	<p>きめ細やかな教育ができるよう、少人数学級の充実を図ります。</p> <p>各学校が教育課題を取り上げ、研究を実践する魅力ある学校づくりの委嘱研究を一層充実させ、質の高い特色ある誇れる学校づくりを推進します。</p> <p>学校評価・学校評議員制度の活用、学校応援団活動の充実を図り、家庭・地域と連携した教育活動をさらに推進します。</p>
	2)通学区域の整備	<p>適切な児童生徒数・学級数を確保した教育環境を実現するため、各地域の実情を考慮しながら通学区域の見直しなど総合的な検討を図ります。</p>
	3)安心・安全な教育環境の整備	<p>「上尾市立小・中学校耐震化計画」に基づき校舎の耐震化を最優先に、改築を含め平成27年度までに耐震化を図ります。</p> <p>学校ICTを活用して、児童生徒の情報活用能力の育成や効果的な授業を実現するため、パソコン教室はもとより普通教室などへのクラスパソコンや校内LANの整備を推進します。</p> <p>児童生徒及び学校職員の健康保持増進を図り、学校環境衛生の適切な管理を行います。</p> <p>エアコン設置などにより快適な教育環境づくりに努めます。</p>
	4)学校安全活動の充実	<p>地域や学校応援団との連携や緊急メール、学校メール配信システムの活用を図り、児童生徒の防犯対策を一層充実させるとともに、学校安全パトロールカーによる巡回パトロールなど、見守り活動を推進します。</p>
	5)教育相談の充実	<p>学校・家庭・関係機関が連携し、不登校解消に向けた取り組みや学校適応指導教室の充実を図ります。</p> <p>児童生徒がより良い学校生活を過ごすことができるようにするため、就学相談や教育相談体制の充実を図ります。</p> <p>教員、相談員等の研修を進め、相談対応の充実を図ります。</p>
	6)教職員の資質向上と充実	<p>臨時教員も含めた学校教職員の各種研修の充実を図るとともに、人事評価をさらに充実させ、教職員の指導力、資質の向上を図ります。</p> <p>各学校が教育課題を適切に把握し、課題解決のための取り組みを行います。</p>
	7)就学支援の充実	<p>経済的理由により、就学が困難と認められる小・中学校の児童生徒の保護者に対して学用品費などを補助します。</p> <p>経済的理由により、進学が困難な人のための支援を行います。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	魅力ある学校づくり事業		小・中学校通学区域検討協議会運営事業	
	小・中学校校舎大規模改造(耐震補強)事業		学校安全パトロールカー事業	
	教育相談事業		就学援助費支給事業	
	学校ICT整備事業			

用語⇒ 学校応援団/学校ICT/LAN ⇒用語解説(P160~P173)へ

6. 明日を担う人づくり

6-2. 学校教育の充実と青少年の育成

6-2-2. 教育活動

農政課・教育総務部総務課・学務課・指導課・教育センター・学校保健課・中学校給食共同調理場

現況と課題

幼児期の子どもたちが、適切な教育・保育が受けられるよう、幼児教育の振興を図る必要があります。現在、全ての小学校で幼稚園・保育所と相互の連携が図られていますが、さらなる連携が求められています。☞施策1)へ

学校では、著しい社会環境の変化の中で、情報化・国際化・環境問題・人権問題等さまざまな課題に対応した教育を推進する必要があります。児童生徒の確かな学力・豊かな心・健やかな体など「生きる力」を育むとともに、社会の変化に主体的に対応できる児童生徒の育成が求められています。☞施策2)・3)・4)へ

みどりの学校ファームの取り組みを推進し、児童生徒が農作物の種まきから収穫までを体験する活動などにより食育の充実を図っています。また、近年の食生活をめぐる環境の変化を考慮し、地産地消の推進とともに、食の安全を確保しながら魅力ある学校給食を提供する必要があります。☞施策5)へ

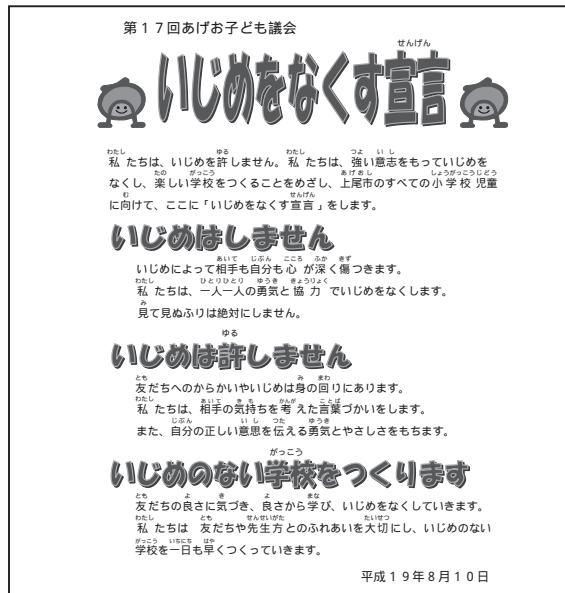
特別支援教育については、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するため、全ての学校で支援体制、関係機関との連携・連絡体制を整え、個別の指導計画などを作成して、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な配慮や支援に努めた教育を進める必要があります。☞施策6)へ

学校と家庭、地域、関係機関が一体となり、小・中学校における非行問題行動を根絶し、児童生徒が落ち着いて学び個性を伸長できる環境を築いていく必要があります。☞施策7)へ

関連計画

上尾市教育振興基本計画(平成23～27年度)

上尾市子どもの読書活動推進計画(平成23～27年度)



あげお子ども議会で採択された「いじめをなくす宣言」

基本方針

次世代を担う児童生徒の個性や能力を高めるため、幼児教育の充実支援のほか、小・中学校においては、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成する指導方法の工夫・改善により、さまざまな教育活動を展開します。また、自らの道を考え行動できるよう進路指導などの充実や、食育の推進にも努めます。さらに、特別支援教育や生きがいある学校生活実現への生徒指導の充実を図ります。



施策内容	1) 幼児教育の推進	<p>児童と幼児、教員・保育士の交流など幼稚園・保育所・小学校が連携した教育の充実を推進します。</p> <p>幼児教育の振興のため、幼稚園に通う子どもを持つ保護者の経済的負担を軽減し、私立幼稚園への支援を行います。</p>
	2) 確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成	<p>学力向上の取り組みを推進するとともに、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成します。</p> <p>国際化、情報化など社会の変化に対応できる能力を身に付ける教育の充実を図るとともに、道徳教育を充実させ、豊かな心を育成します。</p> <p>体育的活動、部活動の充実を支援し、児童生徒の体力向上を推進します。</p>
	3) 人権教育の推進	<p>教職員の研修、保護者への啓発を充実し、いじめや差別のない学校を築きます。</p> <p>人権作文や標語の作成など人権教育の取り組みを推進し、相手の立場に立って考える思いやりのある児童生徒の育成を図ります。</p>
	4) 進路指導・キャリア教育の充実	<p>体験活動を通じて、児童生徒に礼儀や社会性、表現力、コミュニケーション能力などを身に付けさせ、勤労観や職業観を養います。</p> <p>進路指導や相談の充実を図り、自らの生き方や進路について考え、目標を立てて努力できる生徒を育成します。</p>
	5) 食育の充実	<p>学校ファーム等での農業体験活動により、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深める取り組みを推進します。</p> <p>栄養教諭制度の円滑な実施をはじめ、各種研修などにより、食に関する指導の充実に取り組みます。</p> <p>食育の生きた教材となる学校給食の充実のため、より一層の地場産物の活用や米飯給食の充実を図るとともに、安心・安全な給食を提供します。</p>
	6) 特別支援教育の推進	<p>教職員の研修を充実し、ノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進します。</p> <p>特別支援教育体制の充実を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援に努めます。</p>
	7) 生徒指導の充実	<p>児童生徒が積極的に自己を生かし、自己実現を図れるように努め、生きがいのある学校生活の実現を図ります。</p> <p>学校と家庭・地域・関係機関が連携し、非行・問題行動の未然防止に努めます。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	幼稚園就園奨励費補助事業		学力向上支援事業	
	生徒指導推進事業		人権教育推進事業	
	中学生社会体験チャレンジ事業		特別支援教育支援員配置事業	
	小学校給食室衛生管理推進事業			

用語⇒ みどりの学校ファーム／地産地消／ノーマライゼーション ⇒用語解説(P160～P173)へ

6. 明日を担う人づくり

6-2. 学校教育の充実と青少年の育成

6-2-3. 青少年

●青少年課・少年愛護センター

現況と課題

家庭・学校・地域が一体となって青少年の自主活動の充実に努めてきました。特に、青少年育成連合会を構成している地区会議や青少年育成推進員協議会などが行っている「あいさつ運動」や「読みきかせ」の活動、子ども会の活動は、青少年の健全育成に大きな成果を上げています。引き続き次代を担う青少年の健全育成のために、関係する青少年育成団体を支援し、組織の強化に努める必要があります。☞施策1)へ

青少年の学校外活動、野外活動において年齢の異なる子どもたちとの交流の機会を増やしたり、ボランティア活動への参加を促進してきましたが、さらに青少年の自主活動を充実する必要があります。☞施策2)へ

平成22年度から東西の児童館アップीलランド・こどもの城の管理運営に指定管理者制度を導入しました。両館の運営については、今まで以上にサービスの向上や親しみやすさが求められています。☞施策3)へ

青少年団体や育成活動にかかわる団体のネットワークを強化するため、関係団体を支援し、指導者・助言者の養成、確保に努めてきましたが、さらに関係機関・学校・家庭・地域などが連携したネットワークづくりを進める必要があります。☞施策4)へ

全国的に、青少年による凶悪事件の多発や犯罪の低年齢化、薬物乱用、出会い系サイトの悪用など青少年を巡る問題が深刻な状況にあります。補導委員による街頭補導活動を定期的に行い、少年非行の未然防止を図る必要があります。☞施策5)へ

少年たちを取り巻く環境は大きく変化し、少年や保護者などの悩みも多様化しています。思春期の悩みや不安について、気軽に相談できる身近な相談機関として、引き続き多様化する現況に対応していく必要があります。☞施策5)へ

関連計画

上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)(平成22～26年度)

上尾市子どもの読書活動推進計画(平成23～27年度)

基本方針

青少年を地域ぐるみで育成する体制づくりを目指して、青少年団体や育成団体の活動を盛り上げるとともに、青少年の自主活動を促進し、それらの拠点となる施設の充実や整備の検討を進めます。また、非行防止の活動や相談活動を展開します。



施策内容	1)団体等への支援	青少年育成連合会・子ども会育成連合会などの青少年団体の組織強化を図るとともに地域社会の青少年健全育成に寄与する活動を支援します。
	2)自主活動の促進	青少年の学校外活動や野外活動の機会を増やし、異年齢間の交流を支援し、ボランティア活動への参加を促進します。
	3)施設運営の充実	青少年センターや児童館アッピーランド、こどもの城などの青少年が安全に集える施設の運営や事業の充実を図ります。 身近で気軽に利用できる小型児童館の施設整備について検討し、子どもたちが生き生きと安全で安心して遊べる場や居場所づくりを目指します。
	4)育成体制の充実	青少年育成連合会に加入している青少年団体や育成団体とのネットワークの充実を図り、関係団体の支援や育成、連携の強化に努めます。
	5)非行防止活動の推進	次代を担う青少年を心豊かにたくましく成長させ、非行を起こさせない環境を構築するため、補導委員による街頭補導活動を定期的に行い、「愛のひと声」活動を通じて、少年非行の未然防止を図ります。 思春期の悩みや不安について、初期の段階で気軽に相談できる相談機関として、フリーダイヤルの設置による電話及び面接による少年相談を実施します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	上尾市子ども会育成連合会補助事業		子ども会ジュニアリーダーの育成	
	児童館事業の充実		青少年育成連合会補助事業	
	街頭補導活動			



児童館アッピーランド



児童館こどもの城

6. 明日を担う人づくり	目標指標
---------------------	-------------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27年度)	備考
6-1. 児童福祉の充 実	病児・病後児保育所数	3 か所	4 か所	
	延長保育所数	22 か所	32 か所	
	認可保育所数	27 か所	32 か所	
	学童保育所の待機児童数	0 人	0 人	待機児童 0 を維持す る
6-2. 学校教育の充 実と青少年の 育成	学校施設の耐震化率	59.0%	100.0%	
	学校安全パトロール回数(1か月1台 平均)	17.5 回	20 回	
	学校普通教室の校内LAN整備率	0.0%	100.0%	
	特別支援教育支援員配置校数	10 校	33 校	
	上尾市学力目標値(小・中学校)	(小)52.2 (中)51.0	(小)50 以上 (中)50 以上	全国平均 50
	小型児童館の整備数	0 館	2 館	

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1 市民参加と協働の推進

7-2 新たな行財政運営

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1. 市民参加と協働の推進

7-1-1. 市民参加とコミュニティ形成

自治振興課・社会福祉課

現況と課題

市民のライフスタイルや価値観が多様化する中、市民が主役のきめ細かなまちづくりの推進が多岐にわたる分野で求められています。また、市民がさまざまな活動を通して地域社会を取り巻く多くの課題に自主的に取り組んでいこうとする意識が高まっています。市民や市民活動団体がまちづくりに気軽に参加できる仕組みを構築する必要があります。☞施策1)・2)へ

地域福祉を推進する上で、孤独死の予防や高齢者の生活不安への対応などに、町内会・自治会のコミュニティ活動やNPO・ボランティアなどの市民活動の役割への期待が高まっています。☞施策2)・3)へ

地域ごとに町内会・自治会を中心とするコミュニティ組織が形成されており、環境美化や防災・防犯、青少年の健全育成など、さまざまな面で積極的な活動をしています。一方で、少子化や価値観の多様化により、加入者・参加者が減少する地域もあり、十分な活動ができないという問題も生じています。今後はより参加しやすい機会・条件の整備が必要です。☞施策3)へ

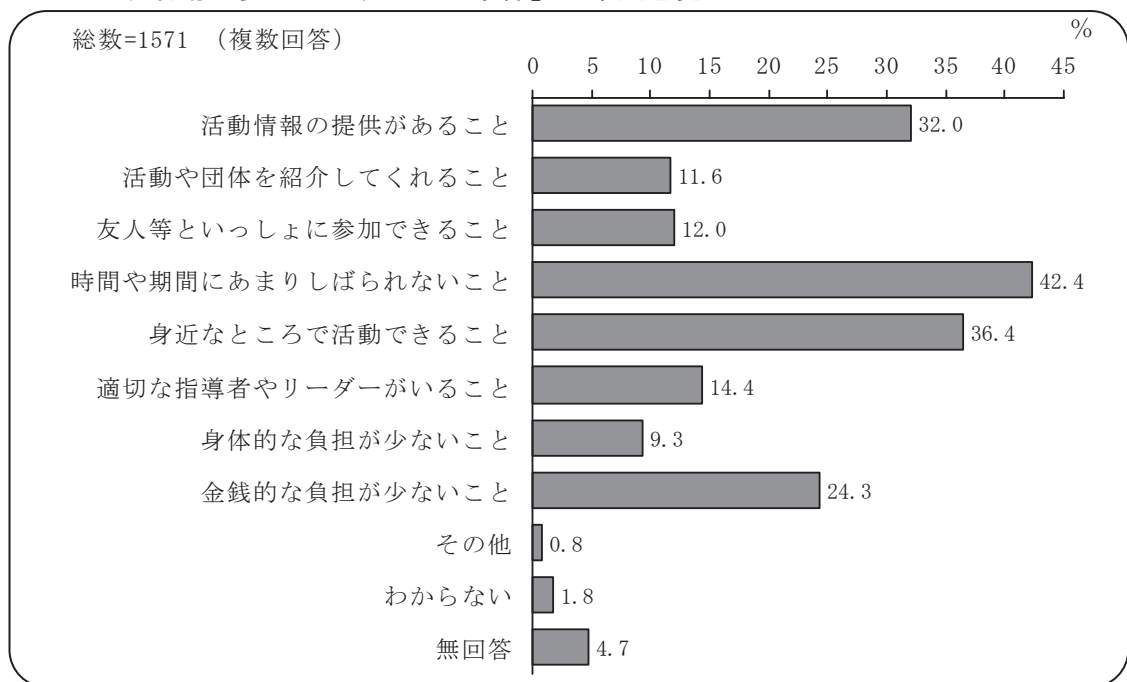
関連計画

上尾市地域福祉計画(平成 19～28 年度)

上尾市地域福祉活動計画(平成 20～24 年度)

上尾市市民活動推進計画(平成 21～25 年度)

■「地域活動に参加しやすくなる条件」の市民意見



[参考：平成 20 年度市民意識調査]

基本方針

協働の第一歩となるまちづくりへの市民参加を進めるため、その意識啓発や機会づくり、情報提供などを行います。また、社会に貢献しようとする市民の自主的・自発的な活動を支援するため、その拠点として市民活動支援センターを有効活用していきます。また、身近な町内会・自治会などでのコミュニティ活動の促進により参加の輪を広げていきます。



施策内容	1)市民参加の推進	<p>広報誌や市ホームページなどを通して、市民が積極的にまちづくりに参加する意識を啓発します。</p> <p>審議会等の会議を積極的に公開するとともに計画・条例の策定における市民コメントなど、市民がまちづくりに参加する機会を充実します。</p>
	2)市民活動への参加促進	<p>NPO・ボランティアなどの市民活動団体の取り組みを情報提供することで、より多くの市民が活動に参加するきっかけをつくります。</p> <p>市民と市民活動団体・学校・事業者・行政間の交流を図り、連携や協働につながる支援をします。</p> <p>活動の拠点となる市民活動支援センターの機能を充実します。</p>
	3)コミュニティ活動の推進	<p>地域コミュニティの中核を担っている町内会・自治会を支援するとともに、町内会・自治会間や行政との間で情報共有ができるよう推進していきます。</p> <p>楽しみながら参加できるイベントを通して、コミュニティ活動への参加の機会を広げます。</p> <p>市民が自主的な活動に取り組む拠点となる施設の整備を支援します。</p>



主な事業	事業名		事業名	
	協働事業		協働事業	
	地域活動推進事業		事務区運営事業	
集会所等整備事業				

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1. 市民参加と協働の推進

7-1-2. 協働

●自治振興課・社会福祉課・高齢介護課・まちづくり計画課

現況と課題

少子高齢化・情報化社会の進行に伴い、市民のニーズは多様化し、行政の均一的なサービスでは対応できない局面も出てきました。このような背景のもとで、NPOなどの団体や、事業者・大学と行政がさまざまな形で連携できる仕組みづくりが必要であり、協働によるまちづくりを積極的に推進していく必要があります。☞施策1)へ

協働のまちづくりを担う活力ある市民活動団体の育成が求められています。そのため、活動拠点の整備充実や情報提供・人材育成など、市民の自主的な活動を支援する体制の整備が必要です。☞施策2)へ

福祉や環境等、さまざまな分野で行政と市民活動団体などとの協働が始まっていますが、他分野においても協働での取り組みを進めていく必要があります。☞施策3)へ

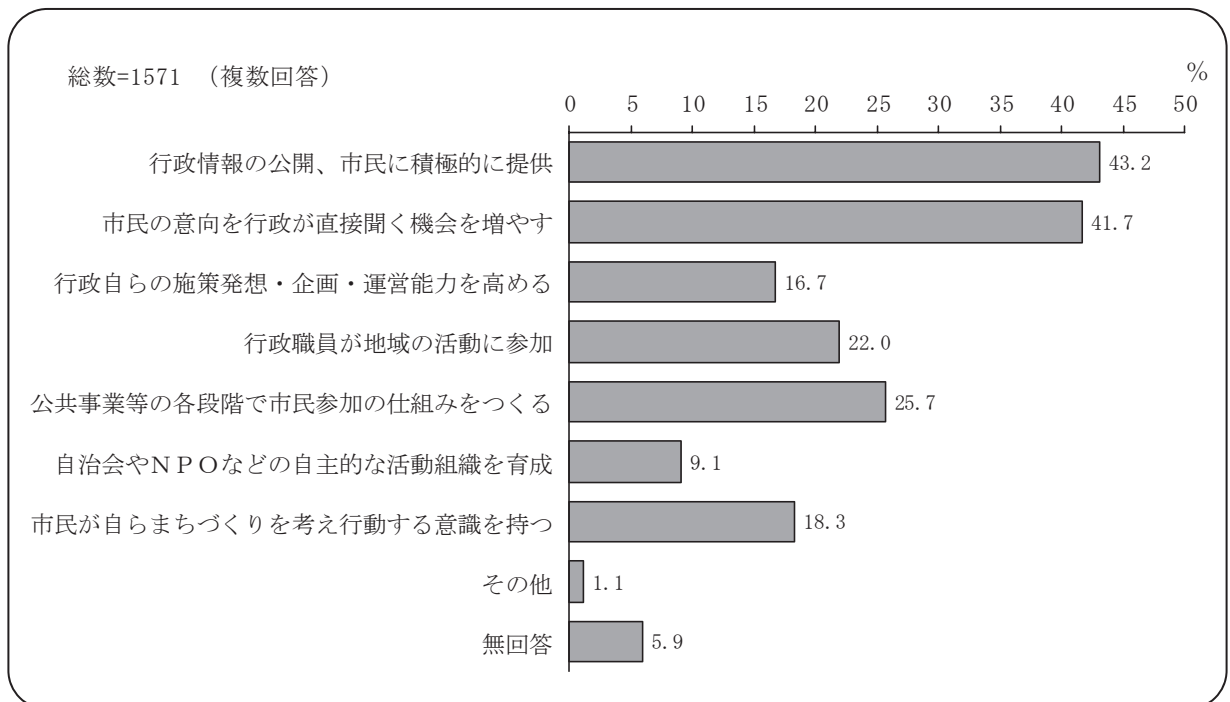
関連計画

上尾市地域福祉計画(平成19～28年度)

上尾市地域福祉活動計画(平成20～24年度)

第4期上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画(平成21～23年度)

■「協働のまちづくりに重要なこと」の市民意見



[参考：平成20年度市民意識調査]

基本方針

市民・事業者・行政が共に連携し、協力し、補完し合いながら行動する協働の仕組みづくりに向けて、市民や市職員が理解を深めていくとともに、市民活動団体などの活動環境・体制の充実を促進し、さまざまな活動の実践を積み重ね、協働の分野を広げていきます。

施策内容	1)協働のまちづくりに向けた仕組みづくり	市民や市職員が協働に対する理解を深め、協働実践力を高めるような研修を推進します。 市民・事業者・行政が連携し、協力し、補完し合いながら、地域の課題に取り組む仕組みを構築します。
	2)まちづくり団体への支援	市民活動団体等が協働のまちづくりに取り組むために、活動しやすい環境整備、情報提供、財政的な支援などのさまざまな施策を推進します。
	3)協働の分野の拡大	産・学・官・民が相互の交流を通して、信頼関係や意識を高め、新たな分野への協働の取り組みを推進します。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	社会福祉基金活用事業		市民活動支援センター 運営事業	
	協働研修事業			



市民活動支援センター



市民活動支援センター内の会議室

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1. 市民参加と協働の推進

7-1-3. 交流

●自治振興課・青少年課・高齢介護課・指導課

現況と課題

子どもから高齢者までが参加できるイベントが多く開催されています。また学校等で児童生徒と高齢者の交流が図られるなど、世代を超えた交流が進められています。☞施策1へ

さまざまな地域の人々との交流が、特に青少年の育成に好影響を与えています。今後も継続的な交流が求められています。☞施策1)へ

本市では、平成22年4月1日現在で、2,313人の外国籍市民が暮らしています。中国などの近隣諸国をはじめ、南米出身のニューカマーと呼ばれる人々も多く、国籍や民族等の異なる市民が互いの文化や習慣を理解し合い、ともに暮らしていくことができる社会が求められています。☞施策2)へ

市民活動団体に対する支援により、外国籍市民のための「にほんご教室」を継続して行っています。また、あげおワールドフェアなどの多くのイベントで交流することにより、相互理解を深めています。☞施策2)・3)へ

市民生活を送るうえで、重要なニュースを英語・中国語など4ヶ国語に訳し、市ホームページで配信を始めました。外国籍市民による年金や税金・福祉等の生活上の相談が多岐にわたっており、今後はさらなる相談窓口の充実が求められています。☞施策3)へ

関連計画

上尾市国際交流推進計画(平成13～23年度)



あげおワールドフェア



基本方針

地域への愛着や思いやりの心、地域文化の伝承など、さまざまな意義のある多世代間、地域間の交流を展開するとともに、異文化の理解や国際社会に貢献する人材育成にもつながる国際交流・国際教育、さらには多文化共生に向けた相談や講座・イベントなどの支援を進めていきます。

施策内容	1)多世代、地域間の交流	学校や地域等のさまざまな場で人々が関わり合うことにより、地域への愛着を深めます。また昔の遊びを体験する事業などにより子どもと高齢者が交流し、思いやりの心を育むとともに、地域文化の伝承を図ります。子ども会育成連合会主催の北海道幕別町交流事業など他の地域との交流を支援します。
	2)国際交流と国際教育	「あげおワールドフェア」をはじめとする国際交流のイベントや講座など異文化を理解する事業を支援します。学校において、国際理解の教育や交流、海外派遣を行うことにより国際感覚を養い、社会に貢献できる人材を育成します。
	3)多文化共生に向けた支援	外国籍市民が安心して暮らせるように、多言語による相談支援体制を充実します。外国籍市民のためのさまざまな講座・イベントの開催を支援し、暮らしやすい環境づくりを推進します。

主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	にほんご教室		あげおワールドフェア	
	ワンナイトステイ事業		外国籍市民相談窓口(ハローコーナー)	
	中学生中国派遣事業		<u>「広報あげお」ハイライツ</u>	
	中学生海外派遣研修事業			



昔の遊び体験

用語 ニューカマー／多文化共生／「広報あげお」ハイライツ ⇒用語解説(P160～P173)へ

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-1. 市民参加と協働の推進

7-1-4. 情報共有

●自治振興課・広報課・庶務課・IT推進課

現況と課題

市民への行政情報の広報メディアは、広報誌が主力となっていますが、若者の活字離れもあって、昨今は市ホームページの役割も増大しており、広聴機能も担うようになりました。今後もさらなる広報誌、市ホームページの充実、記者クラブを通しての報道機関への情報提供など、さらに積極的な広報を行う必要があります。☞施策1)へ

情報公開制度は、市民の知る権利を尊重し、行政の説明責任を定めた制度で、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への参画を促進するために必要な制度ですが、現状では、営利目的による利用が多くなっています。適正な情報公開制度の運営はもちろんのこと、市民が公開請求という手段を用いるまでもなく、行政の情報に触れられる積極的な情報提供が必要です。☞施策1)へ

市長へのはがきは、市民への対応を迅速化し、回答集の公開を開始しました。市民意識調査やISO9001の市民満足度アンケートの実施、地域での懇談会の開催などを通じて、市民ニーズの把握に努めています。平成17年から開始した上尾市市民コメント制度は、認知度が低い余り活用されていないといった課題があります。市民の声を吸い上げるためのさらなる広聴機能の強化が必要です。☞施策2)へ

イベント開催宣伝・参加支援、市民活動支援システムの構築を検討しています。今後は、情報ネットワークシステムをさらに発展させ、市民と行政の情報共有体制をつくる必要があります。☞施策3)へ



基本方針

協働のまちづくりの前提となる市民・事業者と行政の情報の共有について、本市からはさまざまな媒体を使って市の情報を積極的に発信するとともに、市民ニーズを多様な手段で的確に把握し、市民活動、協働によるまちづくり活動の相互に活かす情報共有体制の確立を目指していきます。



施策内容	1)情報発信力の強化	<p>広報あげおの誌面の充実をはじめとして、市民に等しく情報が提供できるよう、さらには報道機関へ積極的に情報提供できるよう、情報発信力の強化を図ります。市ホームページの充実のほか、市民向けメール配信の構築等により、イベント開催や参加者募集などのさまざまな魅力ある最新情報を常に発信していきます。</p> <p>情報公開制度の適正な運用を図りながら、情報公開コーナーを充実し、市政情報を積極的に提供します。</p>
	2)市民ニーズの的確な把握	<p>「市長へのはがき」、「市民コメント制度」、「市民意識調査」、本庁舎内での「市民満足度アンケート」などにより、市民のニーズを把握し、市民の声を市政に反映していきます。</p>
	3)新たな情報共有体制の整備	<p>市民活動の情報や活動に関する行事の案内などの情報を収集・発信し、市民活動を支援します。また、市民の参加機会の充実を図り、市民と行政の双方向のコミュニケーションを活性化します。</p>



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	広報誌等作成・発行事業		ISO9001 認証維持事業	
	情報公開・個人情報保護制度運営事業		ホームページ及びメール配信運用管理事業	
	イベント開催、参加支援システム運用管理事業		市民意識調査実施事業	
	広聴事業			



市役所の情報公開コーナー

用語

広聴／ISO9001／上尾市市民コメント制度 ⇒用語解説(P160～P173)へ

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-2. 新たな行財政運営

7-2-1. 行政運営

●総合政策課・庶務課・職員課・IT推進課

現況と課題

平成18年度から進められている第6次上尾市行政改革大綱に基づき、定員管理や給与の適正化、指定管理者制度の推進、事務の効率化などを行ってきましたが、今後さらに厳しさを増す財政状況を考慮し、行政改革を進める必要があります。☞施策1)へ

行政事務の合理化及び効率化を図るため、上尾市事務改善委員会を随時開催し、職員から提案された改善案について調査審議を行って、一層の事務の効率化を図っていく必要があります。☞施策1)へ

行政評価制度として、事務事業評価による事業の必要性や効率性、妥当性を精査し、PDCAサイクルにより事業の検証を行っています。今後は導入の成果が上げられるよう、さらなる制度の充実が必要です。☞施策2)へ

民間の力を活用するため、民間委託や指定管理者制度の導入を推進しています。近年も、児童館アップीलランド、児童館こどもの城を指定管理者による管理に移行し、図書館本館カウンター業務の民間委託を開始しました。今後も、引き続き指定管理者制度や民間委託の導入拡大について、検討していく必要があります。☞施策3)へ

法改正や新たな行政課題、多様化する市民ニーズに対応し、組織の新設、統廃合や名称変更を行い、柔軟で効率的な組織体制づくりに努めています。また、必要に応じて本部やプロジェクト・チームを編成し、横断的な体制づくりを図っています。今後もこれらの取り組みを進めていく必要があります。☞施策4)へ

人事評価制度の一部を本格実施し、職場討議や面談を通じて、職員の意識改革を促進しています。今後さらに、人事評価制度の改善や活用方法についての検討が必要です。☞施策4)へ

文書管理の適正化を図り、情報公開請求に迅速に対応するため、行政文書のライフサイクルを一元的に管理する総合文書管理システムを導入し、文書管理と決裁過程の電子化を検討しています。☞施策5)へ

意思決定の迅速化や業務の効率性の向上、複雑多様化する行政需要に対応するため、所属を越えて情報共有するグループウェアを導入しています。引き続きICT技術の利活用が必要です。☞施策5)へ

不正アクセス等による情報資産の破壊、窃取、改ざんや個人情報の漏えい、ウイルス感染などの脅威が増加しており、情報を適正に管理していくために、上尾市情報セキュリティポリシーを遵守していく必要があります。☞施策5)へ

地方分権が進展する中で、これに対応した本市の体制づくりを図るため、今後も国の動向を注視し、特例市の移行も視野に入れ検討していく必要があります。広域行政については、ごみ処理などで検討が進められていますが、他の分野でも共同処理について研究していく必要があります。☞施策6)・7)へ

関連計画

上尾市定員適正化計画(平成17～23年度)

第7次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画(平成23～27年度)

基本方針

行政運営においては、自主性、自律性を高めながら最適で効率的な市民サービスの提供に向けて、今後も変革を続けていきます。また、行政改革の流れを加速させ、事業の見直し・改善を図りながら、さらには民間活力も適切に活用し、事業の効率化や広域行政の推進に努め、政策立案能力や施策遂行力を高めていきます。



施策内容	1)行政改革の推進	「第7次上尾市行政改革大綱・実施計画」に基づき、財源、人材などの重点化を図り、行政改革の流れをさらに加速させて、自主性・自律性の高い行財政運営を推進します。
	2)行政評価の充実	これまで実施しているさまざまな施策や事業の必要性、妥当性、効率性などを検証しながら、既存事業の見直し・改善を進めます。また、検証結果を公表し、事業の透明性を確保します。
	3)民間活力の導入	行政サービス水準の維持向上に配慮しながら、指定管理者制度や民間委託、PFIなどの民間活力の導入を検討、拡大し、最適かつ効率的な行政サービスを提供します。
	4)適正な人事・組織管理	市民ニーズに対応した柔軟かつ機動的な組織体制へと、見直しを随時図り、職員の能力や適性を考慮した適材適所の職員配置に努めます。また、必要に応じて本部やプロジェクト・チームなどの横断的な組織を編成します。 優れた政策立案能力や専門的な知識、技術を持つ職員を育成するため、職員研修の充実を図るとともに、職員の能力、意欲、実績を適切に反映した人事評価制度を活用し、職員の意識改革を促進します。
	5)市内部でのさらなるICT利活用	総合行政情報システムなどの既存システムが陳腐化しないよう維持管理するとともに、新技術の導入、新分野へのコンピュータ利用を推進し、事務の効率化や経費削減を図ります。 「上尾市情報セキュリティポリシー」を遵守し、情報資産を適正に管理します。
	6)自主性のある行政運営	社会情勢に的確に対応しながら、本市の地域特性を活かした行政運営を図り、特例市への移行など視野に入れて自主性のあるまちづくりを推進します。
	7)広域行政の推進	市民の利便性の向上や、行政運営の効率化のため、市域を超えた施設やサービスなどの相互利用を図るとともに、災害時等の非常時における相互応援体制を強化するなど、今後も広域行政を積極的に推進していきます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	行政評価事業		第7次行政改革大綱・実施計画策定	
	職員研修事業		人事評価事業	
	総合行政情報システム運用管理事業			

用語

PDCA サイクル／指定管理者制度／グループウェア／ICT／上尾市情報セキュリティポリシー／特例市／PFI ⇒用語解説(P160～P173)へ

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-2. 新たな行財政運営

7-2-2. 財政運営

●総合政策課・財政課・庶務課・職員課・保育課・高齢介護課・納税課・保険年金課・下水道課

現況と課題

地方分権改革に伴う経費負担増や少子高齢化に起因する義務的経費の増大など、厳しい財政状況が見込まれます。今後も一層予算配分の重点化・効率化を図り、広く市民に財政運営状況を積極的に開示していく必要があります。☞施策1)・5)へ

近年では、印刷物や市ホームページの広告収入など新たな自主財源の確保に努めてきました。今後も新たな手法による自主財源を確保するとともに、受益者負担の公平性の観点からも使用料・手数料の見直しを進めていくことも必要です。☞施策2)へ

市税・保険税の公平・適正な賦課・徴収を図るため、税の収納対策として平成21年7月から収納サポートセンターを設置し、積極的に電話による呼び掛けを行っています。また納税者の支払い方法を拡充するため、コンビニ収納事業を平成21年4月から開始しました。今後は保険料などのコンビニ収納事業の開始や、新たな手法による税・保険税の確保が課題です。☞施策2)へ

これまで市有財産の売却も含めた有効活用や、公用車のリース化及び管理強化等による財政支出の平準化を図ってきましたが、インターネットオークションの活用などさらなる収支改善努力が必要です。☞施策2)へ

定員適正化計画に基づく取り組みの結果、平成16年度から平成22年度までに約10%の職員が減員となりました。本市は、人口10,000人当たりの職員数については、県内市の平均や全国の類似団体平均を下回り効率的な職員配置となっていますが、今後も引き続き人件費の抑制が必要であることから、適正な人員配置を行っていくことが求められています。☞施策3)へ

公債費の償還や特別会計への繰出金が市の財政を圧迫しています。市債の発行に当たっては公債費の負担や市債残高に留意し、適正管理に努めることが重要です。国民健康保険事業や下水道事業など特別会計への繰出金についても、極力抑制するよう改革を進める必要があります。☞施策4)へ

現在、下水道事業は特別会計で執行されていますが、より適正な経営管理を図るため、公営企業法の適用を受ける公営企業の調査、研究を進める必要があります。☞施策4)へ

関連計画

上尾市定員適正化計画(平成17~23年度)

基本方針

健全財政の維持が行政経営の基本であり、限られた財源を重点的・効率的に配分しながら投資効率の最大化を目指します。また、税の収納率の向上や自主財源確保を含むあらゆる手段での歳入確保と、事業の見直しやコスト管理、定員管理、公債費や特別会計への繰出金の適正管理などにより、収支の均衡を図ります。さらには、財政運営状況を市民に開示・公表していきます。



施策内容	1) 予算配分の重点化・効率化	本計画や行財政3か年実施計画に基づき、第7次行政改革大綱・実施計画や行政評価システムとの連携を図りながら、限られた財源を重要性や緊急性の高い事業へ重点的かつ効率的に予算配分を行います。
	2) 歳入の確保	<p>受益者負担の適正化の観点から使用料・手数料の見直しを行うことにより、負担の公平化と各種公共サービスの提供に必要な財源を確保するとともに、国や県の補助金の有効活用を図ります。</p> <p>財政の健全化と市民負担の公平化を確保するため、課税客体の的確な把握を行うとともに、介護保険料などの税外収入も含めた、より納付しやすい環境整備を行うことで、収納率の向上を目指します。また、初期滞納の抑制を強化しながら滞納整理を迅速に行う体制を強化することにより、滞納額の累積を防ぎます。</p> <p>市有財産について、売却も含めた有効活用による自主財源の確保を目指します。</p>
	3) 事業見直しやコスト管理	<p>事務事業の見直しや民間活力を導入するなど、簡素で効率的な行政運営を行います。</p> <p>定員適正化計画に基づき計画的な定員管理に努めます。</p>
	4) 公債費・特別会計の適正化	市債発行額の抑制等により市債残高を縮減し、公債費の削減に努めます。国民健康保険や下水道など、各特別会計における利用者の適正な負担レベルを検討し、各会計の自立性を高めて一般会計から特別会計への繰出金を抑制するよう努めます。
	5) 財政運営状況の情報開示	広報誌や市ホームページなどを通じて、市民生活への影響が大きい情報を分かりやすく、いち早く提供することにより、市の財政運営に対する市民からの理解を得ながら、市民の意見を反映できるように努めます。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
	第7次行政改革大綱・実施計画策定		収納サポートセンター運営事業	



収納サポートセンター

歳入・歳出の見通し（平成23年度～平成27年度）

第5次上尾市総合計画前期基本計画（平成23年度～平成27年度）の計画的な推進を図るため、この先5年間の歳入・歳出の見通しを立てました。

厳しい財政状況の中にあっても、この歳入・歳出の見通しを基に健全財政の確保に努めていくとともに、今後の経済動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行ってまいります。

歳入の見通し

（単位：百万円）

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	計
市税	29,628	30,132	30,614	31,104	31,601	153,079
地方交付税・地方譲与税等	5,223	4,845	4,484	4,116	3,743	22,411
国・県支出金	11,865	12,229	12,612	13,013	13,435	63,154
市債	4,597	4,597	4,597	4,597	4,597	22,985
その他	5,477	5,477	5,477	5,477	5,477	27,385
歳入合計	56,790	57,280	57,784	58,307	58,853	289,014

試算の考え方（歳入）

区分	考え方
市税	内閣府公表の「経済財政の中長期試算」を参考に算出
地方交付税・地方譲与税等	平成23年度予算額を基に市税の推移を考慮し算出
国・県支出金	平成23年度予算額に扶助費の伸びを考慮し算出
市債	平成23年度予算額と同額で算出

歳出の見通し

(単位：百万円)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	計
義務的経費 (A+B+C)	34,162	34,344	34,894	35,553	35,925	174,878
人件費 A	12,606	12,537	12,576	12,693	12,647	63,059
扶助費 B	14,604	15,096	15,612	16,154	16,723	78,189
公債費 C	6,952	6,711	6,706	6,706	6,555	33,630
普通建設事業 費	3,921	3,921	3,921	3,921	3,921	19,605
その他	18,707	19,015	18,969	18,833	19,007	94,531
歳出合計	56,790	57,280	57,784	58,307	58,853	289,014

試算の考え方(歳出)

区分	考え方
人件費	退職者・定員管理見込等に基づき算出
扶助費	平成 23 年度予算額を基に近年の伸びなどを考慮し算出
公債費	平成 22 年度及び平成 23 年度の市債発行見込額等を基に算出
普通建設事業 費	平成 23 年度予算額と同額で算出

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-2. 新たな行財政運営

7-2-3. 公共施設

●総合政策課・財政課・用地管財課・建築指導課・営繕課・教育総務部総務課

現況と課題

本市の公共施設は、昭和 40 年代の急激な人口増・都市規模拡大の中で集中的に整備されたものが多く、老朽化も進んでいますが、これまで十分に改修などが進んでいません。今後はさらに施設の老朽化が進むため、総合的かつ計画的な施設の改修や建て替え等が必要です。☞施策 1)へ

計画的な公共施設整備基金運用はもとより、施設の基本情報をデータベース化し、市有財産の有効活用や改修や建て替えなどを総合的、効率적かつ計画的に行える管理システムを構築することや、既存の公共施設の長寿化への工夫も必要です。☞施策 1)へ

本市の公共施設は、多くの市民に利用されており、震災時には避難拠点としての機能も求められております。このため、平成 19 年度に策定した「上尾市建築物耐震改修促進計画」に基づき、平成 27 年度までの耐震化工事完了に向けて、取り組んでいく必要があります。☞施策 2)へ

財政的な制約の中、補助金・交付金などを有効に活用しながら、市内の小・中学校を優先して耐震化工事に取り組んでいます。しかし、学校施設以外の公共施設での耐震化工事は進んでおらず、早急な取り組みが必要です。☞施策 2)へ

既存の公共施設については、厳しい財政状況や今後深刻化する人口減少、さらには社会動向の変化に対応した施設の必要性などを検証しながら、統廃合を含めた柔軟な公共施設の在り方を検討していく必要があります。☞施策 3)へ

市民ニーズや時代の要請に応え、新たな整備が必要な公共施設もあり、財政状況や利用需要を十分考慮しながら検討する必要があります。☞施策 3)へ

関連計画

上尾市建築物耐震改修促進計画(平成 20～27 年度)

基本方針

老朽化が進行している公共施設の維持管理について、総合的なマネジメントシステムを構築し、改修や建て替え、耐震化等の対応を計画的・効率的に行います。その中では、市民の理解を得ながら施設の統廃合や配置の適正化、必要な公共施設整備なども検討していきます。



施策内容	1) 公共施設の総合的管理の仕組みづくり	財政の制約が強まる中で、老朽化が進む公共施設の計画的な改修や建て替え等が図れるよう、総合的な公共施設の管理マネジメントシステムを構築し、財源の確保を図りながら計画的かつ効率的な施設の改修や建て替えなどを行います。
	2) 公共施設の耐震化等の推進	災害時の拠点施設としての機能及び施設利用者の安全確保の観点から、「上尾市建築物耐震改修促進計画」に基づき、公共施設の耐震化を順次進めていくとともに、公共施設の維持管理を図ります。
	3) 公共施設の適正な配置と整備	公共施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、住民の利便性に十分配慮するとともに、地域特性やバランス、財政状況等を考慮したうえで、施設の統廃合や社会状況の変化に対応した整備等について検討します。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業
		公共施設維持管理事業		公共施設耐震化事業
	公共施設管理マネジメントシステム構築事業			

7. 市民との協働と新たな行政運営

7-2. 新たな行財政運営

7-2-4. 市民サービス

●自治振興課・庶務課・IT推進課・契約検査課・市民課・市民税課・資産税課

現況と課題

平成 15 年から住基カードの制度が始まり、e-Tax の利用とともに少しずつ交付件数が伸びていますが、その他の電子申請については、申請から交付に至るまでの手続きが煩雑なため、普及には至っていません。☞施策 1)へ

市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るうえで情報技術は必要不可欠なものとなっており、電子自治体の進展が期待されています。電子申請のほか、電子入札、公共施設予約システム等の充実など、市民・事業者にとって便利で使い勝手の良いサービスを提供する必要があり、情報格差の解消にも、取り組む必要があります。☞施策 1)へ

ISO9001 の理念に基づき、特に市民が利用する機会の多い市民部、健康福祉部においてサービスの質の確保や業務改善に取り組んでおり、その他の部署でも、ISO9001 のノウハウを活用し全庁的に業務改善に努めています。☞施策 1)へ

市民部、健康福祉部の窓口については、土、日曜日にも開庁するなど、ライフスタイルの多様化に合わせた市民サービスを展開しています。今後もニーズを的確に把握しながら、より一層効果的・効率的なサービスの向上が求められています。☞施策 1)・2)へ

社会の複雑化、多様化とともに、地域の間人関係が希薄になってきています。独居世帯も増加する中で、市民が気軽に相談できる窓口の充実が求められています。☞施策 2)へ



市役所窓口での様子

基本方針

窓口などを介した市民サービスは、市民と行政の信頼の接点であり、常に市民の立場に立ち、個人情報適正な取り扱いを前提に、各種システムの構築などにより必要なサービスを提供し、相談窓口体制の充実も含め、市民満足度の向上を目指します。



施策内容	1)市民サービスの充実と効率化	ISO9001 のノウハウや市民満足度調査などを有効活用しながら、多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握することにより、市民にとって真に必要なサービスの提供を行い、市民満足度の向上を図ります。 公共施設予約、電子申請、電子入札など、情報セキュリティに留意しながら利用者の視点に立ったシステムを構築します。 IT の積極的活用などによる市民サービスの効率化を推進するに当たっては、「上尾市個人情報保護条例」にのっとり、市民の個人情報の適正な取り扱いの確保に努めます。
	2)相談窓口の充実	広報誌や市ホームページを通じて各種相談についての情報を広く市民に提供するとともに、各種相談窓口と連携して市民が気軽に相談できる体制の充実を図ります。



主な事業	事業名	協働事業	事業名	協働事業	
		市民相談事業(各種専門相談も含む)		電子申請システム管理運営事業	
		電子入札システム管理運営事業		公共施設予約システム管理運営事業	
		窓口サービス改善事業		ISO9001 認証維持事業	

用語

住基カード / e-Tax / 電子申請 / 電子自治体 / 電子入札 / ISO9001 ⇒用語解説(P160～P173)
へ

7. 市民との協働と新たな行政運営	目標指標
-------------------	------

施策の中項目	指標名	現況値	目標値 (H27 年度)	備考
7-1. 市民参加と協働の推進	市民活動支援センター登録団体数	15 団体	50 団体	
	ボランティアセンター登録グループ数	37 団体	42 団体	
	市ホームページアクセス数	527,948 件	702,000 件	トップページアクセス件数
7-2. 新たな行財政運営	行政改革の目標値の達成率	—	80.0%	平成 23 年度より第 7 次行政改革実施計画開始
	都市間連携の実績数(延べ)	8 市町村	10 市町村	
	市債残高	879 億円	860 億円	一般・下水・水道会計
	市有建築物の耐震化率	58.9%	100.0%	市で所有管理する 200 m ² 以上の建築物を対象
	市民満足度の割合(回答者の平均)	95.0%	95.0%	現況水準を維持する
	電子入札率(建設工事)	—	100.0%	平成 23 年度より電子入札を導入

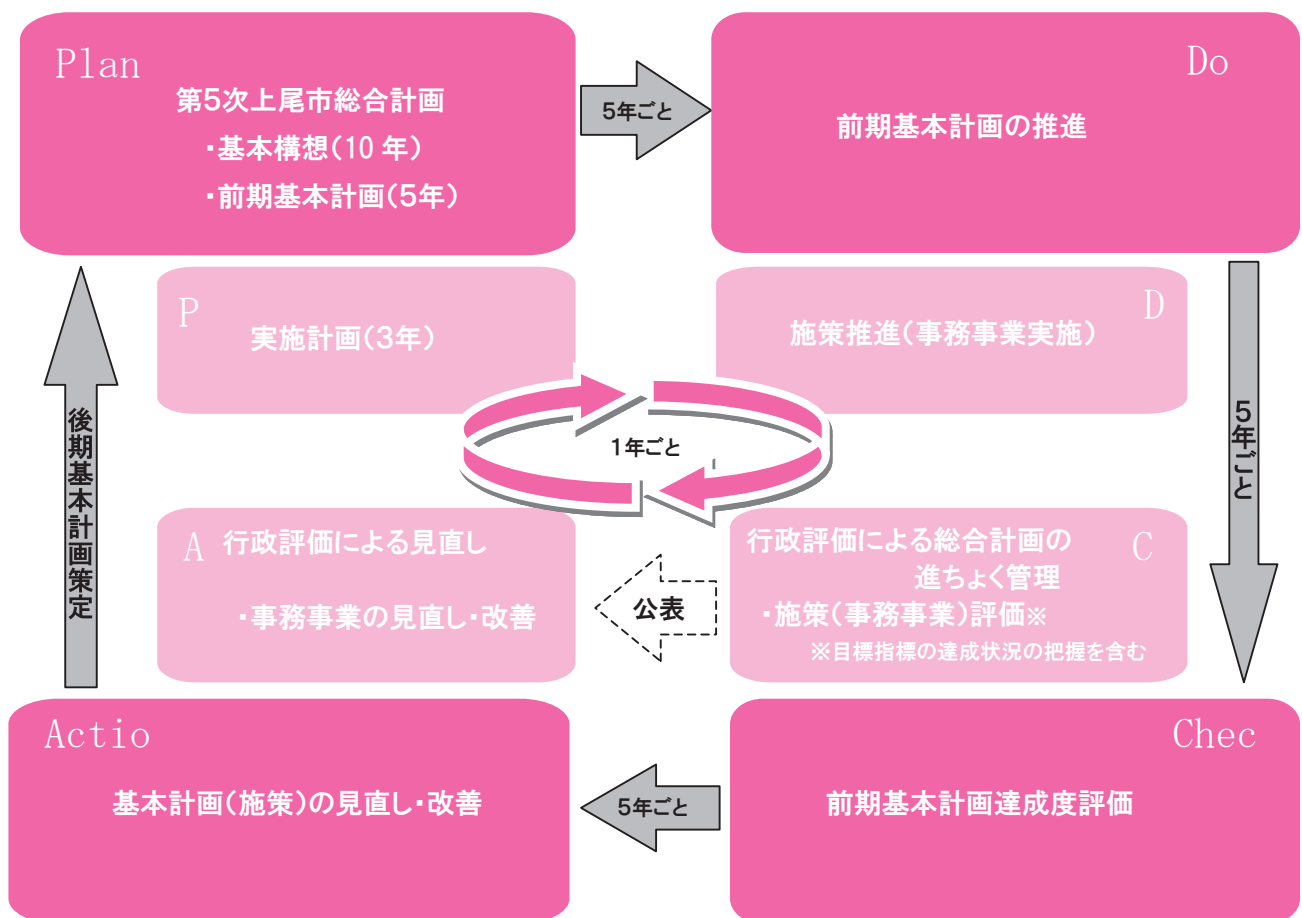
■計画推進に向けて

総合計画の進捗に当たっては、市民への説明責任が果たせるよう計画の進捗状況を明らかにしていく必要があります。

本計画では、まちづくりの基本方向ごとの巻末に施策の目標指標を設定し、これを基に行政評価を行いながら、進捗管理するとともに、平成28年度からの後期基本計画策定の際の基礎資料として活用してまいります。

進行管理に当たっては、PDCA サイクルによる計画策定(Plan)→実行(Do)→検証(Check)→改善(Action) による、継続的な仕組みにより進めてまいります。

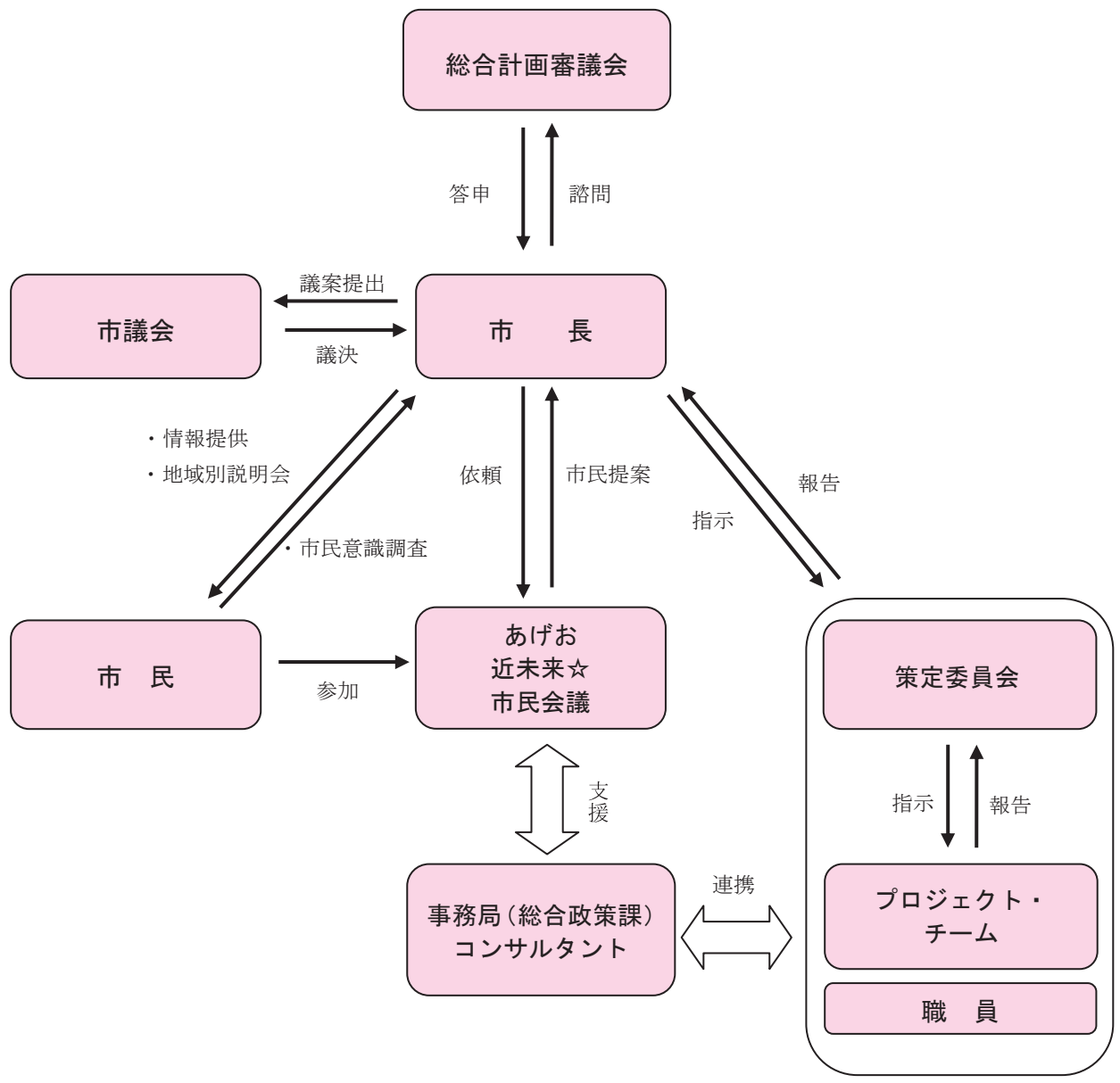
PDCA サイクルの総合計画の進捗管理 概念図



參考資料



● 策定体制



●上尾市総合計画審議会条例

○上尾市総合計画審議会条例

昭和44年3月31日

条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上尾市総合計画を樹立するため、上尾市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、市総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上尾市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 5人以内

(2) 市政の各分野において優れた識見を有する者 10人以内

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

■上尾市総合計画審議会委員名簿

No.	委員区分			氏名	備考
1	1号	市議会議員	会長	田中 守	
2	2号	優れた識見	副会長	平 修久	
3	1号	市議会議員	委員	道下 文男	
4	1号	市議会議員	委員	深山 孝	
5	1号	市議会議員	委員	井上 茂	平成22年4月27日から
6	1号	市議会議員	委員	西村 テル子	
7	2号	優れた識見	委員	榎本 忠夫	平成22年3月31日まで
8	2号	優れた識見	委員	平田 秀明	平成22年4月27日から
9	2号	優れた識見	委員	吉澤 栄一	
10	2号	優れた識見	委員	松本 悦子	
11	2号	優れた識見	委員	河野 忠	
12	2号	優れた識見	委員	山根 信夫	
13	2号	優れた識見	委員	太田 篤實	
14	2号	優れた識見	委員	土井 英明	
15	2号	優れた識見	委員	山崎 みつ江	
16	2号	優れた識見	委員	矢島 通夫	

敬称略

(任期：平成22年2月18日～平成23年3月31日)

●上尾市総合計画審議会への諮問及び答申

■諮問

上 総 第 1 8 8 号

平成22年2月18日

上尾市総合計画審議会 会長 様

上尾市長 島 村 穰

第5次上尾市総合計画（案）について（諮問）

このことについて、上尾市総合計画審議会条例（昭和44年条例第14号）第2条の規定により、下記について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 第5次上尾市総合計画 基本構想(案) (平成23年度～平成32年度)
- 2 第5次上尾市総合計画 前期基本計画(案) (平成23年度～平成27年度)

■答申

上尾市長 島 村 穰 様

上尾市総合計画審議会

会長 田 中 守

第5次上尾市総合計画（案）について（答申）

平成22年2月18日付け上総第188号により、本審議会に諮問された第5次上尾市総合計画基本構想（案）・前期基本計画（案）について、次のとおり答申します。

答申

本審議会は、市長から諮問のあった第5次上尾市総合計画 基本構想（案）・前期基本計画（案）について慎重に審議した結果、適切であると判断します。

なお、審議会における主な意見・要望を別紙のとおり取りまとめたのでご留意いただくとともに、上尾市の将来像である「笑顔きらめく“ほっと”なまち あげお」の実現を目指して、最大限努力されるよう要望します。

■意見・要望

◎全体的事項

行財政3か年実施計画は、毎年見直しを行っているが、総合計画との整合がとれている実施計画としていただきたい。

事業の推進には、目標とする成果を意識して取り組んでいただきたい。

協働によるまちづくりを推進するために、積極的な情報発信とともに市民ニーズを的確に把握していただきたい。

計画の進捗状況をしっかり把握するとともに、進行管理に取り組んでいただきたい。

◎支え合う安心・安全なまちづくり

全ての市民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会を実現することを目指し、様々な人権課題に対する取り組みを推進していただきたい。

高齢者、障害者のために、生きがいの場づくりへの取り組みを積極的に推進していただきたい。

◎未来につなぐ環境づくり

未来につなぐ環境づくりでは、市民の「みどり」や「環境」に対する意識は、非常に高いものがあることから、上尾市環境基本条例の理念に基づき市民・事業者の意識向上に対する取り組みを推進していただきたい。

廃棄物処理施設の維持・整備には多額の事業費が必要である。まずは、ごみの減量化を積極的に進めていただきたい。

社会資本整備への取り組みは、市民ニーズを的確に把握しながら、効率的・効果的に推進していただきたい。

◎快適な都市空間づくり

快適な都市空間づくりでは、大規模道路の整備など今後の状況変化に対応した土地利用を推進していただきたい。

◎美しく心豊かなまちづくり

心豊かな文化都市づくりを進めるために、地域文化の継承と創造に対する取り組みを積極的に推進していただきたい。

既存施設の有効活用などにより、文化財や歴史資料のための文化的施設の整備を進めていただきたい。

◎たくましい都市活力づくり

都市農業が持っている役割を認識し、地域の産業として推進していただきたい。

市民の安心・安全の確保と利便性の向上、高齢者や環境に配慮した商店街とするための商業環境整備を図るとともに、産学官民の連携を推進し、まちの顔として中心市街地の形成に取り組んでいただきたい。

工業は、まちの力であり、産業振興拠点や既存工業団地の整備に取り組み、上尾道路などの交通条件を活かした積極的な企業誘致を推進していただきたい。

◎明日を担う人づくり

人権教育の取り組みを推進し、相手の立場に立って考え、思いやりのある児童生徒の育成、いじめのない学校づくりを進めていただきたい。

◎市民との協働と新たな行政運営

協働には、若い世代のリーダーづくりが不可欠であるとともに、市民がまちづくりに積極的に参加できるシステムを構築し、協働の体制づくりを推進していただきたい。

厳しさを増す行政運営の中で、徹底した市民目線での無駄を省くとともに事業の精査を行うことで、財源確保に努めていただきたい。その上で、行政サービスが低下しないように国、県の補助金・交付金の有効活用を図りながら取り組んでいただきたい。

●上尾市総合計画策定委員会設置規程

○第5次上尾市総合計画策定委員会設置規程

平成20年8月8日
訓令第1号

(設置)

第1条 第5次上尾市総合計画(次条において「総合計画」という。)の策定を計画的かつ円滑に行うため、第5次上尾市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程(平成20年上尾市訓令第17号)第1条に規定する第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チームの作成した総合計画の案を調査審議し、総合計画を策定する。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、総合計画の策定に関する重要事項に関し協議するとともに、その総合的な調整を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員14人をもって組織する。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、企画財政部長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員会を組織する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した副委員長及び委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第6条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

教育長	秘書室長	総務部長	健康福祉部長	市民部長	環境経済部長	都市整備部長	建設部長
会計管理者	消防長	水道部長	議会事務局長	教育委員会事務局	教育総務部長	教育委員会事務局	学校教育部長

●上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

○第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

平成20年8月8日

訓令第17号

(設置)

第1条 第5次上尾市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則(昭和59年上尾市規則第11号)第6条第1項の規定に基づき、第5次上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム(以下「チーム」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー2人及びメンバー13人をもって構成する。

(職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

(策定委員会への報告)

第5条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を第5次上尾市総合計画策定委員会設置規程(平成20年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会教育長訓令第1号)第1条の第5次上尾市総合計画策定委員会(以下この条において「策定委員会」という。)に報告しなければならない。

- 2 チームは、策定委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗よく状況を策定委員会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、策定委員会がチームに対し総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度策定委員会に報告しなければならない。

(関係機関等との協議)

第6条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、企画財政部総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
(この訓令の失効)
- 2 この訓令は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

■上尾市総合計画後期基本計画策定プロジェクト・チーム名簿

NO	部	課名	職名	氏名	備考
1	企画財政部	広報課	主任	石川 弘之	
2	総務部	庶務課	主事	鈴木 加代子	
3	総務部	職員課	主査	棚澤 健一	
4	総務部	人権推進課	副主幹	正木 由紀子	サブリーダー
5	健康福祉部	子ども家庭課	主査	島本 健治	
6	健康福祉部	障害福祉課	主任	本橋 洋子	
7	健康福祉部	高齢介護課	主任	田口 倫秀	
8	市民部	市民安全課	主査	堀部 弘幸	
9	環境経済部	環境政策課	主査	千葉 浩	
10	環境経済部	上尾駅整備室	主幹	小幡 俊明	リーダー
11	都市整備部	まちづくり計画課	副主幹	柳田 浩史	サブリーダー
12	消防本部	警防課	主査	田島 直人	
13	水道部	総務課	副主幹	新井 一頼	
14	水道部	維持管理課	副主幹	内堀 真人	
15	教育総務部	総務課	主任	磯崎 優実	

(機構順)

●あげお近未来☆市民会議委員設置要綱

○あげお近未来☆市民会議委員設置要綱

平成21年5月1日
市長決裁

(設置)

第2条 第5次上尾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、市民の意見、要望等を取り入れ、それらを総合計画に反映させるため、あげお近未来☆市民会議委員（以下「委員」という。）を置く。

(職務)

第3条 委員は、総合計画を構成する基本構想及び基本計画について、総合的な観点から意見を述べ、提案を行うほか、総合計画の策定に関し必要と認める職務を行うものとする。

(定数)

第4条 委員の定数は、30人以内とする。

(委嘱)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体に属する者で、当該公共的団体の推薦するもの
- (2) 市政の各分野において豊富な活動経験を有する者
- (3) 市政について関心を有する者で、公募により選考されたもの

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年6月20日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

■あげお近未来☆市民会議委員名簿

No.	氏名	備考	No.	氏名	備考
1	青柳 茂樹		16	鈴木 玲子	
2	浅沼 仁史		17	高石 知子	
3	安藤 由美		18	竹村 絵里	
4	今川 修一		19	田島 直毅	
5	今村 至孝	副委員長	20	遠山 正博	
6	岡部 千里		21	友光 道教	
7	小川 浩		22	蓮見 正明	
8	小倉 新一		23	原田 嘉明	
9	川島 一郎		24	廣重 泰	
10	神田 喜美代		25	深澤 國昭	
11	國嶋 一矩		26	増山 勝利	
12	小林 幹生		27	松田 浩章	
13	小山 理恵		28	的場 保子	
14	近藤 博昭	委員長	29	柳 あけみ	
15	鈴木 早苗		30	山尾 三枝子	副委員長

[50音順]

● 策定経過の概要

○ 調査・組織別策定経過

市民意識調査	時 期：平成 20 年 12 月 2 日～12 月 16 日 調査対象：市内在住の 18 歳以上の市民 3,000 人 有効回収数：1,571 人 有効回収率： 52.4%
第 5 次上尾市総合計画 に係る基礎調査 達成度評価 市現況動向レポート	時 期： 平成 20 年 10 月～平成 21 年 4 月 方 法： 第 4 次上尾市総合計画達成度評価シートの作成 ・評価シートに基づくヒアリング ・施策ごとの達成度とりまとめ 人口・世帯の動向、将来人口の推計、産業・経済の動向、 公共施設・行財政の動向について分析
地域別意見交換会	上尾地域：平成 22 年 5 月 28 日 参加者 25 人 平方地域：平成 22 年 5 月 29 日 参加者 28 人 原市地域：平成 22 年 5 月 23 日 参加者 19 人 大石地域：平成 22 年 6 月 12 日 参加者 18 人 上平地域：平成 22 年 5 月 27 日 参加者 15 人 大谷地域：平成 22 年 6 月 11 日 参加者 40 人
市民コメント	時 期： 平成 22 年 10 月 7 日～11 月 8 日 方 法： 市広報誌や市ホームページを通じて意見を募集 提案件数 4 人 35 件
あげお近未来 市民会議	構 成： 一般市民公募および推薦者 30 人 期 間： 平成 21 年 6 月～平成 22 年 9 月 計 15 回開催 (上記以外に編集委員会 6 回・役員会 2 回開催) 内 容： 基本的課題への提案の検討(グループ討議) 基本構想、基本計画への提案の検討(グループ討議) 編集委員会を中心に提言書の作成
総合計画策定 プロジェクト・チーム	構 成： 主幹職から主事職 15 人 期 間： 平成 20 年 10 月～平成 22 年 8 月 計 21 回開催 内 容： 第 5 次上尾市総合計画策定に関し必要な事項の調査・検討 第 5 次上尾市総合計画案の作成
総合計画策定委員会	構 成： 副市長以下、部長など 16 人 期 間： 平成 20 年 9 月～平成 22 年 11 月 計 9 回開催 内 容： 第 5 次上尾市総合計画案を調査・検討し、第 5 次上尾市総 合計画を策定
総合計画審議会	構 成： 市議会議員および推薦者 15 人 期 間： 平成 22 年 2 月～平成 22 年 11 月 計 7 回開催 内 容： 第 5 次上尾市総合計画案について審議 ・平成 22 年 2 月 18 日(諮問) ・平成 22 年 11 月 15 日(答申)
市議会	平成 22 年 12 月定例会に議案提出

○年度別策定経過

平成 20 年度

9 月	・第 5 次上尾市総合計画策定委員会を設置
10 月	・第 5 次上尾市総合計画策定プロジェクト・チームを設置
12 月	・第 5 次上尾市総合計画策定に係る基礎調査の実施 ・市民意識調査の実施

平成 21 年度

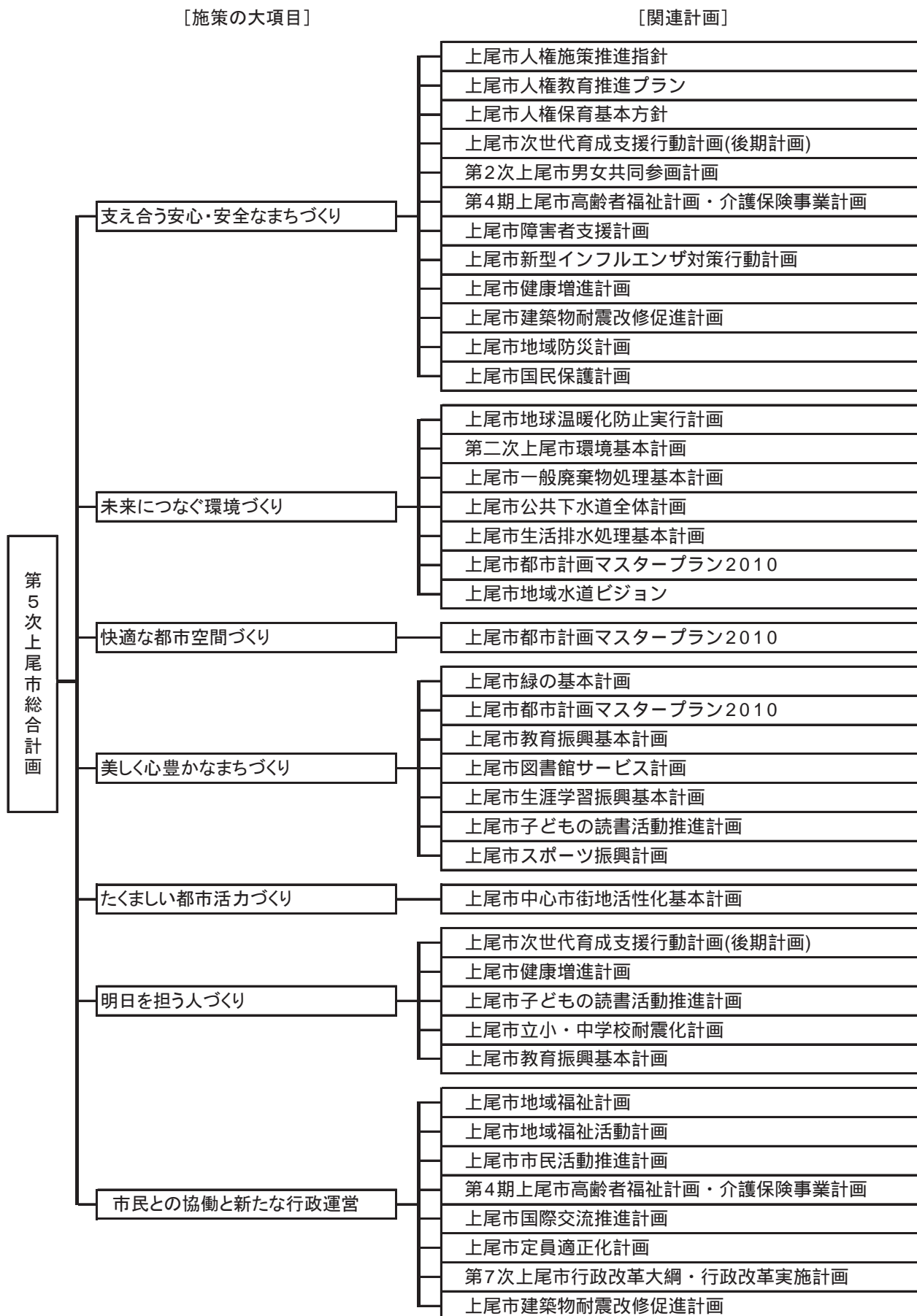
4 月	・基礎調査のとりまとめ ・基本的課題の整理
6 月	・第 1 回あげお近未来 市民会議（委嘱・基調講演）
7 月	・第 2 回あげお近未来 市民会議（上尾市の現状と課題）
8 月	・第 3 回あげお近未来 市民会議（上尾市の現状と課題）
9 月	・第 4 回あげお近未来 市民会議（上尾市の行政施策）
10 月	・第 5 回あげお近未来 市民会議（上尾市の進むべき方向）
11 月	・第 6 回あげお近未来 市民会議（上尾市の進むべき方向）
12 月	・第 7 回あげお近未来 市民会議（基本構想案・まちづくりの基本方向ごとの検討）
1 月	・第 8 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討）
2 月	・第 1 回総合計画審議会（委嘱・諮問・基本構想案の審議） ・第 9 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討）
3 月	・第 10 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討）

平成 22 年度

4 月	・第 11 回あげお近未来 市民会議（まちづくりの基本方向ごとの検討） ・第 2 回総合計画審議会（基本計画案の審議・あげお近未来 市民会議の取り組み状況）
5 月	・第 1～2 回あげお近未来 市民会議編集委員会（提言書作成） ・第 3～6 回あげお近未来 市民会議編集委員会（提言書作成） ・第 12 回あげお近未来 市民会議（提言書作成） ・地域別意見交換会（原市・上平・上尾・平方） ・第 3 回総合計画審議会（基本計画案の審議）
6 月	・地域別意見交換会（大谷・大石） ・第 13 回あげお近未来 市民会議（提言書作成） ・第 14 回あげお近未来 市民会議（提言書提出）
7 月	・第 4 回総合計画審議会（基本計画案の審議）
8 月	・第 5 回総合計画審議会（基本計画案の審議）
9 月	・第 15 回あげお近未来 市民会議（計画への反映状況説明）
10 月	・第 6 回総合計画審議会（基本計画案の審議） ・市民コメントの実施
11 月	・第 7 回総合計画審議会（基本計画案・答申案の審議） ・総合計画審議会（答申） ・上尾市議会 12 月定例会に議案提出

● 関連計画の概要

関連計画一覧



関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市人権施策推進指針	28	H15年度		人権が尊重される差別のないまちづくりの実現を目指して、人権の理念と重点的な施策及び全庁的な推進体制を定めた本市の基本的な指針です。
上尾市人権教育推進プラン	28	H18年度		全ての市民がお互いの人権を尊重しながら、共に生きる社会を実現することを目指すとともに、さまざまな人権課題の解決を図るため、学校、家庭、地域社会を通じて、広く市民に人権教育を推進するために策定されたものです。
上尾市人権保育基本方針	28	H19年度		乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期にあるという理念に基づき、全ての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富みいじめや差別を生まないこと、異なった文化をもった人たちと共生できる資質を養えることなど、人権保育の基本的方針を定めたものです。
上尾市次世代育成支援行動計画(後期計画)	28, 110, 112, 118	H22年度	H26年度	「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村は次世代育成支援対策の行動計画を策定することが義務付けられています。これに基づき、急速な少子化の進行、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、後期行動計画を策定したものです。
第2次上尾市男女共同参画計画	28	H23年度	H32年度	「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「上尾市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づき、本市における男女共同参画社会の推進に向けての基本的施策を示したものです。
第4期上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画	32, 38, 124	H21年度	H23年度	高齢者福祉計画は、全ての高齢者を対象とした老人福祉事業全般に関する施策を示すもので、介護保険事業計画は、介護保険法の規定に基づき、給付対象となるサービスの充実と円滑な運営を示すものです。これらは同時に策定されており、「上尾市高齢者福祉計画・上尾市介護保険事業計画」は、4期目の策定を迎え、要支援・要介護認定者の増加に伴い予想される介護給付費の適切な推計、介護予防、地域ケア体制の確立などを進めていくための各種施策を示したものです。
上尾市障害者支援計画	34, 36	H21年度	H30年度	「障害者基本法」第9条第3項の市町村障害者計画及び「障害者自立支援法」第88条第1項の市町村障害福祉計画に基づき、障害者の自立と社会参加を支援し、障害のある方々が社会の一構成員として障害のない人と分け隔てられることなく、地域の中で共に育ち、学び、生活し、働き、活動できるよう各種支援策を位置づけたものです。
上尾市新型インフルエンザ対策行動計画	36	H21年度		国や県のインフルエンザ行動計画との整合性を保ちつつ、本市の新型インフルエンザに対する、基本的な取り組み方や組織体制、情報収集、情報提供などについて定めたものです。
上尾市健康増進計画	36, 110	H22年度	H31年度	全ての市民が健やかで心豊かに生活できるよう、市民や各種団体、事業者、行政が連携して地域保健活動を強め、壮年期死亡の減少、健康寿命の延長及び生活の質の向上を図るため各種施策を示した計画です。
上尾市建築物耐震改修促進計画	42, 136	H20年度	H27年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定されたもので、市民などの生命と財産を守るため、地震による被害の低減を目指し、市内の特色を十分踏まえながら効果的な施策を検討することで、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修などを計画的に促進することなどを盛り込んだ計画です。

関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市地域防災計画	42	H20 年度		「災害対策基本法」第 42 条の規定により、市内地域の災害について、国の防災基本計画、埼玉県地域防災計画に基づき、市民の生命、身体及び財産の保護に関する必要事項を定めるため、上尾市防災会議が平成 20 年 3 月に策定した計画です。
上尾市国民保護計画	42	H23 年度		国民保護に関する実施体制、住民避難や救援などに関する事項及び備えておくべき物資や訓練などに関する事項を定めた計画です。
上尾市地球温暖化防止実行計画	52	H18 年度	H24 年度	「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条には、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出抑制に関する総合的かつ計画的な施策を策定し実施するよう努めることが規定されており、これに基づき、本市の地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制策や計画目標の設定、推進体制などを定めたものです。
第二次上尾市環境基本計画	52	H22 年度	H32 年度	「上尾市環境基本条例」第 8 条第 1 項の規定により、環境基本計画を策定するものとされており、これに基づき、本市の環境の保全及び創出に関する各種施策を示した計画です。
上尾市一般廃棄物処理基本計画	54	H18 年度	H27 年度	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることが義務付けられており、これに基づき、本市の一般廃棄物処理の中長期的な計画を定めたものです。
上尾市公共下水道全体計画	58, 60	H14 年度	H27 年度	荒川左岸南部流域下水道の全体計画が平成 13 年に見直されたことに伴い、これに整合を図るべく、本市の汚水及び雨水の全体計画を見直し、効率的な下水道事業の進展を図るため策定されたものです。
上尾市生活排水処理基本計画	58	H22 年度	H37 年度	水質の保全、改善及び生活環境の向上を目的として公共下水道や合併浄化槽などの整備を経済的かつ効率的に実施していくための計画です。
上尾市都市計画マスタープラン 2010	58, 66, 70, 72, 74, 76, 78, 80, 84	H23 年度	H42 年度	「都市計画法」第 18 条の 2 に規定されている都市計画の基本方針を定めたものです。本市では、平成 12 年度に当初の都市計画マスタープランを策定しましたが、近年の人口減少・高齢社会の到来、激化する都市間競争、低炭素社会への対応など社会経済情勢の変化が著しく、都市計画上の大きな転換期を迎えたことから、新たに都市計画マスタープラン 2010 として改訂したものです。
上尾市地域水道ビジョン	62	H21 年度	H30 年度	本市の水道施設の現状を勘案すると、経年施設の更新、耐震性の向上など早急に解決すべき課題があります。また、水需要が減り、料金収入の伸びが見込めない中、安定した給水の確保を図るためには、各種の施策を効率的、かつ効果的に実施する必要があります。この水道ビジョンは、これらの課題に対処するため、本市の水道事業の将来像を明らかにし、今後の施策を計画的に実施することを目的に策定されたものです。
上尾市緑の基本計画	84	H12 年	H32 年	緑地の適正な保全や緑化の推進を、総合的かつ計画的に実施するために、緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共施設、民有地の緑化の推進まで、市民・事業者・行政が一体となって緑づくりに取り組むために策定された計画です。
上尾市教育振興基本計画	86, 88, 90, 92, 94, 114, 116	H23 年度	H27 年度	改正教育基本法に基づき策定されたもので、本市の教育の課題を整理し、これを踏まえたうえで、教育の基本的考え方をまとめ、それに沿った教育振興に係る各種施策を盛り込んだ計画です。学校教育だけでなく生涯学習からスポーツ振興、図書館サービスも含めた本市の教育に関する総合的な計画となります。

関連計画名	掲載ページ	計画開始年度(年)	計画終了年度(年)	計画の概要
上尾市図書館サービス計画	90, 92	H22 年度	H26 年度	「くらしに役立ち、市民とともに歩む図書館」として、これからの図書館サービスや運営についての方向を示すための計画です。
上尾市生涯学習振興基本計画	90, 92	H23 年度	H27 年度	生涯学習・社会教育のあり方、課題、具体的な施策・事業を体系的に具現化するための計画です。
上尾市子どもの読書活動推進計画	90, 92, 112, 114, 116, 118	H23 年度	H27 年度	すべての子どもが、自主的に読書活動を行えるよう環境づくりを進め、学校や地域、図書館などが連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進できるように、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、策定するものです。
上尾市スポーツ振興計画	94	H24 年度	H33 年度	国の「スポーツ振興計画」及び県の「埼玉県スポーツ振興計画」に基づき、上尾市スポーツ都市宣言にふさわしく、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を推進する各種施策を、より体系的・計画的に推進するために策定するものです。
上尾市中心市街地活性化基本計画	100	H14 年度		民間活力などを利用しながら、中心市街地の整備改善に関する施策や商業の活性化に関する施策などを、ハード・ソフトにわたり総合的かつ一体的に推進するための計画です。
上尾市立小・中学校耐震化計画	114	H17 年度	H27 年度	学校施設は、地震などの大規模災害時には児童生徒の安全を確保するとともに、市民の避難場所としての重要な役割を果たすため、耐震改修が必要な小中学校に対して、耐震診断結果などを踏まえ国の基本方針で定めている平成 27 年度を目標に、計画的に耐震化を進めるため策定されたものです。
上尾市地域福祉計画	122, 124	H19 年度	H28 年度	地域福祉計画は、「社会福祉法」第 107 条に規定されており、市町村に対して、計画の策定が求められています。この計画は、市町村の地域を基盤に、地域住民の自立した生活を支えることを目的として、社会福祉サービスや地域福祉活動の目標を一体的に定め、その目標を実現するための手法や手順を明らかにする計画です。
上尾市地域福祉活動計画	122, 124	H20 年度	H24 年度	上尾市地域福祉計画では、社会福祉協議会などとの連携を深めながら、身近な地域福祉の拠点施設整備や情報提供・相談窓口の充実、見守り援助のためのネットワーク化の支援などについて積極的に取り組むことが位置付けられております。本活動計画は、この地域福祉計画と相互に補完・補強し合いながら、地域住民が交流を深め信頼関係を築き、地域福祉の課題解決に向けた住民主体の各種取り組みを推進するために社会福祉協議会が策定した活動計画です。
上尾市市民活動推進計画	122	H21 年度	H25 年度	市民活動を推進し、市民活動団体と行政との協働を進めるための各種施策を位置つけた計画です。
上尾市国際交流推進計画	126	H13 年度	H23 年度	外国籍市民との相互理解を深め、国籍や文化の違いに関係なく安心して共生していける環境づくりと、そのための国際交流に係る関連施策を示した計画です。
上尾市定員適正化計画	130, 132	H17 年度	H23 年度	簡素で効率的な行政体制の整備に向けて、事務事業・事務分掌の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間活力や OA の積極的な活用により、職員数の適正化を図っていくための計画です。
第 7 次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画	130	H23 年度	H27 年度	少子高齢化の進展などの時代潮流や複雑・多様化する市民ニーズに柔軟に対応し、厳しさを増す財政状況に耐えうる行財政システムへと転換を図るための本市の行財政運営の指針として、基本理念や基本方針、取り組み項目などを位置つけたものです。

●用語解説

用語	解説	ページ
【あ】		
ISO9001	ISOは《International Organization for Standardization（国際標準化機構）の略》で、140以上の国が参加し、国際標準規格を策定している。ISO9001は品質管理・品質保証に関する国際標準規格で、製品流通に対して一定のレベルの品質を確保することを目的としたもの。	P128 P138
ICT	《Information and Communication Technologyの略》情報や通信に関連する技術一般の総称のことで、「情報通信技術」、「情報コミュニケーション技術」と訳される。「IT（Information Technology：情報技術）」とほぼ同義だが、ITよりコミュニケーションを強調した表現。	P130
アクセシビリティ	目的物（建物やサービス、商品等）へのアクセスしやすさ、接近可能性などの度合いを示す言葉。高齢者や障害者も含めた誰もが到達しやすいという意味が込められる。	P71
上尾桶川伊奈衛生組合	上尾市、桶川市、伊奈町で組織し、し尿の処理及びこれに付帯する事務を共同処理するために昭和39年に設立された。	P57
上尾市情報セキュリティポリシー	情報セキュリティ（情報漏えいやウイルス感染の防止等）に関する組織の規定であり、セキュリティ対策の基本的な考え方や具体的なルール、手続きを網羅的に取りまとめたもの。	P130
上尾市文化芸術振興基金	文化芸術の振興及び普及を図るための活動支援や文化芸術の振興の目的をもって行う人物の派遣または招へいに関する事業の経費に充てるための基金。平成9年に上尾市文化芸術振興基金条例が施行される。	P87
上尾市街づくり推進条例	土地の利用方法や建築物の建築制限、その他のルールづくりなど、安全で住みやすい快適な環境の整備、開発及び保全に係る行為を「街づくり」と定義し、都市計画マスタープランの方針に沿った協働により「街づくり」を実現していくための制度。	P72
上尾市緑のアクションプログラム	「上尾市緑の基本計画」で示した施策を実現するため、短期（5年間）で実現可能な取り組みの具体的な行動計画を示すもの。	P84

用語	解説	ページ
上尾市市民コメント制度	市の施策などの立案の過程において、その立案に係る施策の趣旨、内容等を広く公表し意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいう。	P128
あげおフィルムコミッション	市内で撮影するテレビ・映画・CMなどの映像制作に対して支援するとともに、映像文化の創出や地域の活性化につながることを目指す活動。	P104
e-Tax	インターネット等を利用して電子的に各種申告・納税・届出などの手続きを行うことができる国税庁のシステム。	P138
異業種交流	個人や事業者が、自らが所属する業種と異なる業種の人と情報交換したり、提携したりすること。新たな刺激・発想を得て新しい価値を生み出すことを期待して展開される。	P103
インターンシップ	学生がインターン（実習生）として在学中に一定期間、企業で自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行う制度（Internship）で、学校と企業（非営利団体を含む）との連携によって行われる。原則として報酬は支払われない。	P107
エコライフ DAY	年に1日、地域ごとに定めた日に参加者が地球温暖化防止と環境のことを考えた生活をして、その成果を減らせた二酸化炭素量などの数値でまとめ、発表する取り組み。	P53
NPO	《Non Profit Organization の略》「非営利組織」との意味で、利益を目的とせず、社会的な使命（ミッション）の実現を目指して活動する組織や団体。収益活動もできるが、その用途は使命実現に向けた活動にしか支出せず、利益を分配しない。	P122
NBC 災害	《Nは nuclear（核）、Bは biological（生物の）、Cは chemical（化学の）の略》原発事故のような核汚染による災害、炭疽菌（たんそきん）事件のような生物汚染による災害、サリン事件のような化学物質汚染による災害の総称。	P45
【か】		
街区公園	主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で1か所当たり面積0.25haを標準とする。	P85
学校 ICT	学校において新たな教育課題への対応などを視野に ICT を活用していくこと（「ICT」の項参照）。	P114

用語	解説	ページ
学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。	P114
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。	P58
環境マネジメントシステム	組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、その達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム（EMS）《Environmental Management System の略》」という。	P53
観光ボランティアガイド	地域を訪れる観光客に対し、無料や低廉（ていれん）な料金で、自発的かつ継続的に自分なりのやり方で案内・ガイドする人のこと。全国の観光地で観光ボランティア組織が誕生しており、観光協会などを窓口としてガイドを受け付けているところが多い。	P104
揮発性有機化合物（VOC）	VOC《Volatile Organic Compounds の略》は、常温常圧で空気中に容易に揮発（きはつ）する有機化合物の総称で、主に人工合成されたもの。地下に浸透して土壌汚染や地下水汚染を引き起こすほか、大気中に放出され光化学反応によってオキシダントやSPM（浮遊粒子状物質）の発生に関与するとも考えられており、住宅などの室内空気汚染の原因物質としても注目されている。	P56
義務的経費	地方自治体の一般歳出のうち、支出することが制度的に義務づけられている経費のこと。人件費、扶助費および公債費の3つからなる。	P132
キャリア・カウンセラー	個人の興味、能力、価値観、その他の特性を基に、個人にとって望ましい仕事の選択・開発を支援するキャリア形成の専門家。資格制度も整えられている。	P107
救急救命士	平成3年4月に救急救命士法が制定されて制度化、医師の指示の下に救急救命処置を行うことを業とする人で、全国の自治体の消防機関に配置される救急隊の救急車に、常時最低1人乗車させることを目標とされている。	P44

用語	解説	ページ
近隣公園	主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園で1か所当たり面積2haを標準とする。	P85
グループウェア	企業内LANを活用して情報共有やコミュニケーションを効率化し、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。主な機能としては、電子メール機能、電子会議室機能、テレビ会議機能、電子掲示板機能、スケジューラ機能、文書共有機能などがある。	P130
グローバル化	グローバル化にはさまざまな定義があるが、経済分野では、企業（多国籍企業）が世界全体を市場と考え、供給者と購買者の関係を、国境を超えて世界的規模で構築することの意味で多く用いられる。	P102
景観行政団体	景観法に基づき、景観計画の策定など、良好な景観形成のための具体的な施策を実施する団体で、政令指定都市、中核市は自動的に、その他の市町村は、県と協議し同意を得ればなることができる。景観行政団体になると、景観計画の策定のほか、景観協議会の組織化、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定等を行うことができる。	P84
刑法犯認知件数	刑法犯とは、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る罪を除く）を犯した者で、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯などが該当する。認知件数は、警察において発生を認知した事件の数である（犯罪発生件数ではない）。	P46
建築協定	建築基準法に基づき、一定の地域の土地所有者等の全員合意によって、建物の建て方や使い方などについて協定を締結し、生活環境の維持・向上を図る手法。	P72
光化学オキシダント	窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じるオゾンなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。強力な酸化作用を持ち健康被害を引き起こす大気汚染物質であり、光化学スモッグの原因となる。	P56
後期高齢者医療制度	75歳以上の後期高齢者と、前期高齢者（65～74歳）で障害のある人を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度で、国の医療制度改革の一環として、平成20年4月1日から施行された。現在国では制度廃止に向けた検討が行われている。	P38

用語	解説	ページ
公債費	地方公共団体が道路や公園をはじめとした社会資本の整備に充てるために借り入れた債務（借入金）を返済する費用のこと。	P132
洪水ハザードマップ	荒川、鴨川、芝川が氾濫し洪水が発生した際に予測される、浸水区域や避難所などを示した地図。平成 22 年 1 月に全戸配布。	P60
広聴	住民の行政に対する意見、要望などを聞くこと。	P128
高度地区	都市計画法に基づく地域地区のひとつで、良好な住環境の保全、良好な街並み景観の創出、中高層建築物の建設に起因する近隣紛争の未然防止などを目的とし、建築物の高さを一定の範囲内に抑えるもので、用途地域指定区域内のみ指定でき、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める。	P66
「広報あげお」ハイライツ	「広報あげお」の中のコーナーで、外国籍市民に特に必要な情報を、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語に翻訳して掲載している。	P127
合流式下水道	汚水と雨水を同一の管きよを用いて排除する下水道システムで、早くから下水道事業に取り組んだ大都市を中心に採用されている。一般的な分流式に対して、水洗化普及と浸水対策が同時に解決できるメリットがあるが、雨天時に未処理下水の一部がそのまま流出する危険性を持つ。	P58
こんにちは赤ちゃん事業	生後 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、育児に関する様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報をきめ細かく提供していく事業。	P111
【さ】		
災害ハザードマップ	建物倒壊危険度や揺れやすさ、液状化危険度を地図に示した地震ハザードマップと荒川、鴨川、芝川が氾濫し洪水が発生した際に予測される、浸水区域や避難所などを地図に示した洪水ハザードマップで構成されたマップ。平成 22 年 1 月に全戸配布。	P43
サイクル&バスライド	自転車で拠点バス停まで行き、そこでバスに乗り換えて駅などの市街地に向かう交通形態。	P81
埼玉県環境整備センター	埼玉県が寄居町内に設置し、運営している最終処分場（埋立処分場）。	P55
彩の国資源循環工場	埼玉県環境整備センター敷地内に整備された複数の民間リサイクル施設及び研究施設などで構成する総合的な資源循環型モデル施設。	P55

用語	解説	ページ
シームレス化	シームレスとは「継ぎ目」のない状態のことで、公共交通におけるシームレス化とは、交通機関相互の接続や乗り継ぎの円滑化を図るため、その接続・乗り継ぎ部における「継ぎ目」をソフト・ハードの両面にわたって解消し、移動を全体として円滑かつ利便性の高いものにする事。	P74 P78
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、市街地内の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区の再整備を行う事業。敷地等の共同化・高度利用により多くの床や公共施設用地を生み出し、従前権利者の権利は原則として等価な再開発ビルの床（権利床）に置き換えられる。	P70
資源循環型社会	資源の循環的な利用を促進し、天然資源の消費を抑制することにより、廃棄物の発生が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。	P55
自主防犯ボランティア団体	自主的に防犯活動を行う団体。地域の自治会や商店街組合、PTA、NPO等が母体となり、児童生徒の登下校時の見守りやパトロール、学校等と連携した防犯教室の実施、地域安全マップづくりの活動などに取り組んでいる。	P46
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に、地方自治法の改正により平成15年に創設された制度。民間事業者やNPO、地域団体等も、議会の議決を経て、指定管理者に指定できることになった。	P95 P130
市民活動支援センター	社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を支援、促進を図ることを目的に、平成22年5月に上尾駅東口プラザ館3階に開所。	P125
住基カード	住民基本台帳カードのこと。居住する市区町村で交付が受けられるセキュリティに優れたICカードで、インターネットを利用して行政手続きができる電子政府・電子自治体の基盤ともなるものであり、利便性の向上、行政事務の効率化に役立つ。	P138
収納サポートセンター	電話により公金納付勧奨を行う組織。納付確認がとれていない納税者に対して、納期限が過ぎておることをお知らせし、早期の納付のお願いをするもの。市役所納税課事務室内に平成21年7月に設置。	P132

用語	解説	ページ
集約型都市構造	環境負荷低減型の都市活動、効率的かつ効果的な都市整備のため、市街地の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させるコンパクトな都市構造の考え方。	P66
焼却灰のセメント原料化事業	清掃工場などから発生した焼却灰をセメント工場でセメントの原料としてリサイクルする事業。1,450℃以上の高温で焼成されるため、ダイオキシン類は安全に分解される。	P55
親水性	親水（しんすい）とは、水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めること。環境問題への関心の高まりとともに、治水や利水に加えて親水が重視されるようになっている。	P60
スポーツボランティア制度	スポーツに関する知識や技術を活かした指導やスポーツ大会の開催等にスタッフとしての参加実績がある人などをスポーツボランティアとして登録し、各種のスポーツ活動やスポーツ大会、中学校の部活動等に派遣する制度。	P95
スポーツリーダーバンク	スポーツ活動の普及振興を図る目的で、スポーツ指導者の登録や紹介をする制度。	P95
3R	Reduce(リデュース：減らす)、Reuse(リユース：再使用)、Recycle(リサイクル：再資源化)の頭文字をとったもので、循環型社会形成のキーワードとして使われる。	P55
生物多様性	あらゆる生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を言い、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い概念。	P52
全国消費生活情報ネットワークシステム	国民生活センターと地方消費生活センターをネットワークで結び、消費生活に関する苦情相談情報などの収集を行っているシステム。PIO- <small>NET</small> 《Practical Living Information Online Network System の略》と称される。	P48
総合型地域スポーツクラブ	「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツを楽しめる社会の実現のため、地域住民が主役となり自ら運営・管理をするスポーツクラブのシステム。文部科学省の「スポーツ振興基本計画」（平成12年）で生涯スポーツ社会の実現に必要な不可欠な施策と位置付けられ、平成16年から（財）日本体育協会が育成事業を実施している。	P95

用語	解説	ページ
【た】		
第一次・第二次救急医療体制	救急医療は、休日・夜間及び緊急な医療に対応するもので、第一次救急医療施設は、主に休日・夜間などに外来診療により担当する医療機関、第二次救急医療施設は、救急隊及び第一次救急医療機関からの要請に応え、重症救急患者に対応する医療機関、第三次救急医療施設は、特殊診療などの重篤な救急患者に対し 24 時間体制で高度な医療を総合的に提供する医療機関とされている。	P36
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をダイオキシン類と総称している。ごみの焼却による燃焼工程などのほか、金属精錬の燃焼工程や紙等の塩素漂白工程など、さまざまところで発生し、人体にも影響する毒性を持つ。	P57
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	P126
地域子育て応援タウン	「日本一の子育て県」の実現のため、埼玉県が認定する制度。県内全ての市町村において適切な子育て支援サービスを提供できる、3つの要件（子育てに関する総合支援窓口の設置、地域子育て支援センターなど地域における子育て支援拠点のおおむね中学校区に1か所程度の設置、市町村子育てネットワークの設置）が備わった市町村が認定される。	P110
地域包括支援センター	介護保険法の改正に伴い平成 18 年度に創設された機関で、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応など、権利擁護を含む総合的な相談窓口、介護予防マネジメント、包括的・継続的なマネジメント等の機能をもつ機関。	P32
地区計画	地区の特性に応じた街づくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを都市計画に定める制度。	P67 P72
地産地消	地域で生産されたものをその地域で消費することを基本とした活動。	P99 P116
TDM（交通需要マネジメント）	交通（transportation）需要（demand）管理（management）の頭文字で、交通渋滞を緩和するため、道路などの施設整備だけでなく、車の利用者に対して車や道路の利用方法の変更や工夫を促し、交通需要そのものを調節する手法。	P74

用語	解説	ページ
低公害車	窒素酸化物（NO _x ）や粒子状物質（PM）などの大気汚染物質の排出や騒音の発生が少なく、燃費性能が優れている自動車の総称。電気（EV車）や天然ガス（CNG車）のほか、電気とガソリン併用のハイブリッド式（HV）、天然ガスとガソリン併用のバイフューエル車などがある。	P57
電子自治体	高度に電子化された市民サービス・業務システムを、インターネット等を利用したオンラインで市民に提供できる自治体を指す。各種申請等での市民の利便向上のほか、情報の電子化により効率的な業務の遂行が可能になり、より便利で質の高いサービス提供が可能になる。	P138
電子申請	従来は紙によって行われてきた申請や届出等の行政手続を、インターネットを利用して自宅や会社のパソコンを使って行えるようにするもの。	P138
電子入札	官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をこのネットワーク経由で行う方法。	P138
特別会計	国または地方公共団体の官庁会計において、一般会計とは別に設けられ、独立した経理管理が行なわれる会計のこと。	P132
特別用途地区	都市計画法上の地域地区のひとつで、用途地域内において特別の目的から土地利用の増進、環境の保護などを図るための地区。条例により建築規制の強化や緩和を行い、用途地域を補完する。	P67
特例市	地方公共団体のうち地方自治法に定める政令による指定を受けた市で、人口 20 万人以上を要件とし、中核市が処理することができる事務のうち、都道府県が一体的に処理すべきとされた事務以外のもの（環境行政・都市計画・建設行政等）を処理することができる。	P130
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心して安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する道路のことで、都市計画法に基づきルートや道路幅員が決められている。都市計画道路区域内には事業の円滑な実施を確保するため、都市計画法により建築制限が掛けられている。	P74 P76

用語	解説	ページ
都市下水道	主として市街地における下水(主に雨水)を排除するために地方公共団体が管理している下水道(公共下水道及び流域下水道を除く)で、一定以上の規模で、かつ地方公共団体が指定したもの。	P60
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、居住環境の向上、宅地の整形化による利用増進などを目的として、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい(減歩)、それを道路や公園などの新たな公共施設として活用し、利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。一般の公共事業のような用地買収方式ではなく、換地手法を取る。	P70 P72 P76
ドメスティック・バイオレンス	配偶者など(配偶者〔内縁含む〕、元配偶者)から振るわれる「暴力」で、身体的暴力、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などを指す。	P28
【な】		
内水ハザードマップ	市民に、各居住地がどの程度浸水する恐れがあるのかを知らせ、日頃からの大雨への備えを喚起するために作成する地図。河川堤防の決壊などによる外水氾濫に対応する洪水ハザードマップに対し、雨水を河川へ排水しきれず下水道や水路などから水があふれる内水氾濫に対応したもの。	P60
ニューカマー	1980年代以降に来日し、定住した外国人を指す。日系人の子孫(3世まで)は、法令に基づき定住ビザが簡易に発給されるため、ブラジルなど南アメリカ出身者を中心に多くの人々が来日している。	P126
年長フリーター	不景気を背景とした、いわゆる「就職氷河期時代」に学校を卒業し、正規労働者として就職するチャンスに恵まれないまま、現在もアルバイトなどの雇用形態で働く25～34歳の俗称で、現在100万人近くいるとされている。	P106
農業経営基盤強化促進法	効率的かつ安定的な農業経営を育成するとの観点から、農地の有効活用と農業経営規模の拡大を図り、志の高い農業経営者(認定農業者等)を総合的に支援することを目的とした法律。市町村が「基本構想」を策定し、地域において育成すべき農業経営の規模と数の目標を定め、これを目指そうとする農業者を認定し、農用地の利用をはじめ経営改善に向けた手助けを行うもの。	P99

用語	解説	ページ
ノーマライゼーション	住み慣れた地域社会において、障害のある人も、ない人も互いに支え合い、生活していくことが本来の望ましい姿であるとする考え方。	P116
〔は〕		
バイオマス・エネルギー	バイオマスとは、「生物量」、「生物の現存量」、「生物の総量」などと訳される。「バイオマス・エネルギー」は、動物や植物などのうち、化学変化などによってエネルギーに変換できる有機性資源のことを指し、代表的な例として、人間や家畜の糞尿、食物残さ（食べ残し等）、木材などがある。	P53
ハイリスク児	狭義には未熟児・低出生体重児だが、現在では、発育・発達過程に何らかの問題が生じる可能性がある人、さらには発育支援が必要となる子どもも含めてハイリスク児と呼ぶようになっている。	P35
バリアフリー	障壁（バリア）のない（フリー）の意。建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をし、高齢者や身体障害者が不便を感じないで生活できるようにすることである。	P76 P78 P101
バリアフリー新法	平成18年施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。従来の「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」を統合・拡充した法律で、高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進やそのためのソフト施策の充実も目指している。	P72
PFI	《Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略》公共施設等の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。	P131
PDCA サイクル	生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法のひとつで、計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Act）の流れを次の計画に活かしていくプロセスをいう。この考え方を体系化したデミング博士の名前から、欧米ではデミングサイクルとも呼ばれる。	P130
ヒートアイランド現象	都市部にできる局地的な高温域のことで、冷房等の空調、比熱の大きいコンクリートとアスファルトによる熱吸収、窓の反射の輻射熱（ふくしゃねつ）等により温度が上がる現象を指す。	P84

用語	解説	ページ
付置義務条例	大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者が、利用者のためにその建物の敷地内またはその周辺に一定の基準で算出した台数以上の自動車や自転車などの駐車場を設置しなければならないことを定める条例。	P81
ブックスタート事業	4か月健診の際に、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡す事業。絵本を通して、赤ちゃんと保護者がゆっくりと向き合い、心触れ合う時間を過ごすきっかけをつくることを目的としている。	P93
ブックポスト	無人の図書館資料返却受付設備。市内の図書館などに設置されている。	P91
武力攻撃事態	武力攻撃事態法で定義されている有事に関する概念のひとつで、日本が外部から武力攻撃を受けている状態、または明らかに武力攻撃を受けると予想される状態。	P42
ふるさとの緑の景観地	埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため、県では、昭和54年に「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を制定し、当時の高度経済成長期における都市化の進展に伴う緑地の減少に対して、景観に優れた緑地を「ふるさとの緑の景観地」などとして指定している。	P85
文化芸術振興基本法	文化芸術の振興の基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、総合的な推進と心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成13年に公布・施行された。	P87
ヘリコプターテレビ	ヘリコプターテレビ電送システムは、防災ヘリコプターに搭載したカメラで撮影した災害現場等の映像を、地上の基地局で受信し、防災行政無線回線などを用いて県や市町村等に即時に送るシステム。被災現場の状況が映像で即時に見えることで、迅速・的確な災害対策が可能になる。	P43
防火・準防火地域	都市計画法に基づき、防火のために特に指定される地域。この地域内の建物は、建築物の規模に応じて、耐火建築または簡易耐火建築としなければならない等の制約を受ける。	P42
防火対象物	建築物をはじめ、車両や船舶、山林など火災予防の対象となる全てのものを指す消防法令上の呼称。	P44

用語	解説	ページ
【ま】		
まなびすと指導者バンク	市民の生涯学習活動を支援する講師や指導者を要望に応じて紹介するシステム。生涯学習活動における指導者の活用と生涯学習活動の推進に寄与することを目的とする。	P91
道の駅	一般道における休憩機能、情報交流機能、地域の連携機能を持つ施設として国土交通省が中心となって整備を進めているもの。	P67
みどりの学校ファーム	学校単位で農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取り組み。	P116
みどりの基金	市民と行政が一体となって緑化を推進し、快適に住みやすく安全な都市環境をつくるために創設された基金。これまでに「原市ふるさとの緑の景観地」、「藤波・中分ふるさとの緑の景観地」の公有地化事業や、「桜オーナー制度」による植樹に活用されている。	P85
無効水量	浄水場から送り出した水のうち、漏水など有効に使われなかった水の量。	P63
メディカルコントロール体制	消防機関と医療機関との連携によって、〔1〕救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる、〔2〕実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、〔3〕救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う体制。	P45
【や】		
有収率	浄水場から送り出した水量に対し、水道料金の対象になった水量の割合。消火栓や管洗浄、漏水等の水量は対象外となる。	P62
ユニバーサルデザイン	ユニバーサル（「普遍的な」、「全体の」）という言葉が示すように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるように建築物や構造物、商品等をデザインすることをいう。	P70 P72

用語	解説	ページ
用途地域	都市計画法に基づく地域地区のうち最も基礎的なもので、住居、商業、工業などを適正に配置し機能的な都市活動を確保するとともに、建築物の用途や建ぺい率、容積率、高さなどを規制・誘導し、都市全体の土地利用の基本的な枠組みの設定、計画的な街づくりに大きな役割を果たす。	P66
【ら】		
ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりやその段階をいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。	P29
ライフライン	電気、ガス、水道など市民生活に必要なものを線（ライン）によって供給する施設や機能。命綱や生命線という意味からこう呼ばれる。	P62
LAN	《Local Area Network（ローカル・エリア・ネットワーク）の略》1つの建物の中や同一の敷地内など、比較的狭い限られたエリア内で用いられるコンピュータネットワークのこと。一般家庭、企業のオフィスや研究所、工場等で広く使用されている。	P115
【わ】		
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」。年齢、性別を問わず誰もが、仕事だけでなく、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自分の意思でそのバランスを選択できる状態をいう。	P28 P106 P110 P113